

農業水利施設を利用した環境用水の 水利権取得に関する手引き



新潟市亀田郷地区



仙台市六郷堀・七郷堀地区

平成21年3月

農林水産省農村振興局整備部水資源課

はじめに

我が国の農業は、稲作を中心として永い歴史の中で水と深い関わりを持ちながら現在に至っています。

この間、先人達は我が国の豊かな水を活かし、水を利用できる土地はすべて水田として拓き、この水を反復利用する形でその下流にさらに新田を開発してきました。こうして構築されてきた農業水利システムは、我が国の風土に巧みに順応するとともに、風土の基盤を形成する等、あたかも自然の一部であるかのように機能し、豊かな自然環境を維持し続けています。

農村地域は、農業生産の場であると共に生活の場でもあり、『農業用水』は単に農作物の生産のための「かんがい用水」にとどまらず、従来から飲用・洗濯等の「飲雑用水」、「防火用水」、「消流雪用水」、「環境用水」等のいわゆる「地域用水」として地域の人たちに利用されています。特に農業水利施設周辺の水辺景観の形成、水質の浄化、生態系の保全等、農業用水は、農家・土地改良区による農業水利施設の適正な維持管理を通じて、多くの環境便益を地域にもたらしているところです。また、農業水利施設、特に他部門に比べて大量の水が流れる農業用水路の中には利用可能な落差を持つものが多く、小水力発電の導入の可能性が高いことから、環境負荷が小さい再生可能エネルギーの活用によるCO₂削減だけでなく、農村の振興にも資することが期待されています。

このような中、周辺水路の水質や景観を改善したい地域住民や環境保全を推進する市町村等から、新たな環境用水について農業水利施設を利用して取得したいとの要望が出てきています。

国土交通省では、新たな環境用水の利用に対する国民的な要望に応えるため、「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」(平成18年3月20日国土交通省河川局水政課長・河川環境課長)を通知し、新たな環境用水の取得のための取扱いを明らかにしました。

このようなことから、この手引きは、国土交通省の通知を踏まえ、水路の水質や景観を改善したい土地改良区や、環境保全を推進する市町村等が、農業水利施設を利用して環境用水の水利権を取得する際に検討が必要となる事項を取りまとめたもので、農業水利施設の適正な利用を通じて地域の水環境の改善に資することを目的にしています。

この手引きは、環境用水の水利権を取得した「仙台市六郷堀・七郷堀地区」(平成17年1月)及び「新潟市亀田郷地区」(平成19年10月)を参考に作成したのですが、事例の数が未だ少ないことから、必ずしも新しい現場の課題の全てに応えられるものとは限りません。このため、今後とも事例研究を積み重ね、必要に応じて改定していくこととしています。

目 次

1. 目的及び適用範囲	1
1-1. 目的及び適用範囲	1
1-2. 環境用水の定義	2
1-3. 「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（国土交通省課長通知） の概要	3
(参考)	
1. 農業用水の分類	4
2. 環境用水の取水パターン	6
3. 手引きでの取扱い	7
2. 環境用水の水利権取得にあたって	8
2-1. 環境用水の水利権取得までの流れ	8
2-2. 事前調査	10
2-3. 必要水量の把握	11
1) 水質改善のための必要水量	11
2) 生態系保全のための必要水量	13
3) 景観・修景のための必要水量	15
4) 生活環境の維持・改善のための必要水量	17
5) 水田の冬期湛水のための必要水量	18
2-4. 取水する河川の流況確認	20
2-5. 試験通水	22
2-6. 実施・管理体制	24
1) 水利権主体	24
2) 用水管理者	25
3) 費用負担	26
4) 通水管理体制	26
2-7. 施設所有者以外の者が農業水利施設を使用する場合の手続き	28
1) 他目的使用	29
(参考 1) 他目的使用の手続き事例	31
(参考 2) 農業水利施設の管理と処分にかかわる法令等	32
2) 共有持分付与	33
2-8. 水利使用許可申請書	34
2-9. 運営組織の立上げ	45

3. 水利使用の許可の申請にあたっての留意事項	46
3-1. 事業内容に関する事項	46
3-2. 申請者に関する事項	47
3-3. 必要水量に関する事項	49
3-4. 水源に関する事項	50
3-5. その他事項	51
3-6. チェックシート	52
4. 地域水ネットワーク再生事業の活用	54
5. 環境用水の取得事例	56
5-1. 仙台市六郷堀・七郷堀地区	56
5-2. 新潟市亀田郷地区	64
6. 農業用水を利用した小水力発電への取組み	74
7. 参考資料	75
7-1. 地域水ネットワーク再生事業	78
7-2. 環境用水の取扱いに関する通知	94
7-3. 関係法令・通知等	101
7-4. 参考文献	130

1. 目的及び適用範囲

1-1. 目的及び適用範囲

この手引きは、農業水利施設を利用して新規に「環境用水」の水利権を取得するために必要となる事項を取りまとめたものであり、農業水利施設を利用して地域の生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的としています。

- この手引きは、「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 20 日国土交通省河川局水政課長・河川環境課長）に示された内容を踏まえ、農業水利施設を利用して新規に環境用水の水利権を取得するための必要な手続き等について取りまとめたものです。

（通知は参考資料 94 ページ参照）

- この手引きでいう「農業水利施設」とは、環境用水を取水、通水、排水するために利用される施設のうち、土地改良事業で造成されたものを対象としています。

- この手引きは、「環境用水」を対象としており、「消流雪用水」、「防火用水」等は対象としていません。

なお、「消流雪用水」の取扱いについては、「消流雪用水の取扱いについて」（平成 4 年 8 月 31 日建設省河川局水政課長・開発課長）及び「消流雪用水の取扱いについて」（平成 12 年 12 月 12 日建設省河川局水利調整室長・水源地対策室長）に明示されています。

（通知は参考資料 98 ページ及び 99 ページ参照）

- この手引きは、必要水量の把握、取水する河川の流況把握、試験通水、実施・管理体制、施設所有者以外の者が農業水利施設を使用する場合の手続き等を検討対象としています。

1-2. 環境用水の定義

環境用水とは、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした水利使用のことです。

■ この手引きでは、農業水利施設を利用して新規に環境用水の水利権を取得するための水利使用として、次のように想定しています。

- 1) 農業目的以外の水質の改善・浄化で、農業水利施設を活用するもの
- 2) 親水空間の創出で、農業水利施設を活用するもの（レクリエーションや環境教育の場の提供等）
- 3) 新たな景観の創出や修景で、農業水利施設を活用するもの（水車の設置等）
- 4) 生活環境の維持・改善で、農業水利施設を活用するもの（洗い場等の設置等）
- 5) 生態系の保全のために、農業水利施設を活用するもの（魚類の保全等）
- 6) 生態系の保全のために、冬期に水田に湛水するために農業水利施設を活用するもの（鳥類の保護等）
- 7) その他

■ 環境用水の主な特徴は、次のとおりです。

- 1) 水路等を水が流れること自体で効果を発揮する
- 2) 地域住民等不特定の者が便益を受け、受益者を特定できない場合が多い
- 3) 効果を数値で評価することが困難な場合が多いため、負担額や便益額を金額換算することが難しい

1-3. 「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（国土交通省課長通知）の概要

「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」の概要は以下のとおりです。

- ①申請主体は、原則として地方公共団体ですが、土地改良区等も要件を満たせば申請が可能です。
- ②豊水を水源とすることも可能ですが、その場合には劣後条項が付記されます。
- ③許可期間は、原則 3 年間が上限です。
- ④渇水時には取水ができないことを想定する必要があります。

■ 国土交通省河川局水政課長・河川環境課長通知「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 20 日）では、環境用水は公共の福祉の増進に資するよう使用されなければならないと、申請主体は、「原則として地方公共団体」となっています。ただし、土地改良区や NPO 等も、要件を満たせば申請が可能です。（「3-2. 申請者に関する事項」参照）

■ 水利使用許可にあたっては、通常、取水予定量がその河川で 10 年に 1 回程度発生する渇水流量（基準渇水流量）から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであることが原則となりますが、継続的な取水を確保しなくても環境用水の目的が達成できる場合は、豊水（基準渇水流量以上の流量）を水源として許可されます。ただし、劣後条項が付記されます。（「2-4. 取水する河川の流況確認」、「3-4. 水源に関する事項」参照）

■ 一般的に、かんがい用水の許可期間は 10 年、発電用水の許可期間は 30 年（平成 21 年 4 月 1 日以降の更新、新規は 20 年）であり、許可期間が切れる場合には期間更新が可能です。環境用水の許可期間は原則 3 年間を上限とし更新条項がないことから、環境用水の通水を継続する場合には、許可期限までにその必要性を確認する等により、新たに許可申請しなければなりません。

■ なお、河川法第 53 条に規定されている渇水時の水利使用の調整について、環境用水は対象としないこととなっています。従って、渇水時には取水ができないことを十分想定しなければなりません。

〈参考〉

1. 農業用水の分類

農村地域は、農業生産の場であるとともに生活の場でもあり、「農業用水」は単に農作物の生産のための「かんがい用水」にとどまらず、従来から飲用・洗濯等の「飲雑用水」、「防火用水」、「消流雪用水」、「環境用水」等のいわゆる「地域用水」として地域の住民に利用されています。農業用水を機能に着目して概念的に分類すると、下表のようになります。

農業用水の機能分類			利用目的	利用形態
農業用水	かんがい用水	かんがい用水 (作物生産)	農業生産及び営農	独立した水量
		水路維持用水		
		営農用水① ※1		
	地域用水	営農用水② ※2	農村地域の生活	農業用水の多面的機能
		飲雑用水		
		防火用水		
		消流雪用水		
		環境用水 ※3		

※1 営農用水①：利用が土地に帰着した営農用水

- ・栽培管理用水（苗代用水、代かき用水、準備用水等）
- ・気象災害防止用水（土壌風食・風害防止、凍霜害防止、潮風害防止、降灰除去等のほ場環境を整備するための用水）
- ・管理作業省力化用水（病虫害防除、施肥、除草剤散布、かん水除塩・土壌消毒等のほ場環境を確保するための用水）

※2 営農用水②：利用が土地に帰着しない営農用水

- ・農業施設管理用水（ハウスの保温・冷房用水）
- ・家畜用水（家畜の飲用水、畜舎の洗浄用水等）

※3 環境用水：生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水（水質改善、親水空間形成、修景、生態系保全等）

さらに、地域用水を機能別で分類すると、以下のようになります。

- 1) 農業に付随して需要が発生するもの（営農用水②）
- 2) 農村地域の生活に密接に関連し、農業用排水路を通じて機能が発揮され、農業用水の多面的機能として理解されてきたもの（飲雑用水、防火用水、消流雪用水、環境用水）

一方、今まで長い歴史の中で“農業用水”（農業のために必要な水）として社会的承認を受けてきた慣行的な用水は、水利権上、農業用水からかんがい用水として扱われるようになり、「かんがいのために必要な水量」に限定されるようになりました。そのかんがい用水の水量の中で発揮されている地域用水（営農用水②を除く。以下同じ。）は、今まで地域用水機能として扱ってきました。

地域用水機能・・・かんがい用水として取水した用水が副次的に有する地域用水としての機能

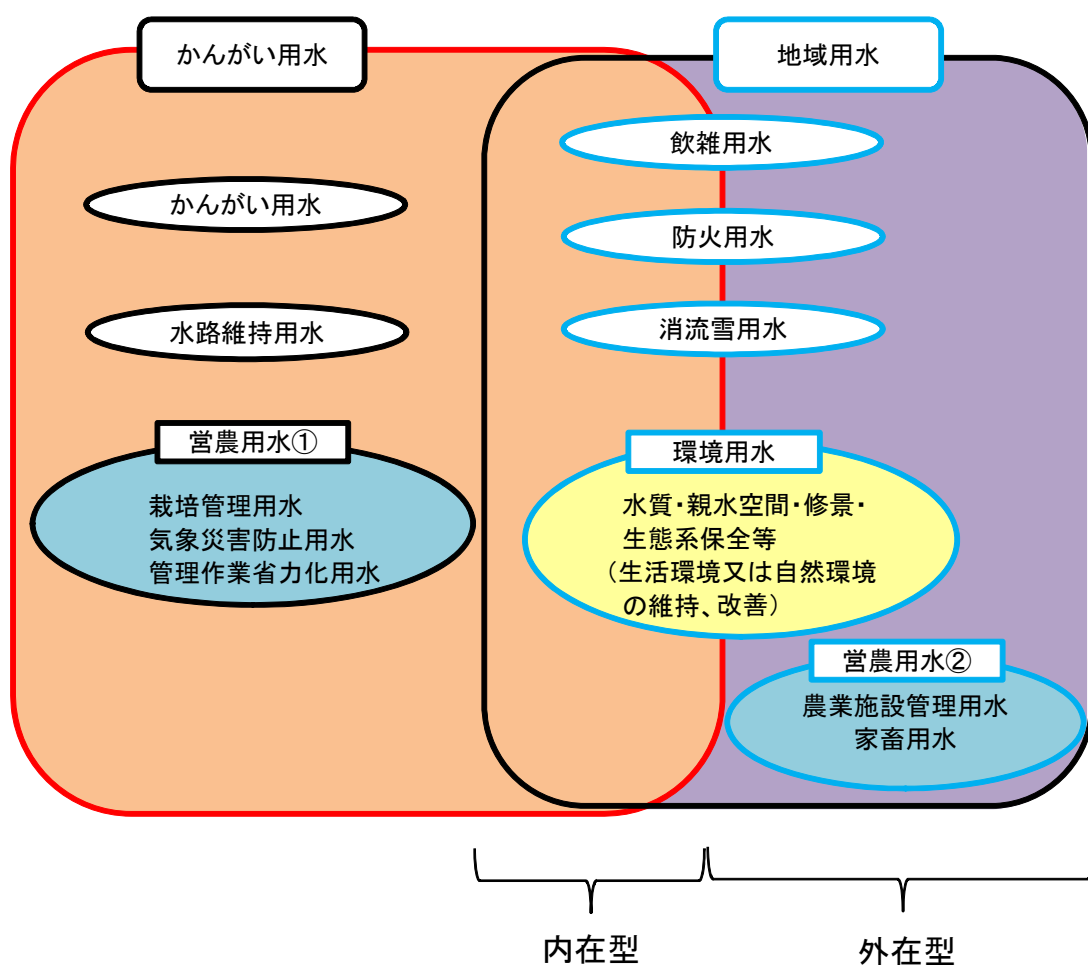
しかし、かんがい用水の取水量の減少や非かんがい期の断水等により、かんがい用水とは分離した地域用水が顕在化してきています。

ここでは、かんがい用水の水量の中で発揮される地域用水と、かんがい用水の水量から独立した地域用水を以下のように定義します。

内在型・・・かんがい用水の水量の中で発揮される地域用水（地域用水機能）

外在型・・・かんがい用水の水量から切り離して発揮される地域用水

これらを概念図で示すと下図のようになります。



さらに、環境用水を主体にかんがい用水との関係を水利権という要因を加えて分類すると下表のようになります。

区 分	水 利 権 取得区分	水利権の目的	水利権者	施設対応 (環境用水通水)	環境機能発揮状況
内在型	取得しない	かんがい (取得済み)	土地改良区等	—	かんがい用水の内 数で機能発揮
	取得する	かんがい (増量・期間 変更で取得)	土地改良区等	①既存施設の利用 ②施設の新設 (かんがい目的)	かんがい用水の内 数で機能発揮
外在型	取得しない	(河川管理行為)	—	①施設の新設 ②他事業施設（農業 用施設等）の利用	環境用水として独 自に機能発揮
	取得する	水質改善等 (環境目的)	市町村等	①施設の新設 ②廃用施設（農業用 等）の利用 ③他事業施設（農業 用施設等）の利用	環境用水として独 自に機能発揮
			土地改良区等	①既存施設の利用 ②施設の新設（主た る目的はかんがい）	

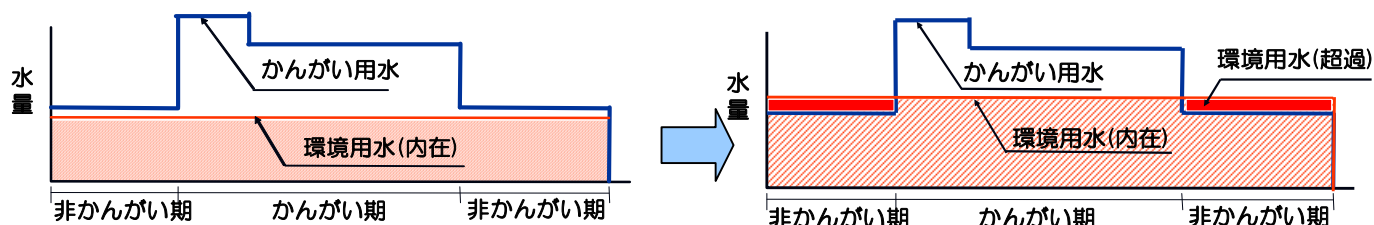
2. 環境用水の取水パターン

農業水利施設を利用した、環境用水とかんがい用水の水量の関係を上記表をもとに分類すると下図のようになります。

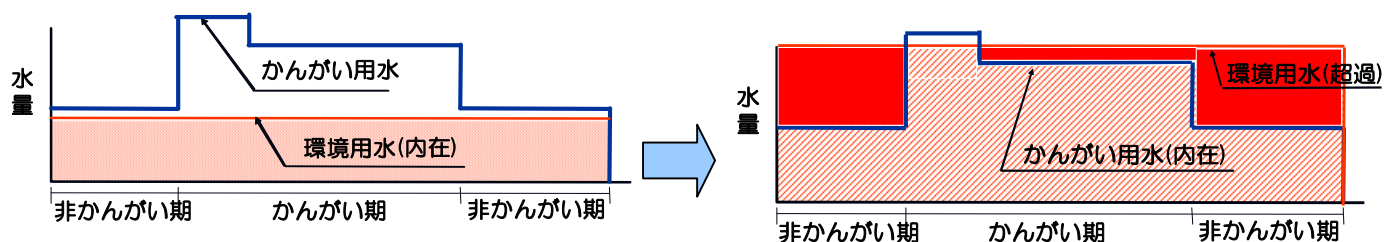
a 追加・変更型(超過)

〔かんがい用水に変更はないが、環境用水の増量が必要となった、またはかんがい用水が減少し、環境用水がかんがい用水を超過した〕

a-1 従来、非かんがい期水利権（水路維持用水等）を確保していたが、環境用水機能の増進が図られ、非かんがい期において環境用水量がかんがい用水量を上回った場合。



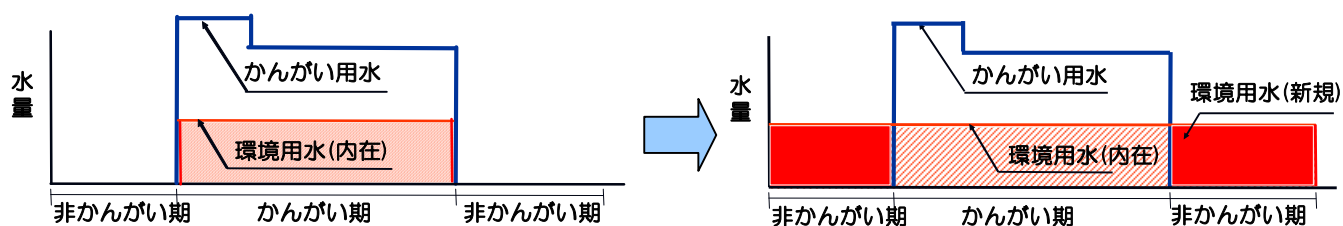
a-2 非かんがい期以外でも年間を通じて環境用水量がかんがい用水量を上回った場合。



b 新規取得型(新規)

〔かんがい用水には変更ないが、非かんがい期の環境用水が新たに要望された〕

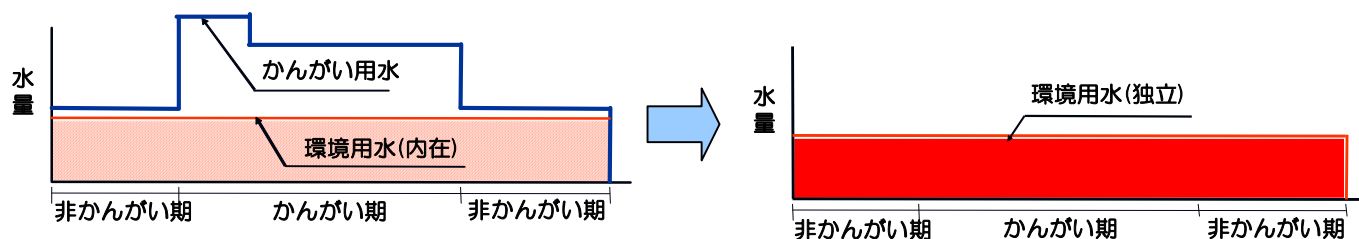
非かんがい期の水利権がない地区において、例えば冬期での水路の水質悪化、悪臭の発生、景観・修景等の観点から環境用水の取水の必要が生じた場合。



c かんがい用水消滅型(独立)

〔通路変更やかんがい対象面積の消滅等によりかんがい用水の取水は必要なくなったものの、修景用水の必要性が残る等環境用水が顕在化した〕

井堰の合口、統合等によって、かんがい用水の通水は、他の水路へ変更となり、当該水路での通水の必要がなくなった。しかし、当該水路には環境用水の機能（生態系保全、景観・修景等）が必要とされ、環境用水単独での通水が必要となった場合。



3. 手引きでの取扱い

この手引きでは、上記取水パターンの追加・変更型及び新規取得型の超過・新規部分について、農業水利施設を利用して新規に環境用水の水利権を取得する場合を対象としています。

しかし、かんがい用水消滅型にあっても、水利権取得にあたっては、同様の方法・手続等が必要になりますので参考としてください。

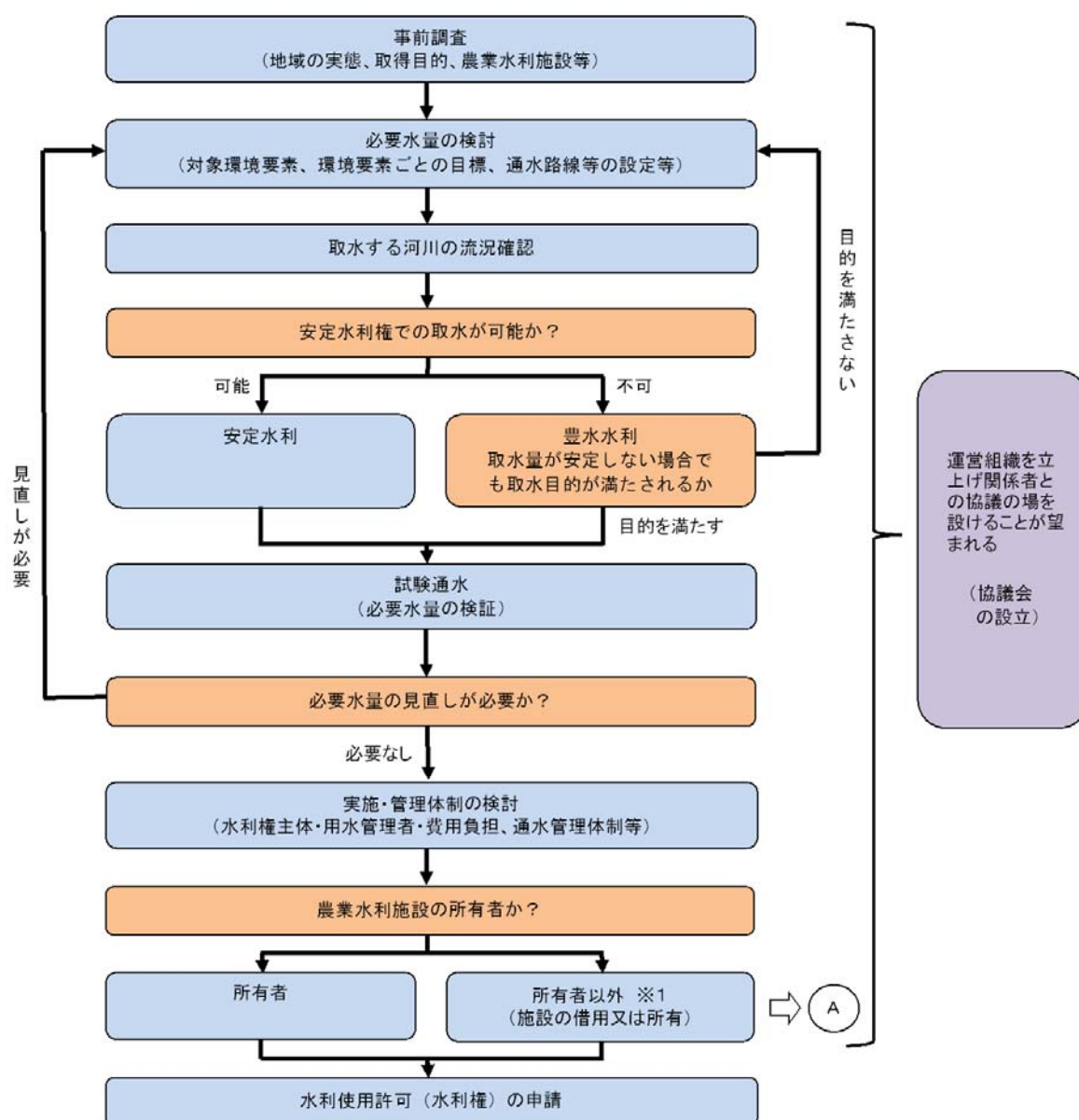
2. 環境用水の水利権取得にあたって

2-1. 環境用水の水利権取得までの流れ

環境用水の水利権を取得するにあたっては、事前調査、必要水量の検討、水源状況の確認、実施・管理体制の検討、施設の使用に係る手続きや水利使用許可の申請等が必要となります。

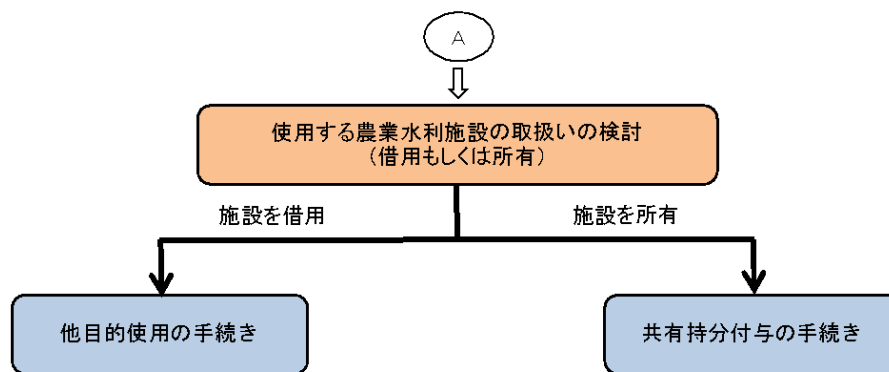
なお、これら調査・検討を円滑に進めるためには、運営組織の立上げが効果的です。

■ 環境用水の水利権取得までのフロー図



※1 農業水利施設の所有者以外が施設を使用する場合の手続き

次頁へ



- 環境用水の水利権は、許可期間が原則３年間を上限とし、更新条項も付されないことから、環境用水の通水にあたっては、施設を借用する他目的使用（土地改良法施行令第５９条（他目的への使用等））が一般的と解されますので、この手引きでは他目的使用の手続きを主体にとりまとめます。

2-2. 事前調査

環境用水の水利権を取得するにあたっては、基本的には次のような事項について事前調査を行います。

- ①環境に関する地域の実態把握
- ②ニーズや課題の整理（取得目的の明確化）
- ③地域の既得水利権の整理
- ④地域の農業水利施設の整理（所有者、維持管理者等）

■ 環境に関する地域の実態把握

環境用水を必要とする地域の実態を把握します。例えば水路の水質浄化の要望であれば汚濁の原因究明や被害程度、被害時期、被害範囲等を把握し、生態系保全であれば対象とする種の特定や周辺の状況を把握し、環境用水の必要性の背景を整理します。

■ ニーズや課題の整理

地域のニーズがどこにあり、その対象者は誰かを明確にし、環境用水の取得目的を明らかにすることが大切です。そのためには、その地域の抱える問題点やニーズの妥当性（例えば水質汚濁の原因と除去方法、生態系保全の対象種とその方法はその場所でなければいけないのか等）を整理します。様々な対応方策を検討し、その中で、環境用水を取得することが必要なものについて調査・検討を行っていくこととなります。

■ 地域の既得水利権の整理

環境用水の取水は、既得水利権に影響を及ぼさないよう取水する必要があることから、河川の水利台帳等をもとに既得水利権を把握し、整理します。

■ 地域の農業水利施設の整理

農業用水利施設を利用して環境用水を通水しようとする場合、次のような事項を把握し、整理しておくことが大切です。

- 1) 農業水利施設の所有者
- 2) 農業水利施設の管理者
- 3) 農業水利施設の土地所有者
- 4) 農業水利施設の維持管理費負担者

特に、上記関係者が異なる場合には、権利関係で問題が生じることがないように事前に調整しておくことも必要となります。

2-3. 必要水量の把握

環境用水の水利権を申請するにあたっては、その必要水量を明確にする必要があります。環境用水の目的、内容を踏まえ、必要かつ妥当な範囲内で必要水量を求めます。

- 環境用水の水量算定方法は、同じ目的で取水する環境用水の事例を参考に当該地域の状況を考慮して算定します。
- 算定にあたっては、地域で求める環境要素及び環境要素ごとの目標並びに通水する路線等を設定して検討を行います。
- 各路線の必要水量算出に際しては、水質改善、生態系保全等設定した目的ごとに目標を満足する水量を算定し、その最大値をその路線における必要水量とします。さらに、路線ごとの必要水量を積み上げて環境用水としての必要水量（取水必要量）とします。
- 必要水量が河川の流量や試験通水等により見直しが必要となる場合が想定されますが、見直しにあたっては、目標を修正する場合や通水経路を見直しする場合等考えられますので、地域の実情に応じて適切に対応する必要があります。

1) 水質改善のための必要水量

水質の改善にあたっては、地域で求める改善目標を設定し、必要水量を算定します。

- 必要水量の算定にあたっては、地域において設定された改善目標が達成できるように、現地調査等に基づき、必要水量を適切に算定します。
- 改善目標として参考となる基準には以下のようなものがあります。
 - ① 農業用水の水質基準は、昭和 46 年に農林水産省農林水産技術会議より公表されていますが、農林省公害研究会が学識経験者、研究者等の協力を得て、各種の調査成績に基づく科学的判断から策定したものです。

この基準値は水稻のかんがい用水として維持することが望ましい水準であり、被害（減収）が発生しないための許容限界濃度を基準値として決定しています。この濃度に対する作物の感受性は、個体、生育時期、栽培法、環境条件等によって異なり、また汚濁成分相互の相乗作用や拮抗作用等によっても異なってくるので、利用にあたっては、営農条件、自然条件、土地利用条件等の適合を考慮する必要があります。

農業用水質基準【農林水産技術会議 昭和 46 年 10 月 4 日】

項目	基準値
pH(水素イオン濃度)	6.0～7.5
COD(化学的酸素要求量)	6mg/L以下
SS(浮遊物質)	100mg/L以下
DO(溶存酸素)	5mg/L以上
T-N(全窒素濃度)	1mg/L以下
EC(電気伝導度)	0.3mS/cm以下
As(ヒ素)	0.05mg/L以下
Zn(亜鉛)	0.5mg/L以下
Cu(銅)	0.02mg/L以下

- ② 一般的な水質基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示）の中で「生活環境の保全に関する環境基準」（河川・湖沼・海域）、「人の健康の保護に関する環境基準」が示されています。これは、公害対策基本法に基づくもので環境基本法第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について人の健康を保護し、かつ生活環境を保全するうえで維持することが望まれる基準です。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性 単位	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以下	50以下
A	水道2級 水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以下	1,000以下
B	水道3級 水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	水産3級 工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級 農業用水、及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

水産1級： ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級： サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級： コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

環境保全： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

③ その他、水生生物等に関する水質の基準は以下のものがあります。

- ・水産用水基準（水産資源保護協会）
- ・水質階級と指標生物の生息範囲（環境省）

（参考）

「国土交通省河川砂防技術基準 同解説（計画編）」では、河川の水質に関して、「流水の清潔の保持」の項目で「流水の減少による水質の悪化がある場合は、これを抑制することが必要である。本来、河川の水質は流域における汚濁源対策により良好に保つべきであり、必要流量の検討に際しては、まず流域における流出負荷量の削減を進めるべきである。しかし、そのような対策のみによっては良好な水質の確保が難しい場合もあるので、流量増による対応の可能性も考えていく必要がある。」と記載されています。



出水平野

2) 生態系保全のための必要水量

生態系保全にあたっては、地域の実情に応じて対象種を特定し、その生息・生育の必要条件ができるだけ確保されるように検討します。

■ 生態系保全のためには、農業用水路等に生息する代表種を設定し、生息・生育に必要な水深や流速から必要水量を算出します。

生態系配慮に関しては、「農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針」（平成 19 年 2 月（社）農業土木学会）、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」（平成 16 年 12 月（社）農業土木学会）等を参考として検討を行います。

例えば蛍の一般的な生息環境は以下のとおりです。

蛍の生息環境

項 目	条 件
流速・水深	通説では、流速10～30cm/秒及び水深5～30cmが目安である。
水路底	ゲンジボタルのエサとなるカワニナが生息するためには、レキ質土ならばレキに藻類が付着していること、泥質土ならば落ち葉が散乱していること。
法面護岸の素材	蛍の上陸に適していること及び法面が蛍の蛹化に適するためには土中水分の連続性がありコケの付着がよい部分があること。ただし、高水敷や天端の植込みの環境が蛹化としてはより重要であるといわれている。
法勾配	特に最適勾配といえるものはないようであるが、急勾配の場合には法面での蛹化はあまり期待できない。
法面高さ	垂直で3～4m位上のケースもあるが高くない方が望ましい。
水路長	可能な限り長い方が望ましい(数10mから100m程度確保)

出典：農業工学研究所「平成 6 年度環境に配慮した用排水路の水利機能の解明調査報告書」

なお、蛍の生息のためには、エサとなるカワニナ及び蛍の生息に適した水路構造（下図「イメージ図」を参照）が重要とされています。

【イメージ図】



- 生態系の保護には、現状の生態環境を保護、維持する場合と、新たに生態環境を創出する場合があります。

現状の生態環境を保護する場合はその状況を維持できるように、また、新たな生態環境を創出する場合は近隣地等の類似地区での生態環境も参考としつつ、目標とする環境が創出できるよう、必要な環境用水の確保を検討します。

- 生態系を維持・創出するためには、対象種が必要とする水量等を専門家の知見や意見、文献等により検討します。

- 生態系の保全にあたっては、対象とする生物種の産卵や移動の状況に配慮し、このために障害となる水利構造物や水環境を改善し、河川から水路、水田、ため池などができるだけ切れ目なく連絡された水と生態系のネットワークが形成されるように配慮することが重要です。

- 農業用水路は、原則として瀬がない等構造物としての性格から河川とは異なる形状をしています。「正常流量の手引き（案）」（国土交通省河川局 平成19年9月版）「動植物の生息地又は生育地の状況」の検討内容は河川環境を対象としたものであり、一般的に水路には当てはまらないものであるため、使用にあたっては、注意を要します。

（参考）

「国土交通省河川砂防技術基準 同解説（計画編）」では、「動植物の生息・生育地の状況」の項目で「動植物の生息・生育地の状況からの必要流量は、河川における動植物の生息・生育環境を維持できる流量を保つことが目的である。河川においては流量の変動の下に動植物にとっての多様な生息・生育環境が形成されており、自然の渇水もこの変動の要素であるが、大規模な取水による流量の減少は動植物の生息・生育環境を著しく悪化させる。特に、動植物の生息・生育環境が流量の減少によって大きく変わると考えられる瀬やワンド等において、生息・生育条件を保つことができる一定以上の流量を確保する必要がある。」と記載されています。

イバラトミコ雄物型



仙北平野の水路で確認された生物



タモロコ



モツゴ



オイカワ



ツチフキ

亀田郷地区の水路で確認された魚

〈水路に生息・生育している種の例〉

3) 景観・修景のための必要水量

景観・修景のための必要水量は、基本的には、現地で実際の流量を計測し、確認を行った上で決定します。

- 景観配慮については、「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」（平成 19 年 6 月（社）農業土木学会）等を参考として検討を行います。

また、「国土交通省河川砂防技術基準 同解説（計画編）」には、景観の項目で「景観からの必要流量は、視覚的な満足感を得られるような流量を保つことが目的である。」と記載されています。

しかし、景観・修景のための必要水量は定量的に定めることが難しいため、通水量を変えて試験通水を行うとともに、地域住民へのアンケート調査等により決定する手法が考えられます。

- 景観・修景のための用水のうち、親水のための用水は、レクリエーション用水等に利用できる流量を標準とします。

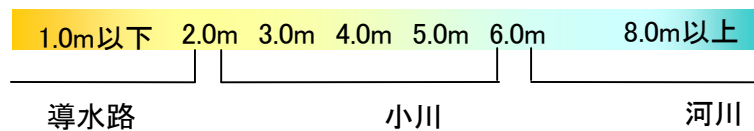
例えば、「子供達の遊ぶせせらぎ水路では、水深が 0.2m 程度、流速は 0.3m/s 程度として設定している例が多い」といわれています。

参考として、流速、川幅と河川のイメージ及び流速に関しての人が受ける印象について、次のような考え方があります。

①流速から見た河川のイメージ

(流速)	(河川のイメージ)	(利用の形態)
0.1m/s以下	せせらぎ	幼児の水遊び
0.1～0.3	緩流	小魚とり、灯籠流し、川の中を歩く
0.3～0.4	落ち着いた流れ	ボート遊び、水遊びの限界
0.4～0.6	急流	大人でも立っているのが困難
0.6～0.8	ものすごく速い流れ	何かに掴まっていないと流されそう
0.8以上	激流	カヌー、船下り

②川幅と河川のイメージ



「水緑空間の設計」農業土木学会誌 53. 9 勝野 武彦

○ 流速に関しての人が受ける印象

流速については、0.1m/s 以下であると動きを捉えることができず、静止した様に感じられ、0.5m/s 以上では、ものすごく速く見え、場合によっては落ち着きを欠いた流れに見える。落ち着いた流れはその中間にあり、多くの日本庭園の小さな流れは、0.2m/s～0.4m/s 内にあると予想される。（水辺の計画と設計 吉村元男 芝原幸夫 鹿島出版会より）

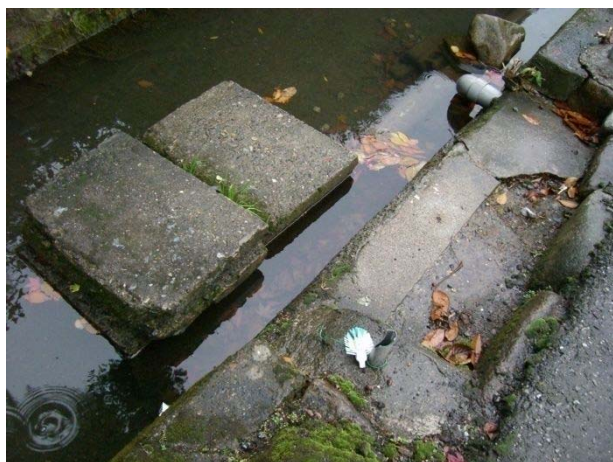
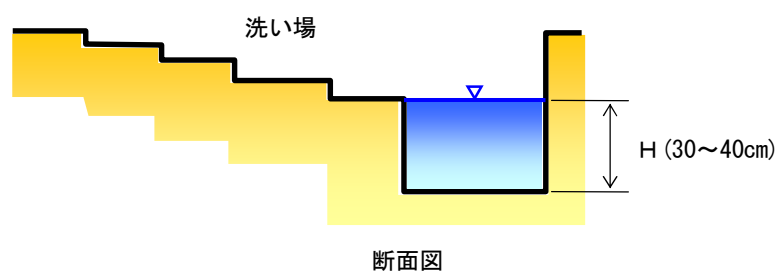
4) 生活環境の維持・改善のための必要水量

生活環境の維持・改善のための必要水量は、基本的には当該農業水利施設を利用している地域住民と現地で実際の流量を計測し、確認を行った上で決定します。

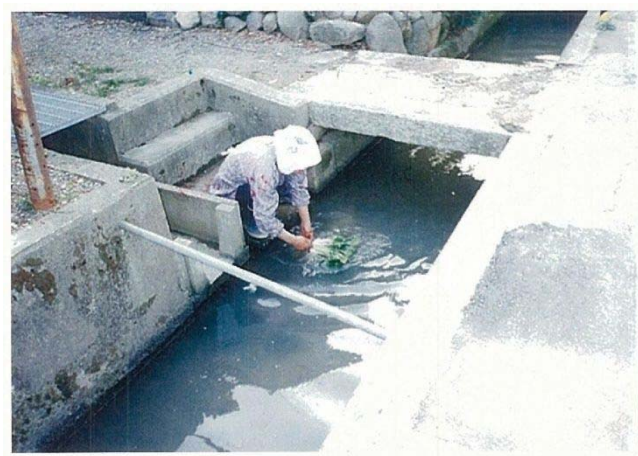
■ 生活環境の維持・改善のための必要水量は、環境用水が使用されてきた経緯や実情により地域住民主体で流量の決定を行います。

家の脇の水路に洗い場が設置されていることがありますが、農業工学研究所が行った利用者アンケート調査結果では、洗い場の利用しやすい水深は30cm～40cm程度となっています。

【イメージ図】



洗い場における階段



野菜の洗浄

犬上川沿岸地区

5) 水田の冬期湛水のための必要水量

水田の冬期湛水のための必要水量は、地域の実情に応じて生態系を保全する対象種を特定し、その生息・生育の必要条件ができるだけ確保されるように検討します。

■ 水田に冬期間湛水する目的としては、水田における生態系の保全とこれを活用した環境保全型農業の実施、または営農労力軽減等を目的とした冬期代かき乾田直播栽培があります。ここでは、水田における生態系を保全するための環境用水を対象としています。

■ 水田の冬期湛水のための必要水量は、かんがい期と同様に、現地において減水深調査(日減水深)を行い決定します。

■ 計画湛水深は、文献等を参考に対象種の生息・生育条件を確認し、できるだけその条件を確保できるよう設定します。

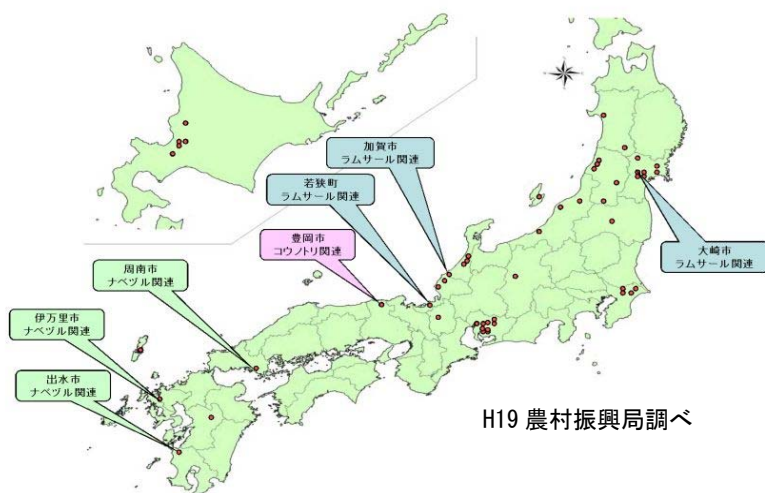
なお、参考として、渡り鳥等生態系保全を目的とした場合の事例を下表に示します。

県 名	市町村名	対 象 種	計画湛水深
兵 庫 県	豊 岡 市	コウノトリ	50mm
山 口 県	周 南 市	ナベツル	50～100mm
佐 賀 県	伊万里市	ナベツル	200mm
鹿児島県	出 水 市	ナベツル	100mm

H19 農村振興局調べ

■ 湛水初期において、計画湛水深を確保するまでの期間を、短期間に集中して行くと施設容量への影響が懸念されるため、通常のかんがい期間の代かき用水でとる手法と同様に、順次湛水を行って集中して取水することを避ける必要があります。

水田の冬期湛水を行っている地域



宮城県 HP 蕪栗沼



兵庫県豊岡市河谷営農組合 HP
(ふゆみずたんぼ)

(参考)

- 営農労力の軽減や環境保全型農業の実施等かんがいを目的とした水田の冬期湛水は、かんがい用水として水利権の取得を検討します。

具体的な検討としては、①営農上（冬期代かき乾田直播栽培等）必要な水量、又は②冬期に水路の維持に必要な水量を算出し、かんがい水量の変更を行うことを検討します。

なお、この場合には安定水利権（「2-4. 取水する河川の流況」参照）が前提となります。

- 冬期湛水水田（ふゆみずたんぼ）

冬の水田に湛水する目的としては、渡り鳥の休み場にもなり、越冬しやすい環境を形成することにより、鳥の糞による施肥効果やイトミミズやユスリカが増えることで「トロトロ層」が形成され抑草効果が得られること等があります。

- 冬期代かき乾田直播栽培

地域農業の再編と農地集積が推進されていますが、水利用時期や労働時期の集中化が課題となっています。そこで、農地集積による水利用の集中回避や労働力の軽減を目指すための方法として冬期代かき乾田直播栽培があります。この栽培方法は、冬期から水田に水を張って播種前に代かきを行い、水が浸透した後の乾田状態で直播を行うものです。

2-4. 取水する河川の流況確認

取水予定地点の河川流量を調査し、環境用水の取水が可能性かどうか確認します。

- 取水予定地点の河川流量の調査又はデータを確認し、環境用水の取水が可能かどうか確認します。

1) 計画基準年

計画時点の至近年の河川の渇水流量をもとに、原則として 10 年に 1 回程度の渇水年を設定します。この年を計画基準年といいます。計画基準年の渇水流量を基準渇水流量といい、この流量をもとに、環境用水が安定的に取水できるか検討します。

なお、渇水流量とは年間を通じて 355 日間は流れている流量をいいます。

また、環境用水の計画基準年は、かんがいの基準年と必ずしも一致する必要はありませんが、基準年の選定については河川管理者への確認が必要となります。

2) 河川維持流量

河川維持流量が定められている河川では、その流量をもとに取水予定地点の河川維持流量を算定します。河川維持流量が定められていない河川では、河川管理者と協議し取水予定地点の河川維持流量を設定します。

3) 既得水利権量

取水予定地点から下流で、既に水利権を有している他の水利使用者の取水量を既得水利権といいます。

4) 正常流量

河川維持流量と既得水利権量の双方を満足する水量をいいます。

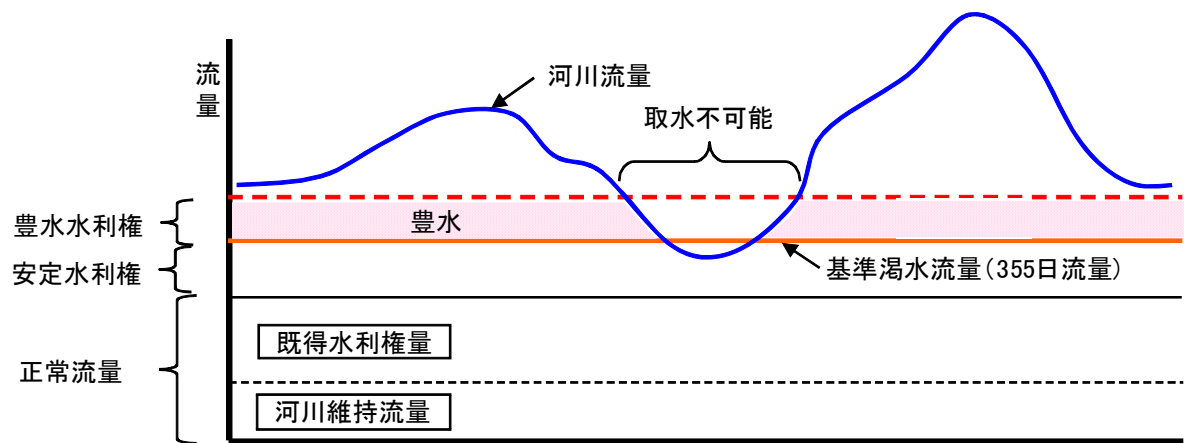
- 河川流量から正常流量を控除した残余で、環境用水取水量が確保できるか確認します。確保の可否により水利権を以下のように区分しています。

1) 安定水利権

基準渇水流量から正常流量を控除し、残余の範囲内で取水できる場合に付与される水利権を安定水利権といいます。

2) 豊水水利権

基準渇水流量の範囲を超えて取水しようとする場合、河川流量が豊富なときに限って取水が許可される水利権を豊水水利権といいます。



安定水利権と豊水水利権 概念図

2-5. 試験通水

環境用水の必要水量の決定にあたっては、試験通水を行い、必要水量の効果の検証を行います。

- 試験通水の事例では、本格取水で計画されている同じ水量を少なくとも取得要請のある期間内に1回以上実施し、取水量についても何ケースか変化させて問題点の洗い出しや効果の検証を行っています。

試験通水にあたっては、環境目的として河川管理者の許可を得た上で行う必要があります。

- 環境用水の必要水量の効果の検証にあたっては、環境用水の取得目的に沿った適切な指標を検討します。例えば、水質改善であれば改善目標値、景観であれば実際に通水した時の住民の感じ方等が指標となると考えられます。特に、定量的に把握できない景観等の必要水量は、試験通水時に住民に対してアンケート調査を行う等により、客観的な資料に基づき検証する必要があります。

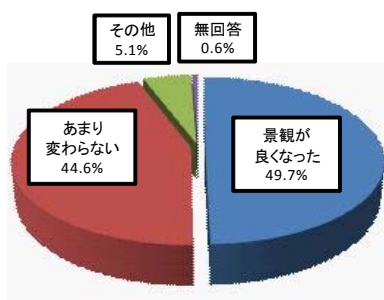
〈参考〉

仙台市では、試験通水時に住民アンケートを実施し、必要水量の効果の検証を行っています。

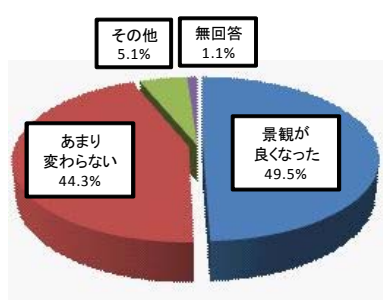
① 景観改善に関する効果

流量を $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $0.7 \text{ m}^3/\text{s}$ と変えてアンケート調査を行った結果、流量を増やしても評価に大きな差がなかったことから、 $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ で十分と判断した。

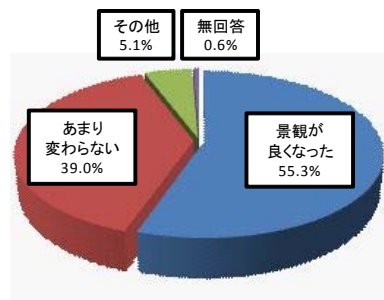
流量 $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$



流量 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$



流量 $0.7 \text{ m}^3/\text{s}$

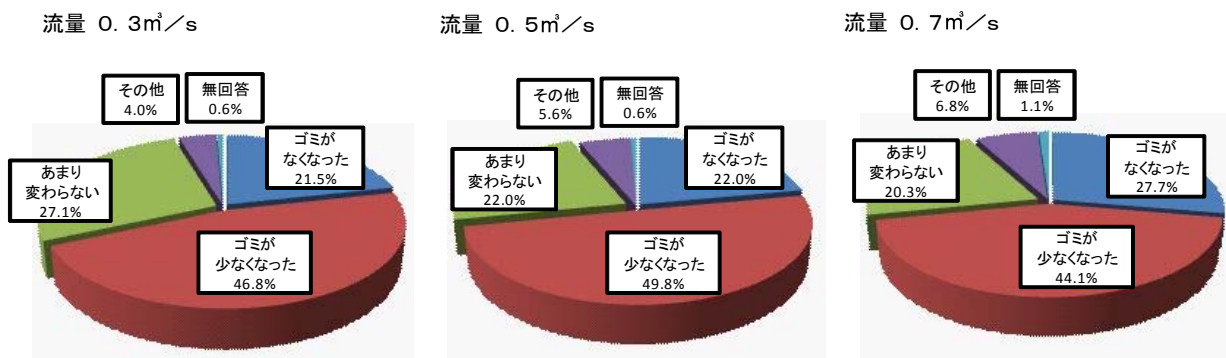


景観改善に関するアンケート調査結果

② 河床堆積物の減少に関する効果

これまでの試験通水から、水路断面に水が満たされることにより河床堆積物（ゴミ）の減少が確認された。

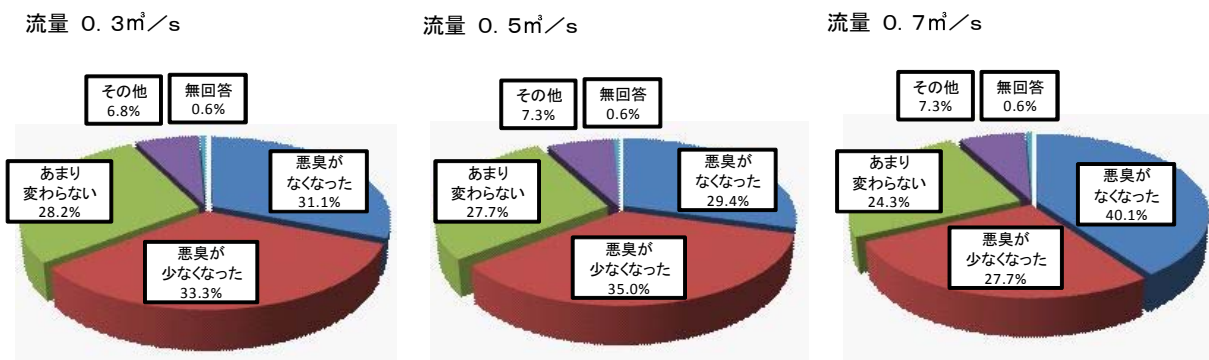
また、流量を $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $0.7 \text{ m}^3/\text{s}$ と変えてアンケート調査を行った結果、流量を増やしても評価に大きな差がなかったことから、 $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ で十分と判断した。



河床堆積物の除去に関するアンケート調査結果

③ 臭気防止に関する効果

流量を $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ 、 $0.7 \text{ m}^3/\text{s}$ と変えてアンケート調査を行った結果、流量を増やしても評価に大きな差がなかったことから、 $0.3 \text{ m}^3/\text{s}$ で十分と判断した。



臭気防止に関するアンケート調査結果

2-6. 実施・管理体制

水利権の許可申請を行う前に、環境用水の本格取水に向け、関係機関の役割分担を明確にします。

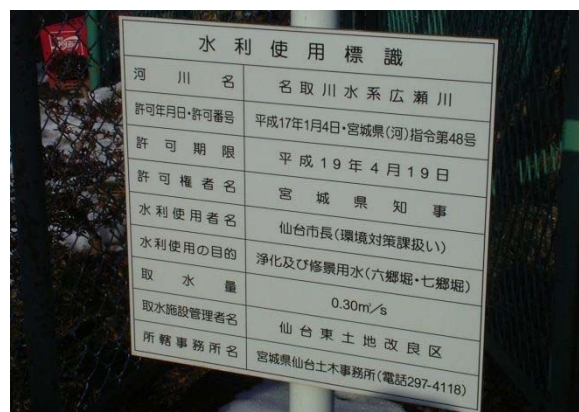
さらに、取水開始前には環境用水の通水管理体制を確立しておく必要があります。

- 環境用水の取水の開始、並びに環境用水の導入事業を継続するためには、水利権主体、用水管理者、費用負担、通水管理体制等関係機関の役割分担を明確にしておく必要があります。
なお、運営組織が設立されている場合は、その中で明確にしておきます。

1) 水利権主体

環境用水の水利権主体は、環境用水の受益者、施設の維持管理方法、費用負担方法等を整理し、地域の中で最も適切な者を決定します。

- 環境用水の水利権の許可申請を行う者は、当該環境用水の受益者を代表する者であることが望ましく、当該環境用水の効果が幅広く住民に寄与する場合には、市町村等の地方公共団体が適当と考えられます。また、一定の要件を満たせば土地改良区等も水利権を取得することができます。（「3-2. 申請者に関する事項」参照）
- 環境用水の水利権主体は以下の事項について実施します。
 - ◆ 環境用水の維持管理
環境用水の取水報告や導水効果の評価等（モニタリングの実施）
 - ◆ 環境用水に関する手続き
環境用水を通水する施設の財産上、管理上の手続きの整理
 - ◆ 水利権の許可申請手続き
水利権の許可申請に必要な申請書及び申請図書の作成
なお、環境用水の水利権の許可期限は原則3年間を上限とされており、継続する場合は新たな申請が必要となりますので、効果の検証等再申請のための資料整理が必要です。
 - ◆ 環境用水通水に係る経費の確保
関係者で経費を分担する場合は、それぞれの負担額の算定と納入方法の策定



水利使用標識	
河川名	名取川水系広瀬川
許可年月日・許可番号	平成17年1月4日・宮城県(河)指令第48号
許可期限	平成19年4月19日
許可権者名	宮城県知事
水利使用者名	仙台市長(環境対策課扱い)
水利使用の目的	浄化及び修景用水(六郷堀・七郷堀)
取水量	0.30m ³ /s
取水施設管理者名	仙台東土地改良区
所轄事務所名	宮城県仙台土木事務所(電話297-4118)

仙台市水利使用規則の看板

2) 用水管理者

環境用水の実務的な用水管理者は、農業水利施設を利用して通水することからかんがい用水の用水管理を行っている土地改良区等が適していますが、水利権主体、施設管理者等と協議のうえ、地域の中で適切な者を決定します。

- 環境用水の水利権主体者と環境用水の管理者が異なる場合は、受委託契約等を行って管理に係る費用負担や事故発生時の対応等の取り決めを行います。

- 土地改良区営で造成した土地改良施設を別の環境用水の水利権主体が管理することは土地改良法第 57 条（施設の管理）によりできません。土地改良区営で造成した土地改良施設は、自ら管理しなければならず、その旨が定款に記載されています。ただし、土地改良施設の管理者が環境用水の通水に係る操作運転業務を中心とした業務を環境用水の水利権主体から受託して行うことは可能です。

◆関係法令◆

土地改良法第 57 条

- 農業水利施設に環境用水を通水してそれを施設の管理者が受託管理すると、施設の管理者に管理責任が生じることとなります。環境用水は、親水、修景、生態系保全等の目的で取得することから、農業水利施設に一般の往来者が接することとなり、かんがい用水の場合よりも管理面で配慮する事項が多いと考えられます。

事故発生による管理責任を追及され、裁判となった例もあり、環境用水の水利権主体者と管理責任について十分な事前調整が必要になります。

（参考）

農業水利施設で発生した子供の人身事故で、子供の両親等が施設管理者の管理責任を追及して訴訟を起こした例もあります。

農業水利施設への転落事故等については、国家賠償法第 2 条第 1 項の営造物の設置若しくは管理の瑕疵（注）又は民法第 717 条の工作物の設置又は保存の瑕疵を追及して訴訟を起こされる場合があります。

裁判のなかでは、施設の管理者に対して安全施設の設置や所要の警告措置の有無が問われ、その不備、欠陥を理由に損害賠償を命ぜられる例が発生しています。

このため、国の補助制度等を活用して安全施設の設置を進めているところや、賠償金対策として、「施設所有（管理）者賠償責任保険」に加入するところも増えています。

◆関係法令◆

国家賠償法第 2 条第 1 項

民法第 717 条

（注） 管理の瑕疵について

公の営造物の管理に瑕疵があるかないかの具体的な判断基準は、次の 3 つの要件であるとされています。

- ① 営造物が有する危険性 （構造（深さ、垂直な側壁等）、水深等）
- ② 事故発生の予見可能性 （場所的環境（住宅密集地帯等）、過去における事故発生の事実等）
- ③ 危険防止装置の不備 （防護柵の不設置、有刺鉄線の破損等）

- 環境用水の水利権主体から土地改良区が受託して用水管理する場合、土地改良区は、当該土地改良区の事業計画、定款、規約、管理規程等に基づき実施することとなります。受託にあたっては、定款等の変更が必要な場合も考えられます。

3) 費用負担

環境用水の通水に関する費用負担については、水利権者・用水管理者・施設管理者等で協議を行い、考え方を共有したうえで負担ルールを作成します。

- 農業水利施設を環境用水の通水に供することで維持管理費が増嵩する場合には、運営組織等の中で協議して環境用水の受益者に経費を求めていくことは可能です。なお、経費負担が合意された場合、協定書等を作成し負担ルールを明文化しておきます。

また、一般的には環境用水の便益を享受するのは地域住民であることから、農業水利施設の管理への地域住民の参加や市町村の関与についても検討しておく必要があります。

4) 通水管理体制

環境用水の通水管理体制は、取水管理、排水管理、通水中止等の通水管理事項を定めて、役割分担を明確にします。

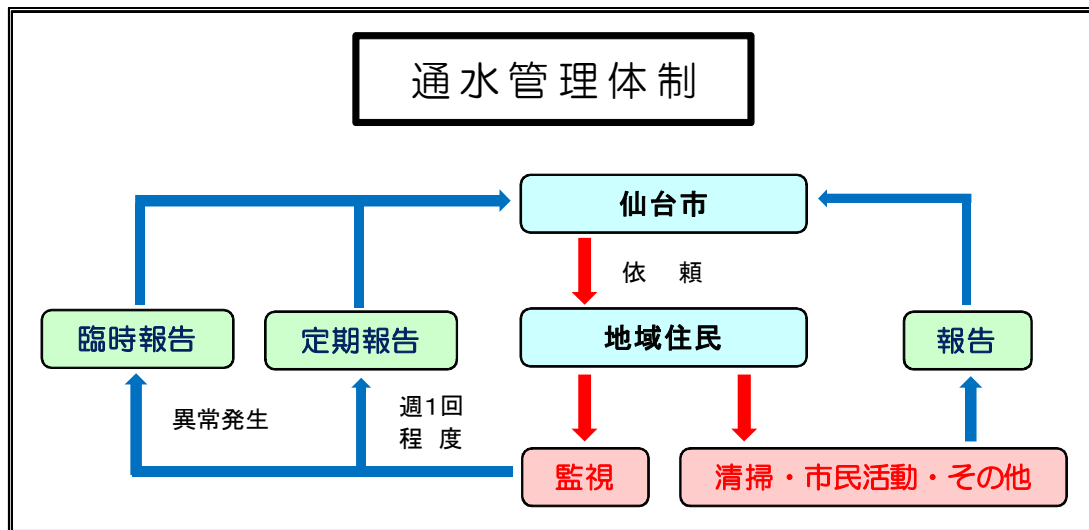
- 環境用水の通水管理体制としては、かんがい用水の管理体制を活用することも考えられますが、かんがい用水の水量、時期と異なる部分は通水管理方法が異なることも考えられるますので、関係者間で協議の上、役割分担を明確にします。

- 通水管理体制は、それぞれの当事者の役割分担並びに相互の連絡体制について、明確にしておく必要があります。

また、豊水水利権の場合は、河川の流況に応じた取水管理が求められ、河川の流況によっては一時的に取水ができなくなる可能性があることにも留意する必要があります。

- 試験通水時等を活用して環境用水に係る関係者の役割分担を確認し、水利権申請までに通水管理体制を確立する必要があります。

通水管理体制と通水管理事項（仙台市の例）



環境用水の通水管理事項

項 目	内 容
取水管理 (仙台市:河川課)	・1日2回計測 ・自記式水位計HQによる遠方監視
排水管理 (仙台市:環境対策課)	・週1回 ・名取川:雨水幹線流入部 ・梅田川:他流入の影響なし地点 ・流量測定(流速、水位)→ 将来はHQ
通水中止 (仙台市:河川課)	・広瀬橋水位の水位確認 (2.5m³/s(10月)又は2.0m³/s(10月以外)) ・東部仙台で大雨洪水注意報が発令 ・時間最大降雨量 5mmを越え継続予想 ・水質事故 ・家屋、農地へ影響が発生 ・巡視により水路への流入が確認 ・広瀬川の生態系に悪影響と判断
ゲート操作 (仙台市:河川課)	・操作規程による ・操作は仙台市からの委託者が行う
監 視 (仙台市:下水道管理センター)	・週1回巡回 ・住民協力による管理に移行していく
水路維持管理 (仙台市:下水道管理センター)	・維持作業(ゴミの除去等)は近隣住民からの連絡を受け仙台市が行う
情報伝達	・窓口は河川課

2-7. 施設所有者以外の者が農業水利施設を利用する場合の手続き

施設所有者以外の者が農業水利施設を利用して環境用水を通水する場合、施設所有者との間で財産に関する手続きが必要となります。

1) 土地改良財産に関する手続き

①土地改良財産を借りの場合は「他目的使用」となります。

②土地改良財産を所有する場合は「共有持分付与」となります。

2) 土地改良財産以外の公有財産（行政財産）の場合についても、土地改良財産と同様の手続きが必要です。

■ この項での「土地改良財産」とは、土地改良法第 94 条各号に規定されている国営土地改良施設をいいます。

「公有財産（行政財産）」とは、

- ・ 土地改良法第 94 条の 10 又は地方自治法第 237 条の規定により制定した条例（都道府県営土地改良財産に関する管理及び処分に関する条例等）により管理委託した都道府県営土地改良施設
- ・ 土地改良法第 96 条の 4 により市町村が管理している市町村営土地改良施設
- ・ 土地改良法第 57 条により造成した土地改良区営土地改良施設

をいいます。

■ 農業水利施設は、1 つの地区に様々な土地改良財産等の区分（建設主体、施設所有者、施設管理者（管理受託者含む））があるので、それぞれの場合について必要な手続き等を確認する必要があります。

◆関係法令等◆

土地改良法第 57 条

土地改良法第 94 条

土地改良法第 94 条の 10

土地改良法第 96 条の 4

地方自治法第 237 条

地方自治法第 238 条

地方自治法第 238 条の 4

■ 環境用水の水利権は、許可期間が原則 3 年間を上限とし、更新条項も付されないことから、環境用水の通水にあたっては、施設を借用する「他目的使用」が一般的と解されますので、この手引きでは他目的使用の手続きを主体にとりまとめます。

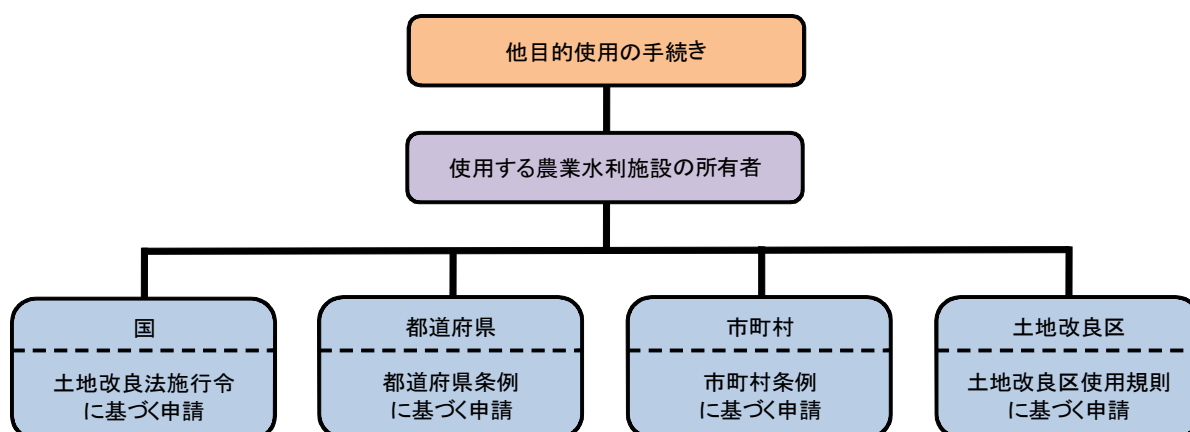
1) 他目的使用

土地改良財産の他目的使用は、土地改良法施行令第 59 条（他目的への使用等）に規定されています。

他目的使用とは、土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度で、他の用途又は目的に使用させ又は収益させることです。ここでは、「本来の用途又は目的」とは「かんがい」、「他の用途又は目的」とは「環境用水」となります。

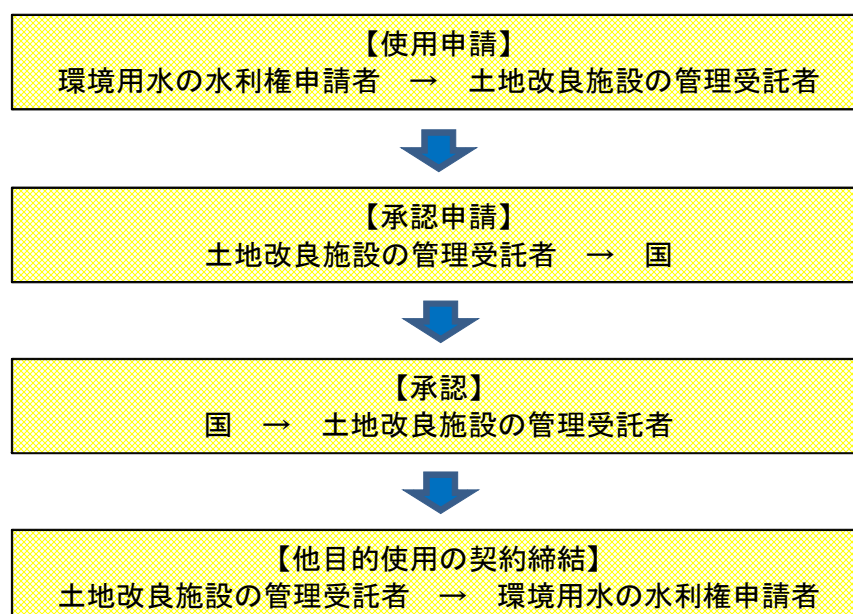
公有財産（行政財産）の場合は、各主体が定める条例等に規定されています。

- 環境用水の水利権主体予定者は、土地改良法等の手続きにもとづいて他目的使用の承認を受けなければなりません。



■ 他目的使用の手続き

1) 環境用水を通水する施設が土地改良財産の場合



2) 環境用水を通水する施設が公有財産(行政財産)の場合 土地改良施設の所有者等との合意が必要となります。

■ 他目的使用に係る使用料等

1) 環境用水を通水する施設が土地改良財産の場合

他目的使用にあたっては、施設の使用料について施設の管理受託者と協議する必要があります。

ただし、国有財産法第 19 条において準用する同法 22 条第 1 項に規定する場合は無償貸付となります。

注) 国有財産法第 19 条において準用する同法 22 条第 1 項に規定する場合とは、公共団体（都道府県、市町村、特別区等の地方公共団体及び土地改良区等）が該当します。

また、土地改良施設を環境用水の用に供することによって土地改良施設の維持管理が必要となりますので、維持管理費についても施設の管理者と協議する必要があります。

2) 環境用水を通水する施設が公有財産（行政財産）の場合

土地改良施設の所有者等と協議する必要があります。

◆関係法令等◆

国有財産法第 18 条第 1 項、第 3 項、第 19 条、第 22 条第 1 項

土地改良法第 94 条の 4 の 2

土地改良法施行令第 59 条

土地改良財産取扱規則第 11 条、第 12 条

土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達 5－土 0－1～5－土 12－5

(参考 1) 他目的使用の手続き事例

- 環境用水の水利権を取得した亀田郷地区においては、農業水利施設を利用して環境用水を通水するため、各施設について所有者、施設管理者を整理し、必要となる手続きを行っています。
- 環境用水の水利権主体である新潟市は、通水に必要な施設の所有者、管理者等が施設によって異なるため、それぞれの施設の使用について、以下法令等を根拠に手続きを行っています。

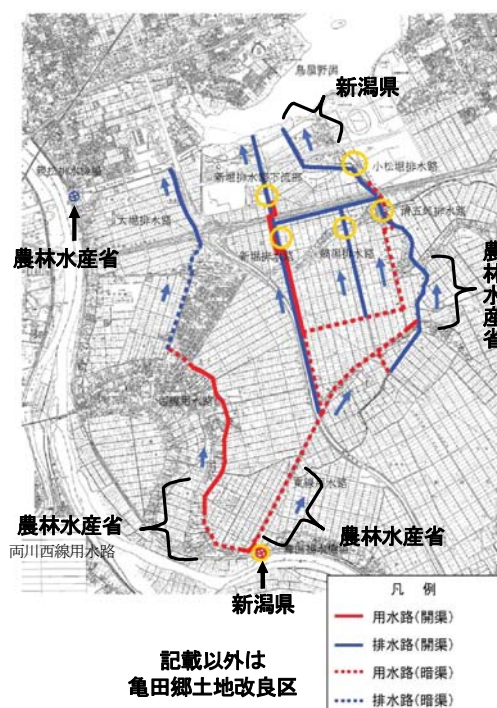
施設名	所有者	施設管理者	使用
舞潟揚水機場	新潟県	亀田郷土地改良区	県条例他目的
両川東線用水路	農林水産省	亀田郷土地改良区	他目的使用
両川西線用水路	農林水産省	亀田郷土地改良区	他目的使用
東線用水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
東線用水路(付帯用水)	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
西線用水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
新堀用水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
鐘木用水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
山潟用水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
清五郎用水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
大堀排水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
新堀排水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
小松堀排水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
鍋潟排水路	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則
清五郎排水路(No.1)	農林水産省	亀田郷土地改良区	他目的使用
清五郎排水路(No.2)	新潟県	亀田郷土地改良区	県条例他目的
清五郎排水路(No.3)	亀田郷土地改良区	亀田郷土地改良区	土改区使用規則

注) 他目的使用(土地改良法施行令第59条)

県条例他目的(新潟県営土地改良財産に関する管理及び処分に関する条例)
土改区使用規則(亀田郷土地改良区使用規則)

◆関係法令等◆

土地改良法第94条の6第1項
土地改良法施行令第58条第1項、第59条第1項
新潟県土地改良財産の管理及び処分に関する条例
第3条、第4条、第7条、第10条
亀田郷土地改良区道路および水路使用規程
第2条の1



（参考２）農業水利施設の管理と処分にかかわる法令等

●国営農業水利施設の場合

◇ 土地改良法

第 94 条の 6 第 1 項 （国有土地物件の管理及び処分）

農林水産大臣は、土地改良財産（第 94 条第 2 号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

◇ 土地改良法施行令

第 58 条第 1 項 （管理受託者の義務）

管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第 59 条第 1 項 （他目的への使用等）

管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

●都道府県営農業水利施設の場合（例）

◇ 新潟県土地改良財産の管理及び処分に関する条例

第 3 条 （知事の管理）

知事は、土地改良財産を管理する。

第 4 条 （管理の委託）

知事は、土地改良財産の管理を土地改良区等に委託することができる。

第 7 条 （他目的への使用）

管理受託者は、規則で定めるところにより、知事の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の目的又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し、又は使用させることができる。

第 10 条 （収益の帰属）

受託にかかる土地改良財産の管理により生ずる収入は、管理受託者に帰属する。

●その他農業水利施設の場合（例）

◇ 亀田郷土地改良区道路および水路使用規程

第 2 条の 1 （他目的への使用等）

亀田郷土地改良区は、土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し若しくは収益し、または使用させ若しくは収益させることができる。

◇ なお、平成 17 年度の法定外公共物の市町村への移行について、新潟市等と亀田郷土地改良区等との協議の結果、「土地改良区の区域に存在する土地改良施設の敷地である法定外公共物は、土地改良法に基づき土地改良区が管理する」旨の条文が規定された。

2) 共有持分付与

基幹的な土地改良施設の共有持分付与については、土地改良法第94条の4の2に規定されています。

共有持分付与とは、基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産で、公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため、その本来の用途又は目的を妨げない限度で、事業を行なう者に対し共有持分を与えることです。ここでは、「本来の用途又は目的」とは「かんがい」、「その他の公共の利益となる事業」とは「環境用水を通水するための事業」となります。

- 環境用水の水利権は、許可期間が原則3年間を上限とし、更新条項も付されないことから、施設財産を共有する方法は例外的な場合が想定されますが、環境用水の水利権主体予定者が財産を共有しようとするときは、土地改良法等の手續きに基づいて共有持分、対価の額、管理費用等の協議を行わなければなりません。

■ 共有持分付与

1) 環境用水を通水する施設が土地改良財産の場合

土地改良財産の共有持分の付与は、次の要件に適合するか十分な検討を行う必要があります。

- ① 公共事業の用に兼ねて供するための特別の必要があること
- ② 土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げないこと
- ③ 土地改良財産の耐用年数が到来するまで使用することが見込まれること
- ④ 土地改良財産の有効利用に資するものと認められること

2) 環境用水を通水する施設が公有財産(行政財産)の場合

土地改良施設の所有者等と協議する必要があります。

◆関係法令等◆

土地改良法第94条の4の2第2項

取扱規則第22条の3

基本通達第8

2-8. 水利使用許可申請書

環境用水の水利権を取得するにあたっては、河川法第 23 条等に基づく許可の申請を行う必要があります。

■ 水利使用に関する河川法第 23 条の許可の申請をする場合には、河川法施行規則において定められている許可申請書に所要事項を記入し、次に掲げる事項を記載した図書を添付する必要があります。

1. 水利使用に係る事業の計画の概要
2. 使用水量の算出の根拠
3. 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
4. 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要
 - (1) 治水
 - (2) 関係河川使用者の河川の使用
 - (3) 竹木の流送又は船若しくはいかだの通航
 - (4) 漁業
 - (5) 史跡、名勝及び天然記念物
5. 河川法第 38 条ただし書きの同意書の写し
6. 取水工作物の使用について申請者が権原を有することまたは権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
7. 他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面
8. 河川法施行規則第 39 条ただし書きについて
9. その他参考となるべき事項を記載した図書

このほか、河川法第 24 条、第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の許可の申請にあたっては図書に追加で記載が必要となります。（河川法施行規則第 11 条参照）

（参考）

- ・ 仙台市 許可申請書及び添付図書（目次）
- ・ 新潟市 許可申請書及び添付図書（目次）

(参 考) 仙台市 許可申請書及び添付図書(目次)

○仙台市 許可申請書

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 様
(土木部河川課扱い)

申請者 仙台市青葉区国分町3-7-1

仙台市長 梅 原 克 彦

別紙のとおり、河川法第23条及び第24条の許可を申請します。

(環境用水水利使用)

1. 河川の名称 名取川水系広瀬川
2. 水利使用の目的 浄化及び修景のため
3. 取水口の位置 仙台市若林区石名坂95番の2地先(広瀬川左岸)
4. 放水口の位置 仙台市若林区日辺字新田42-1番地先(名取川左岸)
仙台市宮城野区扇町六丁目6-1地先(梅田川右岸)

5. 取水量等

(1) 最大取水量

区分	期間	10月15日から翌年4月24日まで
取水量		0.3 m ³ /s

(2) 取水期間

六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業(以下「本通水事業」という。)の取水期間については、前回の許可申請では、10月15日から翌年4月19日までとしていた。

今回の許可申請にあたり、過去10年間に於ける4月20日から24日までの広瀬川の流量は維持流量(2.0 m³/s)を十分超えており、さらに、平成18年11月に行ったアンケート調査においても、通水をできるだけ長く実施してほしいという市民要望が多いことから、これまでの通水実績を踏まえ、既存の灌がい用水水利使用者等との調整を図ってきた。

この結果、灌がい期の準備作業について、

- ① 灌がい用水の取水直前に行っていた愛宕堰の角落し設置作業のほとんどが、本通水事業が開始する10月に行われることとなった。
- ② 灌がい用水の通水前に行っていた水路清掃等が本通水事業により、ほとんど不要となった。

このため、通水期間を延長しても灌がい用水への支障はなくなった。

よって、本通水事業の取水期間は灌がい用水開始までの4月24日まで延長したい。

なお、本通水事業の最大取水量が0.3 m³/sであり、灌がい用水としては少なすぎることや通水後は主要な水田地帯の上流側にある雨水排水施設への落水となるものであり、また、分水ゲートの操作は仙台市の責任のもとに行うことから、灌がい用水としての利用されることはない。

6. 取水の方法

名取川水系広瀬川 広瀬橋観測所において、河川流量が10月にあつては維持流量2.5 m³/s以上の場合、それ以外の取水期間にあつては、維持流量2.0 m³/s以上の場合に取水する。

なお、取水は愛宕堰から自然流入によって取水し、七郷堀に導水する。

7. 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は占用の場所	工作物の構造又は能力	占用面積	摘 要
愛宕堰	仙台市若林区土樋244番地先 (広瀬川左岸) 仙台市太白区越路2番10地先 (広瀬川右岸)	コンクリート 堰堤	2,629.47 ㎡	愛宕堰は仙台市所有であり、農業用取水施設と兼用する。 なお、灌がい期に取水した農業用水は仙台東土地改良区で使用している。 (参考) 放水口の占用許可 ・ 名取川放水口 平成16年12月14日付け国東整仙河管第209号(平成22年3月31日まで。下水道雨水排水施設と兼用) ・ 梅田川放水口 平成17年1月4日付け宮城県(仙東土)指令第566号(平成26年3月31日まで。下水道雨水排水施設と兼用)

8. 土地の掘さく等

該当なし

9. 水利使用の期間

平成19年10月15日から平成22年4月24日まで

10. 工期

該当なし

目 次

1. 水利使用に係る事業（六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業）の計画の概要	1
(1) 環境用水の導入に係る経緯	1
① 仙台市における基本施策	1
② 六郷堀・七郷堀周辺の歴史的背景と地域特性	2
③ 仙台地域水循環協議会	3
④ 合意形成過程	5
(2) 前回許可通水事業の概要	5
① 主要諸元及び通水結果概要	5
② 通水実績等	6
③ 地域住民と行政との協働	6
④ 市民への情報提供	11
(3) 六郷堀・七郷堀への汚濁負荷削減対策	11
(4) 管理体制	11
① 取水・排水管理	11
② 施設維持管理体制	14
③ 情報伝達体制	15
2. 使用水量の算出根拠	16
(1) 愛宕堰取水量の算定	16
① 修景の観点からの取水量の算定手法	16
② 流速による取水量の設定	16
③ 流速に基づく各水路の流量の算定	17
④ 各水路における流量配分比	19
⑤ まとめ	19
(2) アンケート調査による検証	21
① 景観改善に関する効果	21
② 河床堆積物に関する効果（悪臭改善の観点を含む）	21
③ 臭気防止に関する効果	22
④ 水質に関する効果	22
(3) 試験通水による検証	22
① 平成13年度及び14年度試験通水	22
② 平成15年度試験通水	23
③ まとめ	23
3. 河川流量と申請取水量及び関係河川使用者取水量との関係を明らかにする計算書	23
4. 水利使用による影響及びその対策の概要	24
(1) 治水	24
(2) 関係河川使用者の河川使用	24
(3) 竹木の流送または舟もしくはいかだの通航	24
(4) 漁業	24

(5) 史跡、名勝及び天然記念物	25
5. 河川法第38条ただし書きの同意書の写し	25
6. 取水工作物の使用について申請者が権原を有することまたは権原を取得する見込みが十分であることを示す書面	25
7. 他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けていることを示す書面または受ける見込みに関する書面	25
8. 河川法施行規則第39条ただし書きについて	25
9. その他参考事項を記した図書	25
(1) 位置図・用排水系統図・取水施設の現況写真	25
(2) 公図等図面一式	25
(3) 河川流況	25
日流量年表（名取川水系広瀬川 広瀬橋観測所）	25
日流量年表（名取川水系広瀬川 愛宕堰下流）	25
平成17年度六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業水質検査結果	25

- 資料1 名取川水系における環境用水需要実態調査について
- 資料2 啓発イベント「七郷堀 水と音、光のタペ」（六・七郷堀サポーターズ）
- 資料3 広瀬川創生プラン
- 資料4 六郷堀・七郷堀等非灌がい期試験通水アンケート結果（平成14、18年度）
- 資料5 仙台市合流式下水道緊急改善事業概要
- 資料6 広瀬川における正常流量設定値説明資料
- 資料7 六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業に係る愛宕堰取水ゲート操作規程
- 資料8 広瀬名取川漁業協同組合 議事録
- 資料9 仙台東土地改良区 同意書
- 資料10 六郷堀・七郷堀非灌がい期通水事業に関する覚書
- 資料11 水路の目的外使用に関する議事録

(参 考)新潟市 許可申請書及び添付図書(目次)
(亀田郷地区)
○新潟市 許可申請書

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

北陸地方整備局長 殿

申請書 住所 新潟市中央区学校町一番町602番地1
氏名 にいがしちやう新潟市長 しのだ篠 田 あきひ昭

別紙のとおり、河川法第23条の許可を申請します。

(水利使用)

1. 河川の名称 信濃川水系信濃川

2. 水利使用の目的 新潟市亀田郷西部地区環境用水（水質保全、景観保全、生態系保全）

3. 取水口および放水口の位置

(1) 取水口の位置

新潟市江南区和田795番地先（信濃川右岸）

(2) 放水口の位置

1) 新潟市中央区清五郎字川西316番2地先（信濃川水系鳥屋野潟）

[清五郎排水路]

2) 新潟市中央区鐘木736番2地先（信濃川水系鳥屋野潟）

[新堀排水路]

3) 新潟市中央区太右エ門新田字一分田504番1地先（信濃川水系鳥屋野潟放水路）

[大堀排水路]

4. 取水量等

最大取水量

期 間	取水量
9月11日から10月31日まで	2.02 m ³ /sec.
11月 1日から 1月31日まで	0.95 m ³ /sec.
2月 1日から 3月31日まで	2.15 m ³ /sec.
4月 1日から 4月23日まで	2.09 m ³ /sec.

5. 取水の方法

新潟市江南区和田地内右岸側より、取入樋管工（B3.00m×H3.00m）2連で取水する。

導水した環境用水は、西線用水路から大堀排水路に、東線用水路から新堀用水路を経て新堀排水路に、東線用水路から鍋潟排水路に、東線用水路から丸潟新田用水路を経て清五郎排水路に、東線用水路から清五郎排水路下流に配水する。

6. 工作物および土地の占用

名称 又は種類	工作物の位置 又は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用面積	摘要
(河川区域) 舞潟揚水機場	新潟市江南区和田 795 番地先 (信濃川右岸)	取入樋管工 B3.0m×H3.0m 2 連	m ²	舞潟揚水機場 は新潟県所有 であり、農業用 取水施設を利 用する。
(河川保全区域) 舞潟揚水機場	新潟市江南区和田 795 番地先 及びその地先 (信濃川右岸)	揚水機場導水路		なお、かんがい 期に取水した 農業用水は亀 田郷土地改良 区で使用して いる。

7. 土地の掘さく等

該当なし

8. 水利使用の期間

許可の日から 3 ヶ年間

9. 工 期

該当なし

目 次

1. 水利使用に係る事業計画の概要	… 1
(1) 環境用水の導入に係る経緯	… 1
(2) 新潟市の基本施策	… 1
(3) 事業計画	… 1
(4) 取水の方法	… 3
2. 使用水量算出の根拠	… 4
(1) 取水量の算定	… 4
(2) 試験通水調査による検証	… 9
(3) 効果の検証	… 9
3. 河川流量と申請取水量及び関係河川使用者取水量との関係を 明らかにする計算書	… 12
(1) 河川流量	… 12
(2) 関係河川使用者の取水量との関係	… 12
4. 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要	… 16
(1) 治水	… 16
(2) 関係河川使用者の河川の使用	… 16
(3) 竹木の流送または舟もしくはいかだの通航	… 16
(4) 漁業	… 16
(5) 史跡、名勝および天然記念物その他美観風致	… 16
5. 河川法 第 38 条ただし書きの同意書の写し	… 17
(1) 新潟県農地部（舞潟揚水機）	
(2) 白根郷土地改良区（瀬ヶ通揚水機、鷺ノ木揚水機）	
(3) 亀田郷土地改良区（舞平揚水機）	
(4) 信濃川漁業協同組合（養魚用水）	
(5) 西蒲原土地改良区（鳥原揚水機、北場揚水機）	
(6) 新潟市水道局（水道）	
6. 取水工作物の使用について申請者が権原を有すること または権原を取得する見込みが十分であることを示す書面	… 18
6-1 その他の法令の許可申請書の写し	

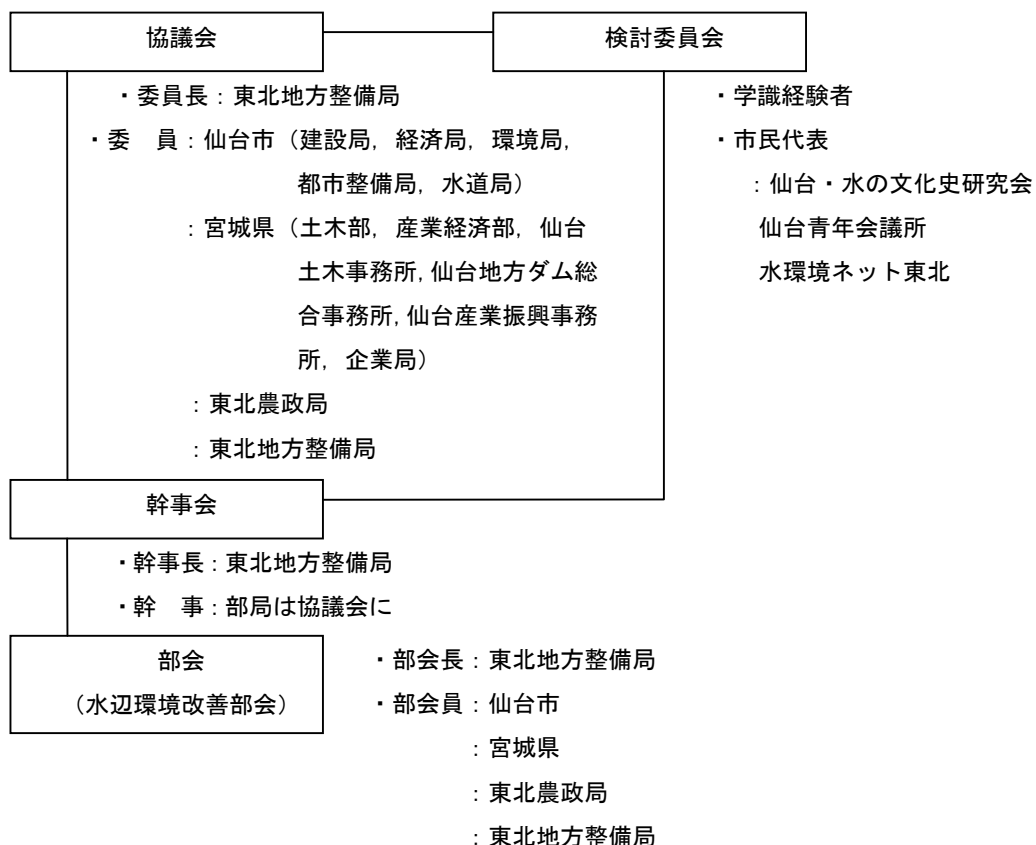
7. 他の行政庁の許可・認可その他の処分を受けていることを示す書面 または受ける見込みに関する書面	… 2 2
8. 河川法施行規則 第 39 条ただし書きについて	… 2 3
9. その他参考事項を記した図書	… 2 4
(1) 信濃川 舞潟揚水機場ゲートおよび仕切型弁操作規程 (案)	… 2 4
(1) - 1 新潟市亀田郷西部地区環境用水取水規程 (案)	… 2 9 - 1
(2) 環境用水 用排水系統図	… 3 0
(3) 申請ヶ所の写真	… 3 1
(4) 取水施設の占用	… 3 3
(5) 取水口および放水口の地番図	… 3 4
(6) 舞潟揚水機場取水樋門工および制水弁工の図面	… 3 8
(7) 各用排水路の標準断面図	… 4 2

2-9. 運営組織の立上げ

環境用水の取得には、多くの関係者が関わるため、それらの関係者から構成される協議の場として運営組織を設けることが効果的です。

運営組織においては、水利権取得に関するさまざまな調査・検討の円滑な推進、並びに情報の共有化のためにも有効な場となります。

- 環境用水に関する関係者は、その地域によって様々ですが、農業水利施設の所有者、管理者、かんがい用水の水利権者、市町村の関係部局、県の関係部局、河川管理者等での組織を検討します。また、必要に応じて関係集落の自治会等の参加も検討します。
- 生態系保全の目的で環境用水を取得する場合、その地域での生態系の専門家に運営組織の構成員への参画を依頼し、助言を求められるような体制も検討します。
- 運営組織では、運営方針、役割分担、スケジュール、連絡体制等の決定や、環境用水の取水にあたっての問題点の抽出、その方策、効果、維持管理体制、今後の展開等を検討することとします。なお、試験通水等によって関係者が判りやすく検証できるような方策も検討します。



仙台市における運営組織の事例
(仙台地域水循環協議会)

3. 水利使用の許可の申請にあたっての留意事項

3-1. 事業内容に関する事項

環境用水に係る事業計画は、地域における町づくり等に関する地方公共団体等の計画に位置付けられる必要がありますが、「田園環境整備マスタープラン」等に環境用水が位置付けられた場合も含まれます。

- 国土交通省河川局水政課長・河川環境課長通知「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（以下「国土交通省課長通知」という。）によれば、「用水に係る事業計画が、地域におけるまちづくり等に関する地方公共団体又は国の計画に位置付けられること等により、公共の福祉の増進に資する水利使用であること」となっており、環境用水に係る事業計画は地方公共団体の長レベルで決定された計画に位置付けられている必要があります。

地方公共団体の農林水産部局が主体となって作成する「田園環境整備マスタープラン」等は、地方公共団体の長レベルで決定される計画であるため、当該計画に環境用水が位置付けられた場合は地方公共団体等の計画に位置付けられたとみなされます。

土地改良法の改正（H14. 4. 1 施行）

第1条（略）

- 2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない

土地改良法施行令の改正

第2条（前略）土地改良事業の施行に関する基本的な要件は、次に掲げるものとする。（中略）

- 六 当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであること（後略）

土地改良法施行規則

第14条の二（前略）土地改良事業計画においては、（中略）次に掲げる事項を定めなければならない。（中略）

- 七 環境との調査についての配慮に関する事項（後略）

環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定（H14. 2. 14 付け農林水産省事務次官通知）

農業農村整備事業等については、地域の合意のもと市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画である田園環境マスタープランを踏まえて実施する。

※ 田園環境整備マスタープラン

農村地域の環境保全に関する基本計画として市町村が作成するもので、事業の実施に際して、現在の環境を維持・増進する「環境創造区域」と環境への影響の軽減を図る「環境配慮区域」に区域設定。

農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針の策定（H14. 3. 1 付け農村振興局長通知）

農村の環境は地域住民や国民全体の共有の財産でもあることから、環境との調和の検討に際しても、受益農家の他に地域住民等の参加や、関係行政機関との連携を図ることが必要である。

3-2. 申請者に関する事項

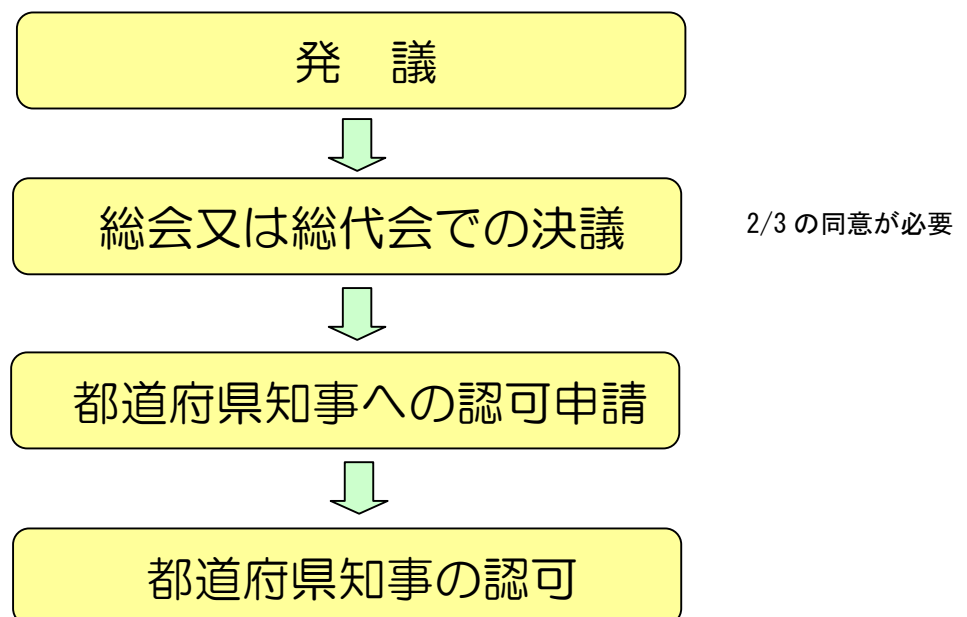
環境用水に係る水利使用許可の申請者は、地方公共団体を原則としていますが、一定の条件を満たせば土地改良区等も水利使用許可の申請者になることができます。

■ 国土交通省課長通知によれば、「事業内容が公共の福祉の増進に資する水利用であることから、水利使用許可の申請者は、地方公共団体を原則とする。」となっていますが、以下の条件を全て満たせば土地改良区等が水利使用許可の申請者になることができます。

- ① 用水の受益地の生活環境又は自然環境の維持、改善等を業務の目的に含んでいるもの
- ② 地方公共団体が策定する環境用水に関する計画等において申請者が事業主体として位置付けられているもの
- ③ 事業のための施設の設置、適正な取水管理や施設管理、事業終了時の河川区域における工作物の撤去等事業を遂行するための能力及び信用等水利使用の実行の確実性を確保し、かつ、事業主体が水利使用を実行できない場合に、地方公共団体が代わって実行する旨の河川管理者に対する保証を地方公共団体から得ているもの

■ 土地改良区が申請者となるため、①の条件を満たすには、以下の事項を明確にする必要があります。

- ・ 環境用水の通水は、土地改良施設の効果をより効率的に発現させるため、土地改良法上の「附帯事業」と位置づけること
- ・ 環境用水を通水する業務の目的を定款等に明記すること
- ・ 定款変更には、以下の手続きが必要



■ 土地改良区が申請者となるため、②に関しては、土地改良区の事業は、「附帯事業」としての範囲に限定され、環境用水の事業主体としての責務との関係を法的な区分を含めて整理する必要があります。

■ 土地改良区が申請者となるための③の条件である「水利使用の実行の確実性」は、土地改良区の「附帯事業」の枠内で地方公共団体の協力を得て保証されるものと思われます。

事業主体が水利使用を実行できない場合、地方公共団体が代わって実行することで、河川管理者への保証が担保されることとなりますが、実際のところ、将来にわたり環境用水の通水が確実に維持されなければなりません。現時点で要望されている環境用水の水量が少量であっても、将来大量に必要な場合やかんがい用水が激減した場合にも対応が可能か検討する必要があります。

3-3. 必要水量に関する事項

必要水量については、目的を達成できるよう必要かつ妥当な範囲内で算定する必要があります。目的ごとに、地域の実情に即して必要水量を算定し、その根拠を整理します。

- 国土交通省課長通知によれば、「必要水量については、画一的な算定が困難なことから、水質、親水空間、修景等のそれぞれの目的を達成できるよう必要かつ妥当な範囲内であることについて、「河川砂防技術基準(計画編)」等を参考として判断すること」となっています。

必要水量の決定にあたっては、画一的な手法が確立していないことから、文献資料、試験通水による効果の確認、アンケート調査等をもとに整理し、申請図書に反映させる必要があります。

なお、本手引き「2-3 必要水量の把握」では目的ごとに留意事項等を記載しています。

(参考)

- 仙台市の例（浄化及び修景を目的とする新規水利権を取得）

仙台市は、環境用水の必要水量を文献、アンケート調査をもとに決定しています。

- ① 文献から、修景に必要な流速 $0.2\text{m/s} \sim 0.4\text{m/s}$ を選定
- ② 流速を満足する流量を通水系統別に積み上げ、取水地点の取水量を算定
- ③ 過去の試験通水時のアンケート結果等をもとに②の取水量の妥当性を検証
- ④ 浄化に必要な流量は③のアンケート結果をもとに修景に必要な流量で満足することを検証

- 新潟市の例（水質保全、景観保全及び生態系保全を目的とする新規水利権を取得）

新潟市は、環境用水の必要水量を過去の試験通水データをもとに決定しています。

- ① 排水路ごとに試験通水量と水質データから近似曲線を作成し、水質目標に必要な流量を算定
- ② 試験データのない排水路は①結果を流域を加味した加重平均値により算定
- ③ 各排水路の非かんがい期における基底流量を算定
- ④ 必要流量から基底流量を控除した通水量を通水系統別に積み上げ、取水地点の取水量を算定

なお、効果の検証、魚類の調査、及びアンケート調査は今後行うこととしている。

3-4. 水源に関する事項

水利使用許可を受けるにあたっては、取水予定量が基準渇水流量から正常流量を控除した水量の範囲内であることが原則となっていますが、環境用水の場合は豊水を水源とした場合でも許可される場合があります。

- 国土交通省課長通知によれば「水利使用許可に当たっては、通常、取水予定量が基準渇水流量から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであることが原則」となっていますが、豊水を水源とした環境用水が許可される条件を、以下のように定めています。

- ① 豊水を水源とした場合でも環境用水の目的が達成できる場合
- ② 河川環境や他の水利使用に影響がないと認められる場合

- 豊水を水源とする場合、取水不可能時に目的が達成できるか（例えば生態系保全目的等）の検討を行う必要があります。目的が達成できない恐れがあるときは、水源の検討等見直しが必要となります。

- 豊水を水源とする場合、取水の条件に劣後条項が付されます。

また、安定取水（既設ダムを活用し水源を確保する場合を除く）の場合であっても、取水の条件に劣後条項が付されます。

（参考）

- 劣後条項

流水利用の順位には、

- ① 後発の水利権は、先発の水利権に影響を与えてはならない
- ② 流域内に複数の事業計画がある場合は、先発計画が優先する

というルールがあります。これは水利利用の秩序を保つための基本ルールであり、新たな水利利用によって既存の水利利用に支障が生じてはならないということです。

一般に「取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。」という条件（劣後条項）を付して許可されます。

加えて、環境用水の場合には、取水が行われる河川に係る環境改善や後発の水資源開発に対して影響を及ぼさないよう条件を付して許可されます。

すなわち、環境用水は取水の優先順位が一番低い（最劣後）ということになります。

3-5. その他事項

申請書には、取水口から排水口までの通水経路を記入した図面を添付します。
また、申請者と施設の管理者が異なる場合には、管理協定が締結されていること等を確認されますので、申請までに締結が必要です。
なお、申請目的が達成できたかを確認するため定期的に報告が求められますので、取水量等必要な事項を整理する体制を確立する必要があります。
このほか、申請図書に必要な事項を整理します。

- 申請書には、取水口から排水口までの通水経路を記入した図面を作成するとともに、主要な施設の図面や写真等を添付します。

- 申請者と施設の管理者が異なる場合は、施設管理に関する管理協定を締結します。また、取水量等報告が必要となる事項については、その観測体制も併せて調整します。
なお、具体的な観測方法は次のとおりです。
 - ・ 取水量の把握方法は、流量計、自記水位計、量水板等があり、観測体制は、テレメータ一等の管理施設による観測と、現場での観測があります。
 - ・ 水質の観測については、観測箇所、観測頻度について明らかにしておきます。

- 申請図書には本手引き「2-8 水利使用許可申請書」に示した事項を記載する必要がありますが、この中で特に留意しなければならない事項は、「河川法第 38 条ただし書きの同意書の写し」を添付することです。取水地点から下流の「関係河川使用者」（既得の水利権者及び漁業権者・入漁権者）から新たな取水に対する同意を得る必要がありますので、同意が必要な者等について河川管理者への確認が必要となります。

（参考）

河川法第 38 条（水利使用の申請があった場合の通知）

河川管理者は、水利使用に関し河川法第 23 条又は第 26 条第 1 項の許可の申請があった場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第 23 条から第 29 条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

河川法施行令第 21 条（河川に関し権利を有する者）

法第 38 条の政令で定める河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。

3-6. チェックシート

環境用水の水利使用許可申請においては、チェックシート等により十分な確認を行う必要があります。

環境用水の水利権取得に関するチェックシート（案）

● 基本事項

取 水 河 川 情 報		環 境 用 水 情 報	
水系・河川名		水利使用の申請者	
河川管理者		取水施設の施設所有者	
申請の相手		取水施設の管理者	
正常流量（m ³ /s）		水路の施設所有者	
関係河川使用者 及び水利権量（m ³ /s）		水路の用地所有者	
		水路の管理者	
		水利権申請量（m ³ /s）	
		取水期間	

● チェック項目（1／2）

事 項	検 討 内 容	○・×	取 扱 方 針 等
1 目 的	・ 取水目的が、水質、親水空間、修景等生環境又は自然環境の維持、改善等を図るための用水か。		☐ 水質改善、 ☐ 生態系保全、 ☐ 景観・修景 ☐ 生活環境の維持・改善、 ☐ 水田の冬期湛水 ☐ その他（ ）である
2 事業内容に関する事項	・ 用水に係る事業計画が、地方公共団体の長レベルで決定された計画に位置付けられているか。		☐ 事業計画名（ ） ☐ 計画主体（ ）
3 申請者に関する事項	・ 申請者は、地方公共団体か。		申請者は、 ☐ 県、 ☐ 市町村、 ☐ その他（ ）である
・ 申請者が地方公共団体以外の場合	① 申請者の業務目的に、生活環境又は自然環境の維持、改善等が含まれているか。		☐ 定款、 ☐ 寄附行為、 ☐ 規約、 ☐ 規定 その他（ ）に目的が明記されている
	② 地方公共団体が作成する計画等に申請者が事業主体として位置付けられているか。		
	③-1 適正な取水管理や施設管理等事業を遂行するための能力及び信用があるか。		
	③-2 事業主体が事業を執行できない場合の保証を地方公共団体から得ているか。		
	①～③を全て満足しているか。		
4 必要水量に関する事項	・ 必要水量の算定は、適正に行われているか。		☐ 基準・文献（ ）、 ☐ 試験通水 ☐ その他（ ）により算定

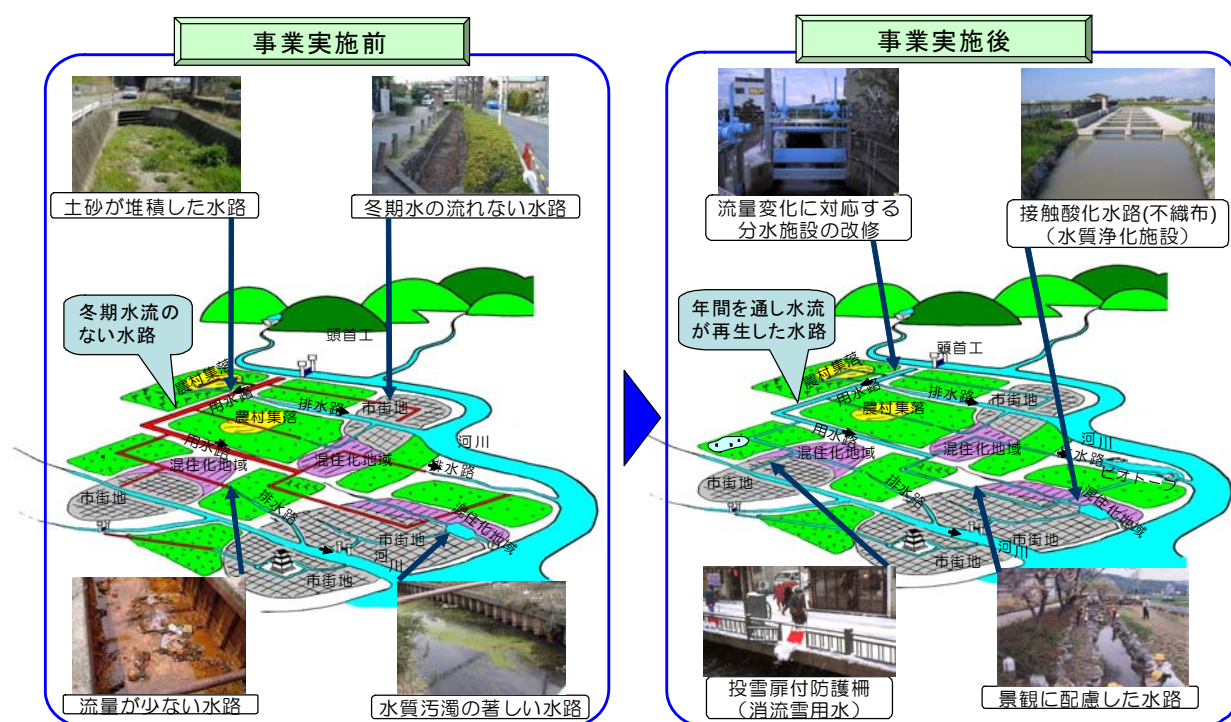
● チェック項目 (2/2)

事 項	検 討 内 容	○・×	取 扱 方 針 等
5 水源に関する事項	① 安定取水又は豊水取水か。		☐ 安定取水、 ☐ 豊水取水 基準渇水流量：(m ³ /s)、正常流量：(m ³ /s) 取水予定量：(m ³ /s)
	①-2 正常流量の決定根拠		☐ 河川砂防基準、 ☐ 正常流量検討の手引き(案) ☐ その他()により算定
	② 河川環境や他の利水者に影響を与えないか。		
	②-1 河川に還元されるか。		☐ 還元、 ☐ 消費 される
	②-2 還元箇所は、明確か。		☐ 取水～還元地利水者がいる、 ☐ 地利水者がいない ☐ 還元箇所が不明、 ☐ その他()
	②-3 活用可能な水源はあるか。		☐ 水源あり() ☐ 水源なし
	③ 豊水取水の場合、河川管理者により豊水利用計画が策定されているか。		☐ 策定済み ☐ 未策定
	④ 意見の交換を行う場(流域水利用協議会等)があるか。		☐ 流域水利用協議会あり ☐ 流域水利用協議会なし
6 観測体制について	① 取水量の把握方法。		
	①-1 取水量の把握方法		☐ 流量計、 ☐ 自記水位計、 ☐ 量水板、 ☐ その他()
	①-2 観測体制		☐ 管理施設(テレメーター等)、 ☐ 現場、 ☐ その他()
	② 排水量の把握方法。(該当する場合)		
	②-1 排水量の把握方法		☐ 流量計、 ☐ 自記水位計、 ☐ 量水板、 ☐ その他()
	②-2 観測体制		☐ 管理施設(テレメーター等)、 ☐ 現場、 ☐ その他()
	③ 水質の把握方法。(該当する場合)		
	③-1 水質の観測箇所数		箇所数 () 箇所
	③-2 観測頻度		☐ 毎日、 ☐ 週1回、 ☐ その他()
7 その他	① 通水経路を記入した図面を作成しているか。		☐ 図面あり ☐ 図面なし
	② 協議会が組織されているか。		☐ 設置済み ☐ 未設置 協議会名() 構成員()
	③ 管理協定が締結されているか。		☐ 管理協定済み、 ☐ 管理協定予定、 ☐ 管理協定必要なし
	④ 他目的使用の手続き		☐ 手続き済み、 ☐ 手続き予定、 ☐ 手続き必要なし
	⑤ 関係河川使用者の同意		☐ 取得済み、 ☐ 未取得、 ☐ 必要なし

4. 地域水ネットワーク再生事業の活用

地域水ネットワーク再生事業は、環境用水等の新たな用水の取得等に係る調査、調整、施設整備を支援する事業です。

- 農林水産省では、今までかんがい用水に内在していた地域用水の機能確保のための事業を実施してきましたが（例えば、地域用水機能増進事業、地域用水環境整備事業等）、平成 20 年度に創設された地域水ネットワーク再生事業では、かんがい用水に内在していない環境用水等の新たな用水の取得に係る調査、調整、施設整備に対して支援されます。
- 不通期間に水の流れを再生させることにより、地域の水環境の改善、生物多様性の保全等が見込まれるような既得農業水利権の変更更新を実施する場合にも、環境用水等の新たな用水の取得と同様の効果が発現されるため、支援対象となります。
- 本事業は、農業水利施設を利用して環境用水等の新たな用水を取得・通水するための調査から施設整備までを一体でできる事業制度であり、環境用水等の新たな用水の取得・通水においては、本事業の活用についても検討することが望まれます。



地域水ネットワーク再生事業

～“水の回廊”の再生による潤いある田園空間の形成～

1. 事業内容

- (1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備を行う。
- (2) 農業用排水路等の水質浄化を図るための水質浄化施設整備を行う（(1)と併せ行うもの）。
- (3) 用水の利活用に必要な施設整備を行う（(1)と併せ行うもの）。

2. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等
- (2) 補助率 1／2（ただし、冬期湛水に資する調査・調整は定額、冬期湛水に資する施設整備は、別途 20%の促進費を交付）
- (3) 採択基準
 - ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増嵩し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること
 - イ 取得・再生される用水の通水施設が農業水利施設であること
 - ウ 事業計画区域及びその周辺地域に、河川管理者や関係機関により構成され、用水の取得・再生に向けて調整等を行うとともに、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会（仮称）が設置されること
 - エ 環境用水を取得する場合は、その事業計画区域が田園環境整備マスタープランの環境創造区域又は環境配慮区域、それと同等と認められる環境配慮を重視している区域指定がなされていること
 - オ 消流雪用水を取得する場合は、消流雪用水が地方公共団体の除雪計画への位置づけがあること
- (4) 事業実施期間 平成20年度から平成24年度まで

●事業採択地区事例（平成21年3月現在）

・大道堰地区（山形県）

鶴岡城の城跡公園である鶴岡公園の御濠の水質が悪化し異臭問題が発生していることから、これを改善するため、環境用水（水質浄化等）を取得するもの。

・善光寺川中島平地区（長野県）

都市化、混住化により低減した農業用水の地域用水機能を復元するため、新たに環境用水（親水用水等）を取得するもの。

・蓼川堰地区（兵庫県）

市街地の消雪とコウノトリの野生復帰に係る冬期湛水に関する用水を取得するもの。

5. 環境用水の取得事例

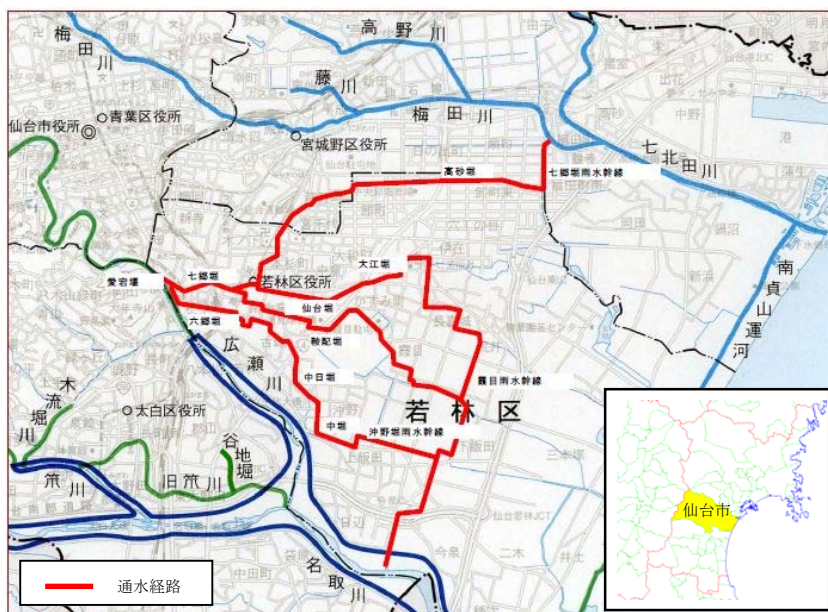
5-1. 仙台市六郷堀・七郷堀地区

1) 地区概要

仙台市六郷堀・七郷堀地区は仙台東土地改良区の受益地である。仙台東土地改良区の受益地は仙台市中心部から東側の太平洋に広がる仙台平野一帯の仙台市若林区、宮城野区の一部である。当地域は都市的地域に区分されることから、都市化地域と住宅地が土地改良区の受益地に含まれる。同地区の全世帯数は約 13 万世帯で、うち農家世帯数は約 2 千世帯であり、約 2 % の世帯が農業に携わっている。

地域の下水道の加入率は 97 % と高いが下水道の整備が古いこともあって「合流式下水道」が採用されている。合流式下水道は降雨時に汚水と雨水が同じ管内を流れるため、雨水で希釈された未処理汚水が雨水吐き口からそのまま河川や農業用水路に排水されることから、特に水が流れない冬季について悪臭の発生やゴミの投棄等により、農業用水路の周辺環境を著しく悪化させてきた地域である。

土地改良区の受益面積は、約 2,400ha、組合員は、約 2,200 人である。



位置図

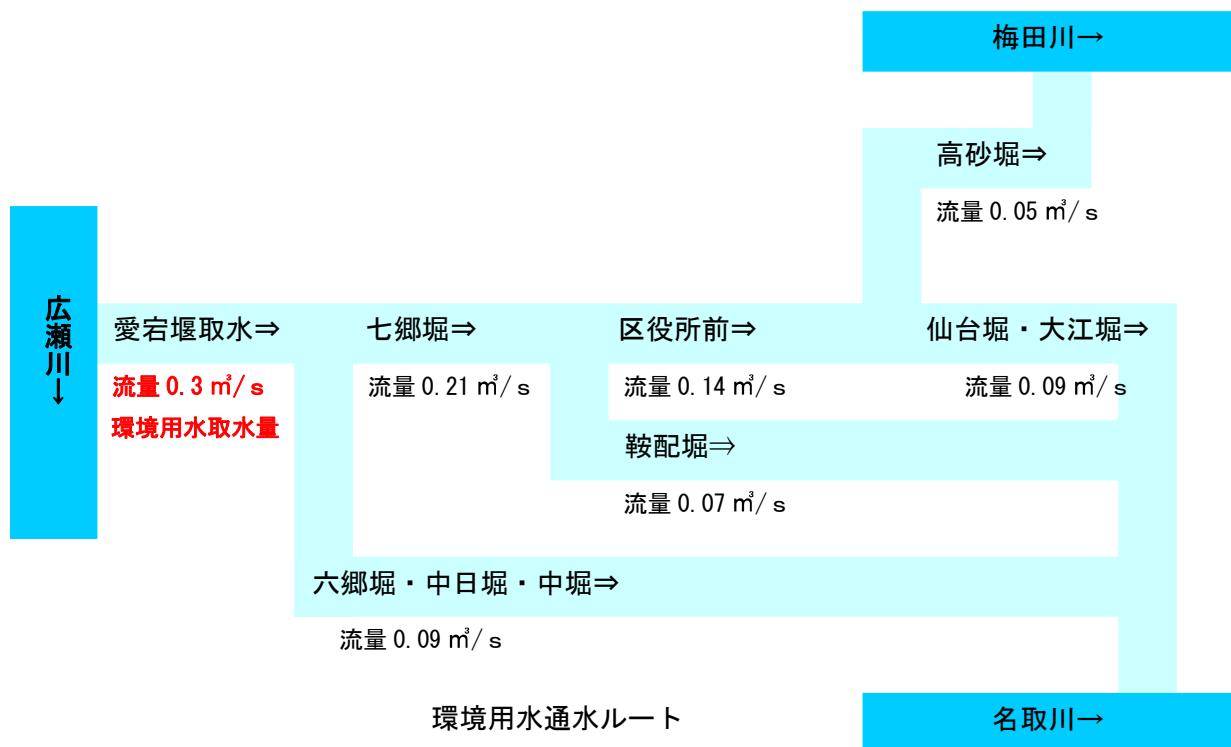
2) 環境用水取得に向けての地域での取組

①環境用水を取得するに至った経緯

平成 17 年 1 月、仙台市(環境対策課)は、宮城県知事から既存の農業用水路を利用して、浄化及び修景を目的とする新規水利権を取得した。

仙台市が浄化及び修景の水利権を取得するきっかけになったのは、上流域の市街化が進み合流式下水道からの汚水が農業用水路に流れ込み、昭和 44、45 年頃から、春先の浚渫作業時に農家から苦情が出たことに始まる。昭和 28 年、広瀬川愛宕堰から取水する農業用水水利権が、慣行水利権から許可水利権に切り替えられたときに、冬水の取水が停止されたため、とくに冬場の悪臭がひどく、都市住民からも苦情が出されてきた。

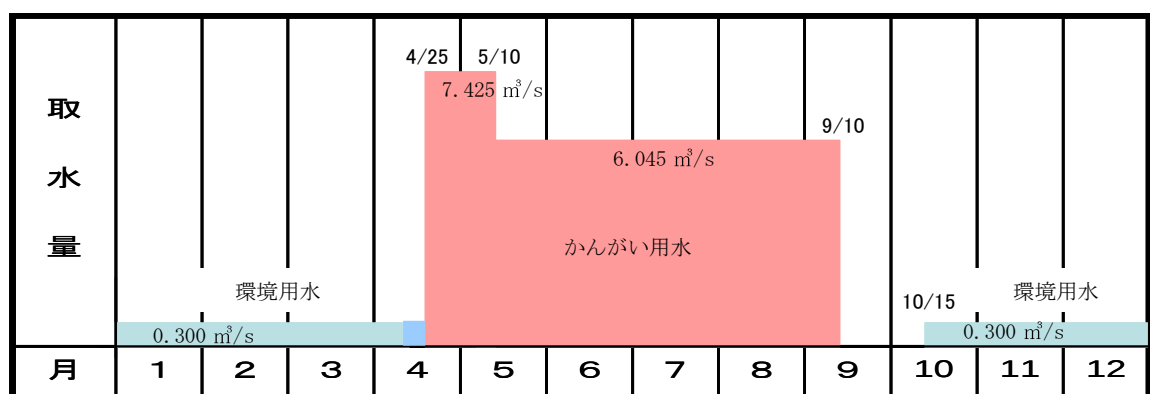
仙台市では、平成 5 年に雨水幹線を設置して上流の市街化地域の排水が下流の農村地域に流れ込むことを防ぐ等一定の対応をとってきたが、合流式に替わる新たな下水道設置は予算上不可能であり、また、広瀬川が渇水河川であることから冬水の確保も難しく、抜本的な問題解決につながらなかった。ようやく、仙台市の水循環を構想する勉強会の中で、六郷堀・七郷堀への通水が検討され、その後、関係者が参画する「仙台地域水循環協議会」が組織されて、冬水の通水が具体化し、試験通水を経て、仙台市が浄化及び修景を目的とする水利権を取得するに至った。



環境用水の通水状況

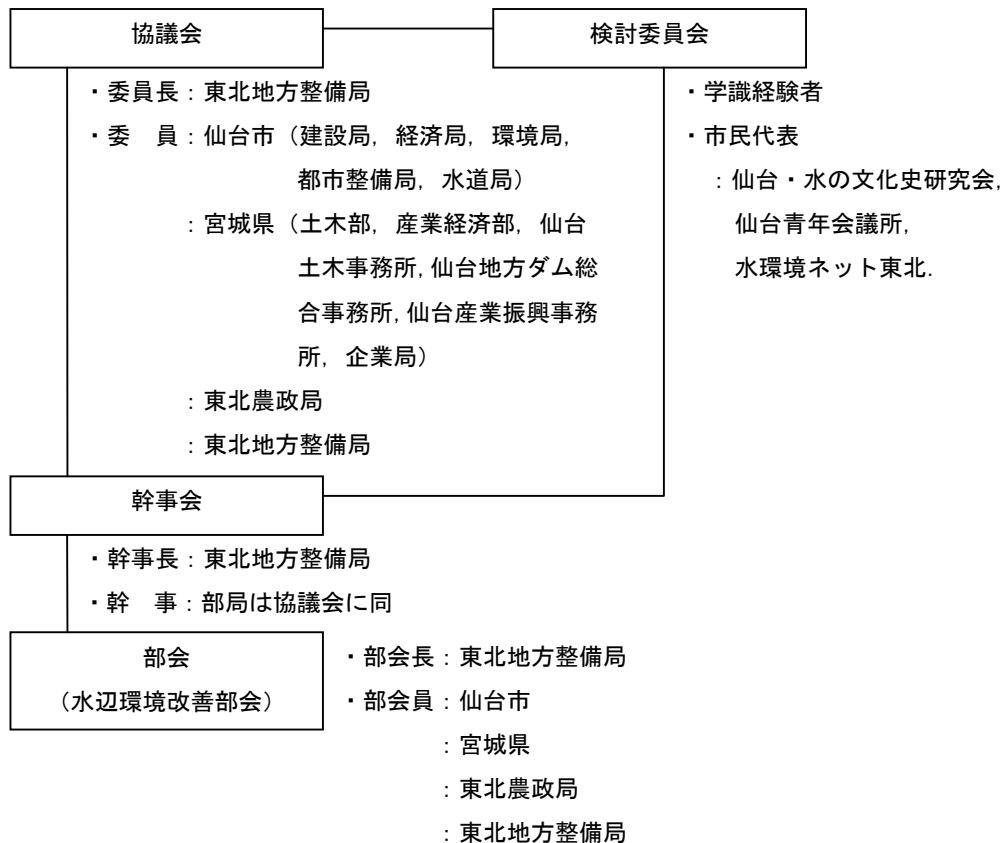
②取水パターン図

環境用水は、冬水として最大 0.3 m³/s を通水することとされており、かんがい用水と併せた取水パターンは次のとおり。（環境用水の取水パターンは新規取得型に該当）



③地域協議会

平成 11 年、東北地方整備局、宮城県、仙台市、東北農政局の行政機関（仙台東土地改良区はオブザーバー参加）が仙台地域水循環協議会を設立した。仙台地域水循環協議会自体は、仙台地域の水循環という大きな視点を持ち、協議会と市民代表、学識経験者が中心になってマスタープランを作成し、それに基づいてアクションプログラムを作成した。六郷堀・七郷堀の通水事業は、このアクションプランの一つであった。



仙台地域水循環協議会

④必要水量の算定方法

協議会が主催した平成 11 年から平成 16 年度の通水試験による水質浄化等の調査結果や 4 回の地域住民を対象にしたアンケート調査の結果から、その有効性を確認した。

⑤地域住民の意見集約方法

協議会と市民代表、学識経験者が中心になってマスタープラン、アクションプログラムを作成し、六郷堀・七郷堀への通水試験を実施し地域住民に対して、通水による景観の改善、悪臭の改善に関してのアンケート調査を実施し、非かんがい期の通水についての意見集約を行った。

⑥管理方法等

浄化及び修景を目的とする非かんがい期の通水に伴う管理体制については、基本的には行政レベルで調整・監視を行い、仙台市が取水ゲート操作等の通水管理を行うことになっている。水路の浚渫等は、仙台市が行う区間については土地改良区に委託し維持管理を行っている。また、冬期通水時にスクリーンで受け止めたゴミ等については、地域住民の監視・報告

により仙台市が除去することになっている。

このように行政が費用負担等について大きな役割を担っているのは、六郷堀・七郷堀の財産権及び水利権（かんがい、浄化及び修景）は仙台市が所有しており、更に実際に通水が行われる都市部内の農業水利施設の管理も仙台市に移管されているためである。

3) 水利使用規則

	平成17年1月4日	平成19年4月5日
1. 目的	浄化及び修景	同左
2. 取水口及び排水口の位置	取水：仙台市若林区石名坂95番の2地先（広瀬川左岸）	同左
	排水：仙台市若林区日辺字新田42－1番地先（名取川左岸雨水排水路）	同左
	排水：仙台市宮城野区扇町六丁目6－1番地先（名取川左岸雨水排水路）	同左
3. 最大取水量	最大取水量：0.3m ³ /s 10月15日～4月19日	同左 10月15日～4月24日
4. 取水の条件等	・広瀬橋地点における広瀬川の流量が2.40m ³ /sを超える場合に限り取水できる。 ・権原発生前の他の水利使用及び漁業に支障を生じさせない。 ・権原発生後の他の水利使用及び貯留のための施設に支障を生じさせない。	・広瀬橋地点における広瀬川の流量が2.50m ³ /sを超える（10月）、2.00m ³ /sを超える（10月以外）場合に限り取水できる。 ・権原発生前の他の水利使用及び漁業に支障を生じさせない。 ・権原発生後の他の水利使用及び貯留のための施設に支障を生じさせない。
5. 排水の条件	取水量と同量を排水口から名取川及び梅田川に排水	同左
6. 河川工事等による支障の受忍	河川工事等による支障について河川管理者に対抗することができない。	同左
7. 工作物及び土地の占用	取水施設：愛宕堰（占用面積）2,629.47m ²	同左
8. 許可期限	平成19年4月19日まで	平成19年10月15日から平成22年4月24日まで
9. 取水開始の届出	宮城県知事に届け出なければならない。	同左
10. 取水量及び排水量の測定等	・自記水位計により毎日の取水量を測定し、月毎に結果をまとめて翌月の10日までに県知事に報告しなければならない。 ・排水量の測定は少なくとも週1回測定し、月毎に結果をまとめて翌月の10日までに県知事に報告しなければならない。	同左
11. 取水量変更の許可の申請	必要水量が減少したときは、変更協議申請しなければならない。	同左
12. 申請等の経由	申請、届出、報告は、仙台土木事務所長を経由して行わなければならない。	同左
13. 標識の掲示	必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。	同左
14. 失効	水利使用が廃止、許可期限が到来したとき効力を失う。	同左
15. この水利使用規則の改正	河川管理者は、必要があると認めるときは、これを改正することができる。	同左

4) 参考資料

- ① 仙台市チェックシート
- ② 水利使用規則

(参考資料)

① 仙台市チェックシート（記入例）

● 基本事項

取 水 河 川 情 報		環 境 用 水 情 報	
水系・河川名	一級河川名取川水系広瀬川	水利使用の申請者	仙台市
河川管理者	国土交通省（宮城県：指定区間）	取水施設の施設所有者	仙台市
申請の相手	宮城県	取水施設の管理者	仙台市
正常流量（m³/s）	（広瀬橋観測所地点） 2.5m³/s（10月）、2.0m³/s（10月以外）	水路の施設所有者	仙台市
		水路の用地所有者	仙台市（法定外公共物）
関係河川使用者 及び水利権量（m³/s）	広瀬名取川漁業協同組合	水路の管理者	仙台市
		水利権申請量（m³/s）	0.3m³/s
		取水期間	10月15日から翌4月24日まで

● チェック項目（1／2）

事 項	検 討 内 容	○・×	取 扱 方 針 等
1 目 的	・ 取水目的が、水質、親水空間、修景等生 環境又は自然環境の維持、改善等を図るた めの用水か。	○	□水質改善、□生態系保全、■景観・修景 ■生活環境の維持・改善、□水田の冬期湛水 ■その他（浄化）である
2 事業内容に関する事項	・ 用水に係る事業計画が、地方公共団体の 長レベルで決定された計画に位置付けられ ているか。	○	■事業計画名（仙台地域水循環再構築マスタープラン） ■計画主体（宮城県、仙台市、東北農政局、東北地方整備局）
3 申請者に関する事項	・ 申請者は、地方公共団体か。	○	申請者は、□県、■市町村、□その他（ ）である
・ 申請者が地方公共団体 以外の場合	① 申請者の業務目的に、生活環境又は自然 環境の維持、改善等が含まれているか。	—	□定款、□寄附行為、□規約、□規定 その他（ ）に目的が明記されている
	② 地方公共団体が作成する計画等に申請者 が事業主体として位置付けられているか。	—	
	③-1 適正な取水管理や施設管理等事業を 遂行するための能力及び信用があるか。	—	
	③-2 事業主体が事業を執行できない場合 の保証を地方公共団体から得ているか。	—	
	①～③を全て満足しているか。	—	
4 必要水量に関する事項	・ 必要水量の算定は、適正に行われている か。	○	■基準・文献（文献）、■試験通水 □その他（ ）により算定

● チェック項目 (2/2)

事 項	検 討 内 容	○・×	取 扱 方 針 等
5 水源に関する事項	① 安定取水又は豊水取水か。	○	□安定取水、■豊水取水 基準渇水流量：(不明 m/s) 正常流量：(2.5 (10月), 2.0 (10月以外) m/s) 取水予定量：(0.3 m/s)
	①-2 正常流量の決定根拠	○	□河川砂防基準、□正常流量検討の手引き(案) ■その他(河川管理者提示)により算定
	② 河川環境や他の利水者に影響を与えないか。	○	広瀬名取川漁業協同組合から合意書を得ている
	②-1 河川に還元されるか。	○	■還元、■消費(梅田川放水分) される
	②-2 還元箇所は、明確か。	○	■取水～還元地利水者がいる、□地利水者がいない □還元箇所が不明、□その他()
	②-3 活用可能な水源はあるか。	○	□水源あり() ■水源なし
	③ 豊水取水の場合、河川管理者により豊水利用計画が策定されているか。	?	□策定済み □未策定 ■不明
	④ 意見の交換を行う場(流域水利用協議会等)があるか。	○	■流域水利用協議会あり □流域水利用協議会なし
6 観測体制について	① 取水量の把握方法。		
	①-1 取水量の把握方法	○	□流量計、■自記水位計、□量水板、□その他()
	①-2 観測体制	○	■管理施設(テレメーター等)、□現場、□その他()
	② 排水量の把握方法。(該当する場合)		
	②-1 排水量の把握方法	○	□流量計、□自記水位計、□量水板、■その他(実測)
	②-2 観測体制	○	□管理施設(テレメーター等)、■現場、□その他()
	③ 水質の把握方法。(該当する場合)	—	
	③-1 水質の観測箇所数		箇所数 () 箇所
	③-2 観測頻度		□毎日、□週1回、□その他()
7 その他	① 通水経路を記入した図面を作成しているか。	○	■図面あり □図面なし
	② 協議会が組織されているか。	○	■設置済み □未設置 協議会名(仙台地域水循環協議会) 構成員(東北地方整備局、仙台市、宮城県、東北農政局)
	③ 管理協定が締結されているか。	○	□管理協定済み、□管理協定予定、■管理協定必要なし
	④ 他目的使用の手続き	○	□手続き済み、□手続き予定、■手続き必要なし
	⑤ 関係河川使用者の同意	○	■取得済み、□未取得、□必要なし

② 水利使用規則

別 紙

水利使用規則

(仙台市六郷堀・七郷堀浄化及び修景用水)

(目 的)

第1条 この水利使用は、浄化及び修景用水のためにするものとする。

(取水口及び排水口の位置)

第2条 取水口及び排水口の位置は、次のとおりとする。

取 水 口 宮城県仙台市若林区石名坂95-2地先(広瀬川左岸)

排 水 口 同県同市同区日辺字新田42-1地先(名取川左岸雨水排水路)

" 同県同市宮城野区扇町六丁目6-1地先(梅田川右岸雨水排水路)

(最大取水量)

第3条 最大取水量は、0.30m³/sとする。

2 取水ができる期間は、10月15日から翌年の4月24日までの間とする。

(取水の条件等)

第4条 取水は、次の要件に適合するものでなければならない。

(1) 取水は、広瀬橋地点における広瀬川の流量が、10月は2.50m³/sを超える場合、10月以外の取水期間は2.00m³/sを超える場合に限り、その超える部分の範囲内において取水するものとする。

(2) 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

(3) 取水は、この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用及びダムその他の流水の貯留のための施設に関するものに支障を生じないようにすること。

(4) 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者(以下「水利使用者」という。)に対し、前3号の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

(排水の条件)

第5条 取水した流水は、取水量と同量を第2条の排水口により、名取川及び梅田川に排水しなければならない。

(河川工事等による支障の受忍)

第6条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁その他の支障については、この水利使用を行う権利をもって河川管理者に対抗することができない。

(工作物及び土地の占用)

第7条 工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は、次の表のとおりとする。

区 分	工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積
取 水 施 設 (愛宕堰)	広瀬川左岸 宮城県仙台市若林区土樋244地先	2629.47m ²
	右岸 宮城県仙台市太白区越路2-10地先	

(許可期限)

第8条 許可期間は、平成19年10月15日から平成22年4月24日までとする。

(取水の開始の届出)

第9条 水利使用者は、取水（設備の点検のためにするものを除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、宮城県知事（以下「県知事」という。）にその旨を届け出なければならない。

(取水量及び排水量の測定等)

第10条 水利使用者は、自記水位計を用いる水位法により、毎日の取水量を測定し、月毎にその結果を取りまとめて、翌月の10日までにこれを県知事に報告しなければならない。

2 水利使用者は、各排水量の測定は、少なくとも週1回行い、月毎にその結果を取りまとめて、翌月の10日までにこれを県知事に報告しなければならない。

(取水量変更の許可の申請)

第11条 水利使用者は、通水路の一部廃止その他の理由により、この水利使用に係る必要水量が減少したときは、遅滞なく、第3条の取水量をその減少後の必要水量に相当するものに変更するための河川法第23条の許可の申請をしなければならない。

(申請等の経由)

第12条 この水利使用規則により河川管理者又は県知事に対してなすべき申請、届出又は報告は、仙台土木事務所長（以下「所長」という。）を経由してしなければならない。

(標識の掲示)

第13条 水利使用者は、所長の指示するところにより、この許可に係る水利使用の内容その他必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(失効)

第14条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

- (1) この水利使用が廃止されたとき。
- (2) 許可期間が到来したとき。

(この水利使用規則の改正)

第15条 河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

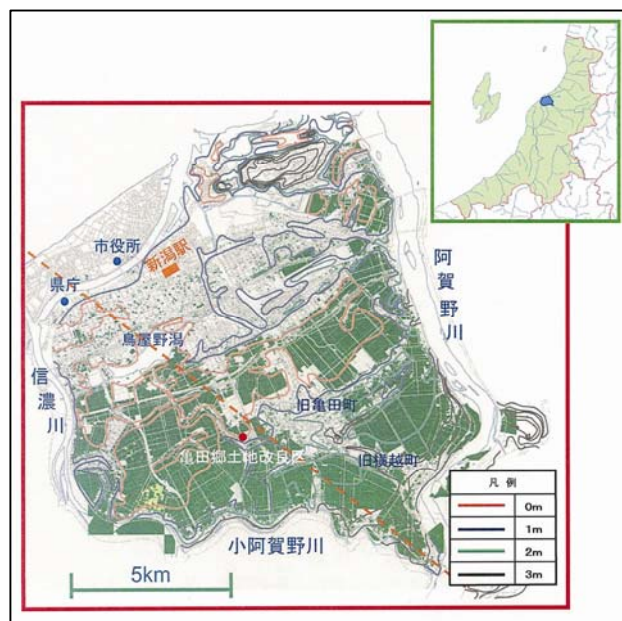
5-2. 新潟市亀田郷地区

1) 地区概要

亀田郷地区は、新潟市の都市近郊農村地帯で水稲単作地域である。信濃川、阿賀野川及び両河川を連絡する小阿賀野川に囲まれた低湿な輪中地帯である。東西約 12km、南北約 11km のほぼ正方形で面積約 11,000ha、新潟市(旧新潟市の一部、旧亀田町、旧横越町)の行政区域内の中にある。

中央に一級河川鳥屋野潟を配した鉢状を呈しており、海拔ゼロメートル以下の土地が2/3 を占めている。近年、各種排水事業により湛水がなくなったことから、急速に市街化が進行し、農地面積が昭和 43 年の 6,320ha から現在は約 4,400 ha に減少、地区内の人口は約 25 万人となっており、農業用排水路の水質悪化、水量の減少、農業水利施設に対する住民意識の低下が顕著になっている。特に冬期については、水利維持用水等の水利権を確保していないことから排水路に流入してくる地域の雑排水が滞留し、水質悪化が著しい地域である。

当地区は、亀田郷土地改良区の受益地であり、農地面積は、約 4,400ha、組合員数は、約 4,800 人である。



2) 環境用水取得に向けての地域での取組

①環境用水を取得するに至った経緯

平成 19 年 10 月、新潟市(農村整備課)は、平成 18 年 3 月に「環境用水に係る水利使用許可の取扱い」の通知が発出された後、全国で初めて既存の農業用排水路を利用して、水質保全、景観保全及び生態系保全を目的とする環境用水の水利権を取得した。

新潟市が環境用水水利権を取得するきっかけになったのは、亀田郷地区の市街化が進み地域の農業用排水路や小河川では、非かんがい期や渇水時における通水量の減少とともに家庭排水の流入やゴミの混入による水質悪化等が顕著となり、水量の減少により水域生態系の分断、親水性の低下等の問題も生じ、農業者や地域住民から良好な水辺環境の再生が求められていた。

このため、都市化・混住化地域における水環境の改善に資するため、平成 14 年度に「都市化地域水環境改善実証調査」が始まり、関係機関との連携協力のもと、モデル地区の一つとして亀田郷地区が選定され、試験通水の結果を踏まえた今後の改善方策を検討することとなった。また、新潟市等の行政機関と地域住民等が一体となった各種の協議会(亀田郷環境整備連絡会等)が設立され、水質改善等のための取組として、平成 13 年度より排水路の水質浄化を目的として(平成 13 年度: 農業水利基本調査、平成 14 年度以降: 都市化地域水環境改善実証調査)舞潟揚水機場(信濃川)から取水し、清五郎排水路、鍋潟排水路、新堀排水路等を対象に試験通水を行い、適正浄化用水量が検討された。この検討において、水質改善の効果が確認されたため、新潟市が水質保全、景観保全及び生態系保全を目的とする環境用水の水利権を取得するに至った。



環境用水通水前（アオコの発生）



環境用水通水後



環境用水通水前（濁り）



環境用水通水後



親水水路整備前



水質浄化施設整備前

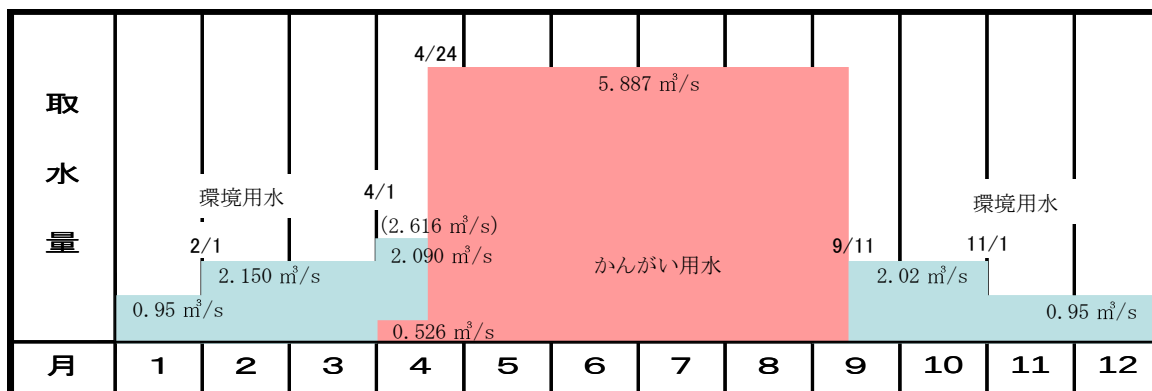


環境用水の通水状況



②取水パターン図

環境用水は、冬水として4期別、最大2.15 m³/sを通水することとされており、かんがい用水と併せた取水パターンは次のとおり。（環境用水の取水パターンは新規取得型及び4月は追加・変更型に該当）



③地域協議会

亀田郷地区においては、関係機関が「水と緑のネットワーク」・「鳥屋野潟の水環境保全」・「水循環再生と環境整備」の達成のため、環境用水等を取得・利用して行くに当たって、4つの協議会が相互に連携しながら活動を行っている。

- 鳥屋野潟総合整備推進行政連絡会（水環境対策部会）（昭和 61 年から）構成：北陸地方整備局、新潟県、新潟市、亀田郷土地改良区

鳥屋野潟の整備及び水環境の保全対策等の協議・調整。

- 亀田郷環境整備連絡会（平成 10 年から）構成：自治連合会、亀田郷土地改良区
河川や水路等を対象に「治水・利水・環境」の観点からの整備・保全について、地域住民（自治連合会）と土地改良区が協議し、関係機関への提案・要望等を行う。

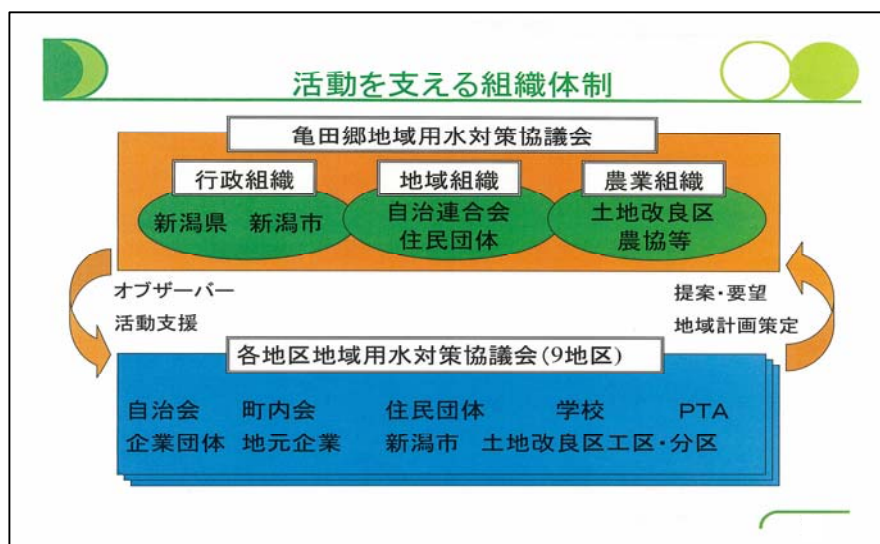
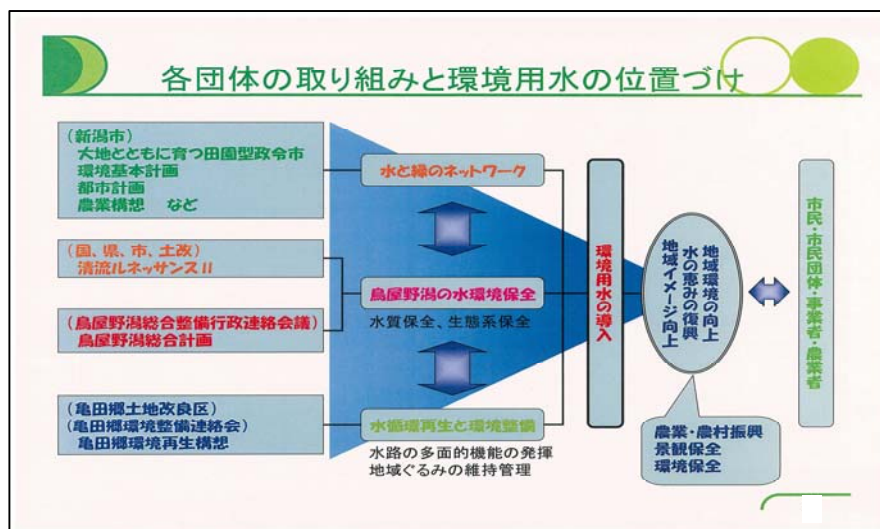
- 亀田郷地域用水対策協議会（平成 12 年から）構成：新潟県、新潟市、自治連合会、亀田郷土地改良区

各地区地域用水対策協議会が設立（9 地区）構成員：自治会、町内会、住民団体、学校、PTA、企業団体・地元企業、新潟市、亀田郷土地改良区工区・分区

農家と住民、地域の多様な団体が一体となり、自主的に地域の水を保全する活動を展開。

- 清流ルネッサンスⅡ地域協議会（平成 13 年から）構成：北陸地方整備局、新潟県、新潟市、亀田郷土地改良区、北陸農政局

栗ノ木川や鳥屋野潟の水質浄化を検討。



④必要水量の算定方法

水質目標は、「鳥屋野潟水環境改善計画（第4期計画）」に基づき、環境基準の「湖沼類型B」（COD 5mg/l）とした。

試験通水では、通水量、通水期間等を変更しながら水質調査を実施している。そこで排水路比流量とCOD濃度との関係式を求め、COD濃度が5mg/lとなるための排水路比流量を推定した。さらに非かんがい期間の平均水収支（降水量と蒸発散量との差）により排水路ごとに基底流量を求め、排水路流量との差を必要水量として算定している。

⑤地域住民の意見集約方法

平成14年度には、非かんがい期における農業用排水路への試験通水を実施している地区内の住民を対象（436世帯回答）に農業用排水路に関するアンケートを実施している。浄化用水を通水していなかった平成12年以前は、約半数以上の人が非かんがい期の排水路を「汚れている」という印象を持っていた。通水されているかんがい期の排水路は、半数近くの人「親しみや安らぎを感じるときもある」と回答している。今後の排水路の水質に関しては、「今よりもっときれいにしたい」「少しはきれいにしたい」と回答した人を合計すると92%であり、水質改善について積極的な考えを持っている人が多いことが確認され、環境用水通水への後押しとなった。

また、それらの結果は、亀田郷環境整備連絡会が「治水・利水・環境」をキーワードに水辺の再生、環境整備に取組み、その状況を「亀田郷環境整備連絡会ニュース」として地区内9万世帯に全戸配布した。亀田郷地域用水対策協議会が各地区地域用水対策協議会からの提案・要望、地域計画の策定（ワークショップ、水辺の保全活動等）に対して、オブザーバー参加や活動支援等で連携している。

⑥管理方法等

環境用水が導水される土地改良施設の財産所有者が国、県、市、土地改良区等、多岐にわたるため「環境用水利活用促進事業に関する基本協定書」を締結している。また、「環境用水利活用促進事業」に係る経費負担等協定書を市と土地改良区が締結している。その中で、環境用水のために利用する通水施設等の管理は土地改良区が行うこととし、通常の維持・管理については土地改良区が行い、水質調査費等については市が負担することが決められている。

1) 水利使用規則

1. 目的	環境用水(水質保全、景観保全及び生態系保全)
2. 取水口及び排水口の位置	取水：新潟市江南区和田795番地先 (信濃川右岸)
	排水：同市中央区清五郎字川西316番2地先 (鳥屋野潟左岸・清五郎排水路)
	排水：同区鐘木736番2地先 (鳥屋野潟左岸・新堀排水路)
	排水：同区太右エ門新田字一分田504番1地先 (親松導水路左岸・大堀排水路)
3. 最大取水量	最大取水量：2.15m ³ /s(4期区分) 9月11日～4月23日
4. 取水の条件等	・権原発生前の他の水利使用及び漁業に支障を生じさせない。 ・権原発生後の他の水利使用及び貯留のための施設並びに河川環境改善に支障を生じさせない。
5. 排水の条件	取水量と同量を排水口から鳥屋野潟及び親松導水路に排水
6. 河川工事等による支障の受忍	・河川工事等による支障について河川管理者に対抗することができない。 ・湧水調整がおこなわれる時は取水を中止すること。
7. 工作物及び土地の占用	河川区域：舞潟揚水機取入樋管(一m ²) 河川保全区域：舞潟揚水機導水路(一m ²)
8. 許可期限	平成22年4月23日まで
9. 取水規程	水利使用者は取水規程を定め河川管理者の承認を受けなければならない。
10. 取水開始の届出	新潟県知事に届け出なければならない。
11. 取水量の測定等	自記水位計により毎日の取水量を測定し、年毎に結果をまとめその年の5月31日までに北陸地方整備局長に報告しなければならない。
12. 排水量及び排水の水質の測定	・各排水口における排水量及び排水の水質を毎月1回測定し、結果をまとめその年の5月31日までに局長に報告しなければならない。
13. モニタリング計画の策定及び報告	環境用水の目的を達成できたか確認するためのモニタリング計画を策定し、結果をまとめその年の5月31日までに局長に報告しなければならない。
14. 取水量変更の許可の申請	必要水量が減少したときは、変更協議申請しなければならない。
15. 申請等の経由	承認、申請、報告は、信濃川下流河川事務所長を経由して行わなければならない。
16. 標識の掲示	必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。
17. 失効	水利使用が廃止、許可期限が到来したとき効力を失う。
18. この水利使用規則の改正	河川管理者は、必要があると認めるときは、これを改正することができる。

2) 参考資料

- ① 新潟市チェックシート
- ② 水利使用規則

(参考資料)

① 新潟市チェックシート（記入例）

● 基本事項

取 水 河 川 情 報		環 境 用 水 情 報	
水系・河川名	一級河川信濃川水系信濃川	水利使用の申請者	新潟市
河川管理者	国土交通省	取水施設の施設所有者	新潟県（舞潟揚水機場） 農林水産省（親松排水機場）
申請の相手	国土交通省	取水施設の管理者	新潟県（親松排水機場） 亀田郷土地改良区（舞潟揚水機場）
正常流量（m³/s）	145m³/s（小千谷観測所） 58.07m³/s（新酒屋観測所通過流量）	水路の施設所有者	農林水産省、新潟県、亀田郷土地改良区
		水路の用地所有者	農林水産省、新潟県、亀田郷土地改良区
関係河川使用者 及び水利権量（m³/s）	舞潟機場～親松機場 7件（5.6m³/s） 親松機場～河口 6件（19.5m³/s）	水路の管理者	亀田郷土地改良区
		水利権申請量（m³/s）	0.95m³/s ～ 2.15m³/s
		取水期間	9月11日から翌4月23日まで

● チェック項目（1／2）

事 項	検 討 内 容	○・×	取 扱 方 針 等
1 目 的	・ 取水目的が、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図るための用水か。	○	□水質改善、□生態系保全、■景観・修景 ■生活環境の維持・改善、□水田の冬期湛水 ■その他（生態系保全）である
2 事業内容に関する事項	・ 用水に係る事業計画が、地方公共団体の長レベルで決定された計画に位置付けられているか。	○	■事業計画名（基本計画（田園型拠点）） ■計画主体（新潟市）
3 申請者に関する事項	・ 申請者は、地方公共団体か。	○	申請者は、□県、■市町村、□その他（ ）である
・ 申請者が地方公共団体以外の場合	① 申請者の業務目的に、生活環境又は自然環境の維持、改善等が含まれているか。	—	□定款、□寄附行為、□規約、□規定 その他（ ）に目的が明記されている
	② 地方公共団体が作成する計画等に申請者が事業主体として位置付けられているか。	—	
	③-1 適正な取水管理や施設管理等事業を遂行するための能力及び信用があるか。	—	
	③-2 事業主体が事業を執行できない場合の保証を地方公共団体から得ているか。	—	
	①～③を全て満足しているか。	—	
4 必要水量に関する事項	・ 必要水量の算定は、適正に行われているか。	○	□基準・文献（ ）、■試験通水 □その他（ ）により算定

● チェック項目 (2/2)

事 項	検 討 内 容	○・×	取 扱 方 針 等
5 水源に関する事項	① 安定取水又は豊水取水か。	○	■安定取水、□豊水取水 基準渇水流量：(60.66 m³/s)、正常流量：(58.07 m³/s) 取水予定量：(2.15 m³/s)
	①-2 正常流量の決定根拠	○	□河川砂防基準、□正常流量検討の手引き(案) ■その他(河川管理者提示)により算定
	② 河川環境や他の利水者に影響を与えないか。	○	減水区間の利水者から同意を得ている
	②-1 河川に還元されるか。	○	■還元、□消費 される
	②-2 還元箇所は、明確か。	○	■取水～還元地利水者がいる、□利水者がいない □還元箇所が不明、□その他()
	②-3 活用可能な水源はあるか。	○	□水源あり() ■水源なし
	③ 豊水取水の場合、河川管理者により豊水利用計画が策定されているか。	—	□策定済み □未策定
	④ 意見の交換を行う場(流域水利用協議会等)があるか。	○	■流域水利用協議会あり □流域水利用協議会なし
6 観測体制について	① 取水量の把握方法。		
	①-1 取水量の把握方法	○	□流量計、■自記水位計、□量水板、□その他()
	①-2 観測体制	○	□管理施設(テレメーター等)、■現場、□その他()
	② 排水量の把握方法。(該当する場合)		
	②-1 排水量の把握方法	○	□流量計、□自記水位計、□量水板、■その他(実測)
	②-2 観測体制	○	□管理施設(テレメーター等)、■現場、□その他()
	③ 水質の把握方法。(該当する場合)		
	③-1 水質の観測箇所数	○	箇所数 (8) 箇所
	③-2 観測頻度	○	□毎日、□週1回、■その他(月2回)
7 その他	① 通水経路を記入した図面を作成しているか。	○	■図面あり □図面なし
	② 協議会が組織されているか。	○	■設置済み □未設置 協議会名(鳥屋野潟総合整備推進行政連絡協議会・水環境対策部会) 構成員(北陸地方整備局、新潟県、新潟市、 亀田郷土地改良区) 協議会名(亀田郷環境整備連絡会) 構成員(自治連合会、亀田郷土地改良区) 協議会名(亀田郷地域用水対策協議会) 構成員(新潟県、新潟市、自治連合会、亀田郷土地改良区) 協議会名(流域ルネッサンスII地域協議会) 構成員(北陸地方整備局、新潟県、新潟市、 亀田郷土地改良区、北陸農政局)
	③ 管理協定が締結されているか。	○	■管理協定済み、□管理協定予定、□管理協定必要なし
	④ 他目的使用の手続き	○	■手続き済み、□手続き予定、□手続き必要なし
	⑤ 関係河川使用者の同意	○	■取得済み、□未取得、□必要なし

② 水利使用規則

別 記

水 利 使 用 規 則

平成19年10月18日
(新潟市亀田郷西部
地区環境用水)

(目的)

第1条 この水利使用は、環境用水（水質保全、景観保全及び生態系保全）のためにするものとする。

(取水口等の位置)

第2条 取水口及び排水口の位置は、次のとおりとする。

取水口 新潟県新潟市江南区和田795番地先（信濃川右岸）

排水口（1） 同市市中央区清五郎字川西316番2地先（鳥屋野潟左岸・清五郎排水路）

（2） 同区鐘木736番2地先（鳥屋野潟左岸・新堀排水路）

（3） 同区太右エ門新田字一分田504番1地先

（親松導水路左岸・大堀排水路）

(取水量)

第3条 取水量は、次の表のとおりとする。

区分 \ 期間	9月11日から 10月31日まで	11月1日から翌年 の1月31日まで	2月1日から 3月31日まで	4月1日から 4月23日まで
最大取水量	2.02 m ³ /s	0.95 m ³ /s	2.15 m ³ /s	2.09 m ³ /s

(取水の条件等)

第4条 取水は、この水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

2 取水は、この水利使用に係る権原の発生後にその権原が生じた他の水利使用及びダムその他の流水の貯留のための施設に関するもの並びに当該河川に係る環境改善に支障を生じないようにしなければならない。

3 河川管理者は、必要があると認めるときは、この水利使用を行う者（以下「水利使用者」という。）に対し、前項の規定を守るため必要な水利使用者がとるべき措置を指示することができる。

(排水の条件)

第5条 取水した流水は、第1条の目的に供した後、その全量を第2条の排水口により、信濃川水系鳥屋野潟及び親松導水路に排水しなければならない。

(河川工事等による支障の受忍)

第6条 水利使用者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる流水の汚濁その他の支障については、この水利使用を行う権利をもって河川管理者に対抗することができない。

2 水利使用者は、当該環境用水を取水している河川において渇水調整が行われる時には、当該水利使用者は取水を中止すること、また、その支障については、当該水利使用を行う権利をもって河川管理者及び他の関係利水者に対抗することができない。

(工作物及び土地の占用)

第7条 工作物の位置又は土地の占用の場所及び占用面積は、次の表のとおりとする。

区 分		工作物の位置又は土地の占用の場所	占用面積	備 考
河川区域	舞潟揚水機 取入樋管	新潟市江南区和田795番地先（信濃川右岸）	———	新潟県所有の 施設の使用
河川 保全 区域	舞潟揚水機 導水路	新潟市江南区和田795番及び同番地先（信濃川右岸）	———	新潟県所有の 施設の使用

(許可期限)

第8条 許可期限は、平成22年4月23日とする。

(取水規程)

第9条 水利使用者は、取水を開始しようとするときは、あらかじめ取水の基準について取水規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 河川管理者は、取入樋管に関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、この取水規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、この取水規程の変更を命ずることができる。

(取水の開始の届出)

第10条 水利使用者は、取水（設備の点検のためにするものを除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、新潟県知事にその旨を届け出なければならない。

(取水量の測定等)

第11条 水利使用者は、自記水位計を用いる水位法により毎日の取水量を測定し、年ごとにその結果をとりまとめて、その年の5月31日までにこれを北陸地方整備局長（以下「局長」という。）に報告しなければならない。

(排水量及び排水の水質の測定等)

第12条 水利使用者は、第2条の各排水口における排水量及び排水の水質を毎月1回測定し、その結果をとりまとめて、その年の5月31日までにこれを局長に報告しなければならない。
また、測定回数を変更しようとするときは、河川管理者の承認を受けなければならない。

(モニタリング計画の策定及び報告)

第13条 水利使用者は、取水を開始しようとするときは、あらかじめ環境用水（景観保全及び生態系保全）の目的を達成できたか確認するためのモニタリング計画を策定し、年ごとにその結果をとりまとめて、その年の5月31日までにこれを局長に報告しなければならない。

(取水量変更の許可の申請)

第14条 水利使用者は、通水路の一部廃止その他の理由により、この水利使用に係る必要水量が減少したときは、遅滞なく、第3条の取水量をその減少後の必要水量に相当するものに変更するための河川法第23条の許可の申請をしなければならない。

(申請等の経由)

第15条 この水利使用規則により河川管理者又は局長に対してなすべき承認若しくは許可の申請又は報告は、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長を経由してしなければならない。

(標識の掲示)

第16条 水利使用者は、局長の指示するところにより、この許可に係る水利使用の内容その他必要事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(失効)

第17条 この水利使用に関する河川法の規定に基づく許可は、次に掲げるときは、その効力を失う。

- (1) この水利使用が廃止されたとき。
- (2) 許可期限が到来したとき。

(この水利使用規則の改正)

第18条 河川管理者は、この水利使用規則を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

6. 農業用水を利用した小水力発電への取組み

農業用水を利用した小水力発電は、土地改良区の維持管理の節減に繋がるだけでなく、農村地域の振興にも寄与します。小水力発電は、制度上、技術上の課題もありますが、環境用水の取得と併せ、小水力発電を導入することで効果的な地域振興策が検討できます。

1) 小水力発電への取組み

農業用水の発電ポテンシャルは、資源エネルギー庁と農林水産省の共同調査（平成16年度）によれば、実施可能な包蔵水力は約5.7億kWh、727地点（ダム式・水路式の発電力10kW以上で実現可能なものを対象）とされています。

我が国の農業用水は、水使用量全体の約834億 m^3 /年の2/3にあたる約549億 m^3 /年を占めており、膨大な農業用水路（総延長約40万km）を活用した小水力発電は、非常に大きな効果があると思われ、その発電効果は、土地改良施設の維持管理の節減等につながります。

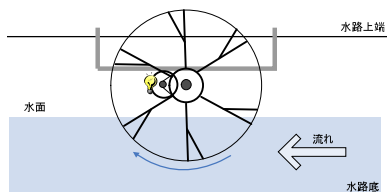
また、農業農村整備事業により整備された全国26箇所の小水力発電施設は、年間約5.7万 CO_2 トンの温室効果ガスの排出削減に寄与しており、農業水利施設を活用した小水力発電の導入の推進は、農村地域の電気エネルギーの自給率を高めるとともに、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に繋がっていくものであり、地球環境の保全の面からも重要な課題と考えられます。

小水力発電導入により得られる効果

維持管理費の節減	発電した電力を需要施設に直接供給又は、電力会社に売電することで、土地改良施設の維持管理費を節減することができる。
農村振興への寄与	農業用水の持つエネルギーを有効に活用することで、農村地域の電力需要に応じることが可能であり、農村振興に寄与することができる。
地球温暖化防止への貢献	小水力発電はクリーンエネルギーであり、化石燃料を使用した他の発電形式と比較して、温室効果ガスの排出削減に寄与している。
イメージアップ	地域への環境貢献のPR、エネルギーや環境に関する教育の場の提供や、広報・啓発活動を行うこともでき、施設管理者、所有者のイメージアップが図られる。

2) 小水力発電の技術開発

小水力発電装置については、落差利用型小水力発電のほか、流水利用型小水力発電の開発も進められています。



流水利用型発電の概念図



流水利用型発電機の設置状況

3) 今後の展望

小水力発電は、農業生産への発電だけでなく、鳥獣害防止電気柵等の農業振興や集落の防犯灯等の地域の安全対策、中山間地域の災害時のライフライン等の非常用電力等の地域防災等、農村振興に大きく貢献する可能性があり、今後は、小水力発電の可能性を把握するとともに、太陽光発電、小風力発電と併せて、再生可能エネルギーの導入促進が望まれます。



アオコ・水質改善装置の動力源

7. 参考資料

7-1. 地域水ネットワーク再生事業

- 1) 事業実施要綱
- 2) 事業実施要領

7-2. 環境用水の取扱いに関する通知

- 1) 「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成 18 年 3 月国土交通省河川局）
- 2) 「消流雪用水の取扱いについて」（平成 4 年 8 月 31 日建設省河川局）
- 3) 「消流雪用水の取扱いについて」（平成 12 年 12 月 12 日建設省河川局）

7-3. 関係法令・通知等

1) 土地改良法関係

	法令・通知名	内容
①	土地改良法第 57 条	土地改良区が管理すべき施設について
②	土地改良法第 94 条	農林水産大臣が管理・処分すべき土地改良財産について
③	土地改良法第 94 条の 4 の 2	農林水産大臣が管理する土地改良財産の他目的への使用等について
④	土地改良法第 94 条の 6 第 1 項	農林水産大臣が都道府県に土地改良財産の管理を委託することについて
⑤	土地改良法第 94 条の 10	都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設の管理を都道府県が土地改良区等に委託することについて
⑥	土地改良法第 96 条の 4（準用規定）	
⑦	土地改良法施行令第 58 条	土地改良施設の管理受託者に対する善良な管理の義務について
⑧	土地改良法施行令第 59 条	土地改良財産の管理者受託者が管理する土地改良財産の他目的への使用等について
⑨	土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第 5	土地改良財産の他目的使用等の場合の使用料の算定手法等について
⑩	土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第 8	土地改良財産の共有持分付与を行う場合の要件および対価の算定手法等について
⑪	土地改良財産取扱規則第 11 条	都道府県又は土地改良区等が農林水産大臣より管理を受託した土地改良財産の他目的使用等にかかる申請について

⑫	土地改良財産取扱規則第 12 条	農林水産大臣の管理する土地改良財産の他目的への使用等にかかる申請について
⑬	土地改良財産取扱規則第 22 条の 3	土地改良財産の共有持分付与を行う場合の申請について

2) 河川法関係

	法令・通知名	内容
①	河川法第 2 3 条	河川（1 級河川および 2 級河川）における流水の占用の許可について
②	河川法第 2 4 条	河川区域内の土地の占有の許可について
③	河川法第 2 6 条第 1 項	河川区域内における工作物の新築等の許可について
④	河川法第 2 7 条第 1 項	河川区域内における土地の掘削等の許可について
⑤	河川法施行規則第 1 1 条	水利使用等に関する許可申請に必要な書類等について
⑥	河川法第 38 条	水利使用の申請があった場合の通知について
⑦	河川法施行令第 21 条	河川に関し権利を有する者について
⑧	河川法第 53 条	渇水時における水利使用の調整について

3) 土地改良法以外の財産関係の法令

	法令・通知名	内容
①	地方自治法第 237 条	普通地方公共団体の財産の管理及び処分について
②	地方自治法第 238 条	公有財産の範囲及び分類について
③	地方自治法第 238 条の 4	行政財産の管理及び処分について
④	国有財産法第 18 条第 1 項、第 3 項	行政財産の処分等の制限について
⑤	国有財産法第 19 条	準用規定について
⑥	国有財産法第 22 条第 1 項	普通財産の無償貸付について

4) 環境に関する法令・基準

	法令・通知名	内容
①	農業用水質基準（農林水産技術会議 昭和 46 年 10 月 4 日）	水稻に被害を与えない限度濃度を考慮して定めた汚濁物質別の基準値（法的効力はない）
②	環境基本法第 16 条	政府が定めるべき環境上の条件（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音）に関する基準について
③	水質汚濁に係る環境基準について （昭和 46 年 12 月 28 日環境庁）	環境基本法第 16 条に基づき規定される水質汚濁に関する環境基準
④	水産用水基準（水産資源保護協会）	水産動植物の正常な生息および繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うための水質基準
⑤	水質階級と指標生物の生息範囲 （環境省）	環境省が実施している河川の水質状況調査に使用する水質と指標生物の関係

5) その他

	法令・通知名	内容
①	国家賠償法第 2 条第 1 項	国および公共団体による造営物の設置又は管理に関する責任について
②	民法第 717 条	土地の工作物等の占有者及び所有者の責任について

7-1. 地域水ネットワーク再生事業

1) 事業実施要綱

地域水ネットワーク再生事業実施要綱

平成20年4月1日付け19農振第1811号

最終改正 平成21年1月27日付け20農振第1616号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

近年の農村地域は、都市化・混住化、畑地転換の増加等に伴う農業用水量の減少、非かんがい期における農業用水の不通、家庭雑排水の流入に伴う水質汚濁等によって、生活環境、自然環境、景観等が減退するとともに、農業者の減少により農業水利施設の維持管理負担が増大しており、この状況は今後更に顕著なものになっていくことが想定される。

このことから、本事業は、地域の生物多様性、水質、景観、生活環境等を保全するとともに、地域住民と農業者が一体となった農業水利施設の維持・保全管理を実現するため、環境用水、消流雪用水、防火用水、冬期湛水（非かんがい期の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。）用水等の用水を取得・再生し、農業用排水路等に通水させ、併せて水質を浄化するための施設整備や用水の利活用に必要な施設整備を実施することにより、農業用水等の更なる質的向上を図るものである。

また、用水の取得・再生については、事例が少ないことから、取得・再生までに必要な情報が不足している状況にあるため、用水の取得・再生等に係る河川協議、地元調整上の課題等を検討、分析し、対処方針の策定等を行うとともに、その成果を整理・標準化し、全国に広く波及させる。

第2 事業内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 用水施設整備等事業

(1) 別表の1の(1)から(3)までに掲げる調査、調整、施設整備を総合的に行うものとする。

(2) 別表の1の(4)に掲げる調査、調整を行うものとする。

2 情報分析事業

別表の2に掲げる情報分析を行うものとする。

第3 事業実施主体

- 1 第2の1の用水施設整備等事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又はその他都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。
- 2 第2の2の情報分析事業の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が別に定める公募要領により、農村振興局長及び地方農政局長等が公募し、応じた者の中から事業実施主体として選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

第4 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

1 用水施設整備等事業

- (1) 次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 農業水利施設における維持・保全管理負担が増嵩し、その継続に支障を来すことが懸念される地域であること。

イ 取得・再生する用水の通水施設が農村振興局長が別に定める基準を満たす農業水利施設であること。

- (2) (1)に定めるところのほか、環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあっては、次に掲げる要件のうちア及びイを、消流雪用水を取得する場合にあっては、ア及びウを満たすものとする。

ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業水利施設の維持・保全管理の主体となる地域水ネットワーク再生協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。

イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープラン（「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱について」（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）」に定めるものをいう。以下同じ。）の環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること、又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。

ウ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。

2 情報分析事業

用水施設整備等事業と一体的な実施が見込まれること。

第5 事業実施期間等

- 1 用水施設整備等事業の採択期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。
- 2 情報分析事業の実施期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

第6 事業実施手続

1 用水施設整備等事業

- (1) 知事は、都道府県が事業実施主体である事業（以下「都道府県営事業」という。）を実施しようとするとき、又は市町村、土地改良区その他知事が適当と認める者が事業実施主体である事業（以下「団体営事業」という。）を実施しようとする者から事業を実施したい旨の申請があり、これを妥当と認めるときは、事業の採択を希望する年度の前年度の1月末日までに事業採択申請書に次に掲げるものを添えて、地方農政局長等に提出するものとする。

ア 地域水ネットワーク再生事業計画書

イ 地域水ネットワーク再生事業計画概要書

ウ 環境用水、冬期湛水用水の取得にあつては、田園環境整備マスタープラン又はそれと同等と認められる計画

エ 消流雪用水の取得にあつては、地方公共団体が定める除雪計画

- (2) 地方農政局長等は、(1)の規定による申請を審査の上、当該事業を実施させることが適当であると認めたときは、知事にその旨を通知するものとする。なお、団体営事業にあつては、採択の通知を受けた知事は、団体営事業を実施しようとする者にその旨を通知するものとする。

2 情報分析事業

本事業を実施しようとする者は、農村振興局長及び地方農政局長等が別に定める公募要領により応募申請を行うものとする。

第7 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、第6の規定により採択された事業について、次のいずれかに該当する場合には、事業計画の変更を行うものとする。なお、団体営事業にあつては知事の承認を受けるものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 物価又は労賃の変更によるものを除く総事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

- 2 知事は、1の事業計画の変更を行ったとき又は団体営事業の事業計画の変更を承認したときには、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

第8 助成

- 1 国は、本事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内で事業実施主体に助成するものとする。
- 2 国は冬期湛水に対応した施設整備により増嵩する経費に対し、別に定めるところにより、促進費を交付するものとする。

第9 事業実施状況の報告

- 1 都道府県営事業を実施する知事は地方農政局長等に、団体営事業の事業実施主体は知事に、それぞれ、毎年度事業実施結果等を報告するものとする。
- 2 知事は、1の規定により団体営事業の事業実施主体から報告を受けたときは、地方農政局長等にその旨を報告するものとする。
- 3 公募団体の代表者は、毎年度、事業実施結果を農村振興局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

第10 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

第11 附則

平成20年度および平成21年度における事業採択申請書等の提出期限は、第6の1の(1)の規定にかかわらず、平成21年2月末日とする。

別表

事業内容
1 用水施設整備等事業 (1) 用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備 ア 用水の需要調査 イ 試験通水等による協議、操作管理等調整 ウ 用水の適正配水に係る分水施設、用水路等整備 エ 冬期湛水に資する水管理施設、用水路等整備 (2) 農業用排水路等の水質浄化を図る施設整備 ア 浄化水路整備 イ 曝気施設等の浄化施設整備 (3) 用水の利活用に必要な施設整備 ア 環境との調和に配慮した水路整備 イ 生物生態系に配慮した水路ワンド等整備 ウ その他用水の利活用に必要な施設整備 (4) 冬期湛水に資する調査、調整 2 情報分析事業 (1) 用水に関する分析 (2) 取水規定、財産、維持管理等の検討 (3) 費用便益分析

2) 事業実施要領

地域水ネットワーク再生事業実施要領

平成20年4月1日付け19農振第1812号

最終改正 平成21年1月27日付け20農振第1617号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

(農林水産省) 農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、地域水ネットワーク再生事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第1811号農林水産事務次官依名通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業内容

要綱第2の別表の1の(2)及び(3)にあつては、(1)と併せて行うものとし、(2)又は(3)を単独で実施できないものとする。

第3 採択要件

- 1 要綱第4の1の(1)のアの「地域」とは、次の事項が要綱第6の1の(1)のアに規定する地域水ネットワーク再生事業計画書に定められている地域をいう。
 - (1) 地域の営農特性
 - (2) 農家戸数及びその経営規模
 - (3) 今後の営農形態の変化及び農家の見通し状況
 - (4) 農業水利施設における土砂、ゴミ等の堆積状況
 - (5) 農業水利施設における維持管理作業の内容とその費用
- 2 要綱第4の1の(1)のイの農村振興局長が別に定める基準とは、用水の水利使用の許可及び維持・保全管理負担の軽減が見込まれるものとする。
- 3 要綱第4の1の(2)のアの「関係機関」とは、都道府県、市町村、土地改良区、農業水利組合、関係利水者、地域の代表者等とする。

第4 事業実施手続

- 1 要綱第6の1の(1)に定める事業採択申請書は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 要綱第6の1の(1)のアの地域水ネットワーク再生事業計画書は、別記様式第2号によるものとする。
- 3 要綱第6の1の(1)のイの地域水ネットワーク再生事業計画概要書は、別記様式第3号によるものとする。
- 4 要綱第6の1の(2)に定める都道府県知事への通知は、別記様式第4号によるものとする。

第5 事業計画の変更

要綱第7の2の地方農政局長等への報告は、別記様式第5号によるものとする。

第6 助成

要綱第8の助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

1 用水施設整備等事業

(1) 工事費

- ア 純工事費
- イ 測量及び試験費
- ウ 船舶及び機械器具費
- エ 営繕費
- オ 用地費及び補償費
- カ 工事雑費

(2) 事務費

2 情報分析事業

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 給与、職員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料

3 要綱第8の2の「冬期湛水に対応した施設整備により増嵩する経費」（以下「増嵩経費」という。）とは、冬期湛水を実施するための施設整備費用であり、冬期湛水を実施しない場合の本事業による施設整備費用と比較して掛かり増しとなった事業費とする。

4 要綱第8の2の「促進費」は、増嵩経費の100分の20相当とする。

第7 事業実施状況の報告

要綱第9に定める報告は、次により行うものとする。

- 1 要綱第9に定める農村振興局長又は地方農政局長等への報告は、別記様式第6号により事業実施年度の翌年の6月末日までに提出するものとする。
- 2 用水施設整備等事業について、用水の水利使用の許可を受けた年度の報告にあっては、事業実施主体は、1の報告に用水の水利使用規則及びその参考資料（以下「水

利使用規則等」という。)を添えて提出するものとする。なお、事業実施最終年度までに用水の水利使用の許可を受けていない場合にあっては、事業実施主体は事業実施最終年度に1の報告に申請段階の用水の水利使用規則等を添えて提出し、事業実施終了後に用水の水利使用の許可を受け次第、速やかに用水の水利使用規則等を提出するものとする。

(別記様式第1号)

地域水ネットワーク再生事業採択申請書

番 号
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔 北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 名

地域水ネットワーク再生事業実施要綱第6の1の(1)の規定により、下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく、関係書類を添えて申請します。

記

都道府県名	地 区 名	関係市町村名	総事業費	備考
			千円	

地域水ネットワーク再生事業計画書

第 1 章 地域と農業水利施設等の概要

第 1 節 地域の地勢及び社会環境等

関係市町村の人口、産業、土地利用、観光、歴史、法律・条例等による地域指定等の状況、実施中又は実施予定の主要プロジェクトの概要等を記載する。

事業計画対象地域及びその周辺地域の地形、地質、水生生物その他の生態系等の状況等を記載する。

第 2 節 地域の営農状況

地域の営農特性、農家戸数及びその経営規模、今後の営農形態の変化及び農家の見通し等を記載する。

第 3 節 農業水利施設等の概要及び現状

事業計画の対象区域及びその周辺地域の農業水利施設の位置、概要、築造年、経緯、管理者及び財産権者、土砂やゴミ等の堆積状況、維持管理作業の内容とその費用等を記載する。

事業計画の対象区域及びその周辺地域における実施中の土地改良事業等の状況、既得農業用水水利権の概要、農業水利施設が担ってきた役割、住民の農業水利施設への接し方（農業水利施設の清掃活動、農業水利施設にかかわる行事等）等を記載する。

第 2 章 事業の基本方針

第 1 節 地域における整備の基本構想

関係市町村におけるまちづくりの基本的な方向とその背景及び圏域、市町村のマスタープラン及びそれに沿った核となる具体的な施策等の概要を記載する。

第 2 節 地域における水環境の役割

事業対象とする農業水利施設の役割、第 1 節における整備計画区域及び整備する施設等の位置づけ、水環境整備に期待されている機能、役割、整備の緊急性等を記載する。

第 3 節 整備の基本方針

用水の取得・再生にかかる調査、調整及び施設整備の目的、必要性、整備計画区域の範囲、施設利用等の観点からのゾーン区分、ネットワーク等の基本的考え方、各ゾーンごとの性格、機能、イメージ等、関連地域整備との関係等を記載する。

第3章 事業計画の内容

第1節 事業実施主体

本事業の事業実施主体及び事業に隣接又は関連して実施する事業（以下「関連事業」という。）の事業実施主体を記載する。

第2節 事業の内容

本事業及び関連事業で整備する施設の概要、実施区分等を記載する。

第3節 費用の総額及びその内容

本事業及び関連事業に要する費用の総額及びその内訳等を記載する。

第4節 費用の負担方法

本事業及び関連事業に要する費用の負担方法について記載する。

第5節 施設等の予定管理方法

本事業及び関連事業で造成された施設の予定管理者及び予定管理方法、維持管理に要する費用の負担方法、都道府県、市町村、土地改良区等の役割分担等について記載する。

第6節 事業構想図等

現況図、事業構想図、事業区分図、代表的な部分のイメージ図等を添付する。

(別記様式第3号)

地域水ネットワーク再生事業計画概要書

都道府県名	地区名	関係市町村	事業実施主体		事業概要							
水系河川名					工期		総事業費	千円				
現況土地改良施設の整備状況	事業名				取得	目的						
	事業主体				・再生	水利権者						
	工期				する	水利施設						
	受益面積 (ha)	水田	畑	樹園地	その他	計						
	受益戸数				用水	施設財産所有者						
					(想定)	施設管理者						
						負担区分(千円)						
	農用水利施設	施設名	数量	財産者	管理者	諸元等	区分	国費	県費	市町村	その他	計
	既得水利権	水利権者					用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備					
水利施設						農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備						
許可期間						用水の利活用に必要な施設整備						
最大通水量(m ³ /s)						計						
水利権調整状況					施設名	数量	事業費(千円)	諸元等				
図面等	1. 計画位置図 2. 一般計画平面図 3. 計画用排水系統図					施設整備内容						

(別記様式第4号)

地域水ネットワーク再生事業採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省地方農政局長 名
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

都道府県名	地 区 名	関係市町村名	総事業費	備考
			千円	

(別記様式第 5 号)

地域水ネットワーク再生事業計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名

(都道府県営事業)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、事業採択の通知のあつた、地域水ネットワーク再生事業〇〇地区について、事業計画の変更を別紙の内容で行つたので報告する。

(団体営事業)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって、事業採択の通知のあつた、地域水ネットワーク再生事業〇〇地区について、事業計画の変更を別紙のとおり承認したので報告する。

(別記様式第 5 号の別紙)

地区名		局名		事業実施主体	
事業名				所在地	
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画確定年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項目	現計画	変更計画	増△減	備考	
事業費					
工期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

(別記様式第6号)

平成〇〇年度 地域水ネットワーク再生事業実施結果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道・公募団体にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事 名
〔公募団体にあつては、住 所
団 体 名
代表者名〕

地域水ネットワーク再生事業実施要綱第9の規定により、下記のとおり事業実施結果について報告します。

記

1. 事業実施主体名及び地区名
2. 事業実施内容及び地域水ネットワーク再生事業計画の変更事項
3. 用水の水利使用に係る調整状況
4. 事業収支決算書
(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備 考
国庫補助金				
都道府県費				
市町村費				
土地改良区等				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
用水の取得・再生に係る調査、調整、施設整備に係る経費				
農業用排水路等の水質浄化を図るための施設整備に係る経費				
用水の利活用に必要な施設整備に係る経費				
情報分析事業費				
計				

7-2. 環境用水の取扱いに関する通知

1) 「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」

国河調第12号
国河流第7号
平成18年3月20日

各地方整備局等河川部長等 あて

河川局水政課長
河川局河川環境課長

環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて

水は地域の自然、人々の生活、精神文化等の形成に大きな役割を果たしてきたが、近年、良好な環境の整備と保全に対する国民のニーズは増大し、健全な水循環の確保を求める声が高まっている。そこで、水質、親水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水(以下「環境用水」という。)に係る新規の水利使用の許可申請に対して、「河川法の施行について」(昭和40年3月29日付け建設省発河第58号建設事務次官通達)、「河川法の施行について」(昭和40年6月29日付け建設省河発第245号河川局長通達)、「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号河川局長通達)及び「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号・建設省河治発第73号・建設省河開発第118号・建設省河砂発第50号水政課長・治水課長・開発課長・砂防課長通達)により処理及び審査を行うに当たって、その取扱い及び留意事項を、当分の間、下記によることとする。なお、下記によることが困難な場合には、あらかじめ本職に相談し、調整を図ることとされたい。

記

1. 事業内容に関し留意すべき事項

用水に係る事業計画が、地域におけるまちづくり等に関する地方公共団体又は国の計画に位置付けられること等により、公共の福祉の増進に資する水利用であることを確認すること。

2. 申請者に関し留意すべき事項

事業内容が公共の福祉の増進に資する水利用であることから、水利使用許可の申請者は、地方公共団体を原則とする。

ただし、次に掲げる要件のすべてに適合している者についても、許可をすることができる。

- ① 用水の受益地の生活環境又は自然環境の維持、改善等を業務の目的に含んでいるもの
- ② 地方公共団体が策定する環境用水に関する計画等において申請者が事業主体として位置付けられているもの
- ③ 事業のための施設の設置、適正な取水管理や施設管理、事業終了時の河川区域における工作物の撤去等事業を遂行するための能力及び信用等水利使用の実行の確実性を確保し、かつ、事業主体が水利使用を実行できない場合に、地方公共団体が代わって実行する旨の河川管理者に対する保証を地方公共団体から得ているもの

3. 必要水量に関し留意すべき事項

必要水量については、画一的な算定が困難なことから、水質、親水空間、修景等のそれぞれの目的を達成できるよう必要かつ妥当な範囲内であることについて、「河川砂防技術基準（計画編）」等を参考として判断すること。

4. 水源に関し留意すべき事項

(1) 水利使用許可に当たっては、通常、取水予定量が基準渇水流量から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量（正常流量）を控除した水量の範囲内のものであることが原則であるが、必ずしも継続的な取水を確保しなくても目的が達せられる場合のある環境用水の特有の性格に鑑み、取水予定量が基準渇水流量から正常流量を控除した水量の範囲内のものでなくても、

- ① 申請のあった環境用水の目的が達成できる場合には、社会実験として、豊水を水源とし取水を許可する。

- ② 河川に還元されることが確実な水量を考慮して河川環境や他の水利使用に影響がないと認められる場合には、取水を許可する。

なお、活用可能な水源がある場合には、それを活用できるよう関係者に情報提供を行うこと。

- (2) 取水予定量が基準渇水流量から正常流量を控除した水量の範囲内のものであっても、申請者自ら既設ダムを活用し水源を確保する場合を除き、取水が行われる河川における河川環境を十分考慮すること。その結果、取水予定量が基準渇水流量から正常流量及び河川環境のために必要な流量を控除した水量の範囲内のものとならない場合には、(1)①又は②の規定に従い判断すること。

- (3) 豊水を水源とする場合には、豊水といえども公共用物たる河川の流水であって、その量は有限であることを再認識した上で判断すること。

又、河川管理者として、河川全体における豊水利用の需要の見通しを把握するとともに、河川環境のために必要な流量を損なうことなく、河川管理者、利水者、地方公共団体等が水系単位で水利用又は河川環境に関して情報又は意見の交換を行う場（流域水利用協議会等）における問題意識の共有化又は流域の意見集約の状況を踏まえて、当面の豊水利用計画を策定すること。

5. 水利使用規則の内容

水利使用許可に当たっては、水利使用規則を以下のとおりとすること。

- (1) 水利使用規則の目的は、「環境用水（水質浄化及び悪臭防止）のため」等の具体的な内容を記載すること。
- (2) 許可期間は、当分の間、原則3年間を上限とすることとし、更新条項は付さないものとする。
- (3) 目的が達成できたかを確認するために、定期的に報告を行うよう求めること。
- (4) 申請者自ら既設ダムを活用し水源を確保する場合を除き、取水の条件には、取水が行われる河川に係る環境改善や後発の水資源開発に対して影響を及ぼさないよう、又、豊水を水源とする場合にあっては、更に豊水利用計画の内容に即したものとなるよう劣後条項を付すこと。
- (5) 上記4. (1)②の場合には、以下のとおりとすること。
- ① 取水量とともに排水量を定期的に報告する条件を付すこと。
(河川に排水されるものが汚水であるおそれのある場合には)

- ② 排水による河川の水質悪化が生じないようにするとともに、排水の水質調査結果を定期的に報告すること。

- (6) 当該環境用水の取水を行っている河川において渇水調整が行われる時には、当該水利使用者は取水を中止すること、又、その支障については、当該水利使用を行う権利をもって河川管理者及び他の関係利水者に対抗することはできないことを条件とすること。

6. その他

- (1) 申請書には、取水口から受益地、排水口までの通水経路を記入した図面を添付することとする。
- (2) 本通達の内容を流域水利用協議会等で広く紹介を行うことにより、流域の地方公共団体を始めとした関係者への情報提供を行うこと。
- (3) 審査に当たっては、申請者に予め許可期間（原則３年間）を明示し、工作物等を新築又は改築する場合の費用対効果や再度の許可が行われなかった場合の対応について考慮を促すこと。
- (4) 水利使用許可を受ける主体と施設の管理者が異なる場合には、取水管理や施設管理が適正に行われるよう管理協定が締結されていること等を確認すること。
- (5) 既に許可を行っている環境用水（既に雑用水として許可しているもので本通達にいう環境用水に位置付けられるものを含む。）の水利使用許可の更新に当たっては、従前どおりの取扱いとすることを妨げない。

2)「消流雪用水の取扱いについて」(平成4年8月31日建設省河川局)

消流雪用水の取扱いについて

平成4年8月31日
建設省河調発第9号
建設省河源発第12号

建設省河川局水政課長 北海道開発局建設部長
建設省河川局開発課長 沖縄総合事務局開発建設部長
から 地方建設局河川部長 あて
都道府県土木担当部長

近年、豪雪地帯対策の一環として流雪溝等の水を利用した消流雪施設の整備が進められており、これに伴い、消流雪用水に係る水利使用許可申請が増加することが見込まれるところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。

記

1 水利使用許可の運用について

- (1) 消流雪用水に係る水利使用許可に当たっては、当該河川における消流雪用水の需給の見通しを把握するとともに、河川管理者として水系毎に消流雪用水需給計画を策定すること。
- (2) 消流雪用水に係る水利使用の許可に当たっては、当該地域における除雪の実態とその対策及び消流雪用水に係る水利使用の実態等を踏まえ、申請者、施設利用の権原、事業計画等についての確な指導を行うよう留意すること。
- (3) 水利使用を許可するには、一般に、取水しようとする流水を安定的に確保することが原則であるが、これにより難い場合の消流雪用水に係る水利使用については、取水目的の公益性に鑑み、やむを得ない場合に限り、豊水条項等を付した上で水利使用を許可することができるものとする。このような取扱いをする場合には、申請者に対し、事業計画の中に取水が制限される場合の対策措置（機械除雪等）を定めておくとともに、ダム等による安定的な水源の確保に努めるよう指導すること。

2 情報提供及び助言・指導について

消流雪用水に係る水利使用について、申請予定者である地方公共団体等から照会があった場合には、水源等についての情報提供及び申請手続、必要資料等に関する助言・指導を積極的に行うこと。

3)「消流雪用水の取扱いについて」(平成12年12月12日建設省河川局)

消流雪用水の取扱いについて

平成12年12月12日
建設省河調発第8号
建設省河源発第12号

建設省河川局水政課水利調整室長
建設省河川局開発課水源地对策室長 から 各都道府県土木部長あて

標記については、平成4年8月31日付け建設省河調発第9号及び河源発第12号において、水政課長、開発課長から通達したところであるが、その運用に当たっては、当分の間、下記により行うこととされたい。

記

1 通達記の1(1)について

消流雪用水に係る水利使用許可を行う場合には、流域の地方公共団体等における消流雪用水を必要とする事業計画、消流雪用水の需要量、当該河川における水資源開発計画及び消流雪用水として利用可能な水量等を把握した上で処分を行うこと。併せて、河川管理者として水系毎に消流雪用水の需給の見通しを明らかにした消流雪用水需給計画を策定し、水利使用許可の運用に当たっての基礎的資料とすること。

2 通達記の1(2)について

(1) 申請者

水利使用許可の申請者は、原則として、水利使用の目的となる事業を行うため、流水占用に係る施設を設置管理する者であるが、複数の事業主体が関与する消流雪事業に係る水利使用許可申請については、利水施設の維持管理及び用水管理等に関する関係者間の協定により適正な施設管理及び用水管理を担保させた上で、地元市町村長等消流雪用水管理者として適当な者が代表して申請者となるよう指導すること。

(2) 既存の施設利用

消流雪用水に係る水利使用については、他の利水者が設置管理する既存の施設を利用する場合が多くみられるが、このような場合においては、申請者が当該施設を利用しうる権原を協定等により確保するとともに、取水及び施設の管理方法を取水規程等により明確にするよう指導すること。

(3) 事業計画

- 1 消流雪用水を利用する事業計画の策定に当たっては、市町村の除雪計画の中に位置付けるとともに、河川の流況によって取水が制限される事態が生じた場合の対策措置について、あらかじめ当該事業計画の中に定め、実効ある除雪体制が確保できるよう指導すること。
- 2 事業計画の策定に当たり、地域の条件により、河川水以外の水源（下水処理水等）を組み合わせた、配水や、除排雪作業の計画等において効率的に水を利用するように配慮することにより、取水量が過大とならないよう指導すること。

- 3 消流雪用水の必要水量は、施認の構造、水温、気温、雪質、積雪量、除排雪作業の計画、投雪量等の個別条件による格差が大きいが、これらの諸条件を合理的に勘案し、必要水量を算出するよう指導すること。

3 通達記の1(3)について

(1) 水利使用の許可の条件等について

通達記の1(3)の水利使用は、豊水取水を対象とするものであり、このような取扱いは、水利使用の緊急性、河川の流況等によりやむを得ない場合に限るものとするが、水利使用の許可に当たっては、(2)、(3)に述べるような条件を勘案の上、既往の水利秩序に影響を及ぼさないようにすること。

(2) 安定的な水源の確保について

豊水取水に係る水利使用の許可に当たっては、ダム等によって生み出される水量を引当て水源とすることが原則であることから、申請者に対して、計画段階又は事業実施中の雪対策ダムや小規模生活ダム等に参画するなど、新規水源の確保に努めるよう指導すること。

(3) 豊水条項等について

① 取水制限流量は、取水地点における集水面積100平方メートル当たり概ね2.0立方メートル/秒程度を設定するものとする。ただし、河川管理者が当該流量以下でやむを得ないと認めたとき又は当該流量以上必要があると認めたときには、これによらないことができるものとする。

② 水利使用の許可に当たっては、次の条件を付するものとする。

- 1 取水は地域の状況に応じた積雪期間に限定するものとする。
- 2 取水量と同量を河川に還元すること。
- 3 1日当たりの総取水量表示を行うこと。
- 4 既存の維持流量及び他の水利使用に支障を生じないこと。
- 5 後発の水資源開発に対して影響を及ぼさないよう劣後条項を付すこと。
- 6 許可期間は3年間とすることとし、更新条項は付けないものとする。
- 7 取水量及び排水量を定期的に報告すること。
- 8 排水による河川の水質悪化が生じないようにするとともに、排水の水質調査結果を定期的に報告すること。

(4) 取水が制限される場合の対策措置

取水が制限される場合の対策として、広報体制の強化や、除雪機械を使用した除雪体制への円滑な移行等に関する措置要領等を事業計画に定めておくよう指導すること。

4 その他

通達記の1(3)の水利使用の許可の運用については、試行的に実施することから、水利使用の許可を行う場合については、あらかじめ本職に報告し調整を図った上で処理すること。

なお、消流雪用水需給計画の策定に当たっては、本職と調整すること。

7-3. 関係法令・通知等

1) 土地改良法関係

①土地改良法第 57 条

(施設の管理)

第五十七条 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によつて生じた土地改良施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

②土地改良法第 94 条

(国有土地物件の管理及び処分)

第九十四条 左に掲げるものであつて公共用財産又は普通財産であるもの（以下「土地改良財産」という。）は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。

- 一 国営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利
- 二 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業によつて生じた土地
- 三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件（農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。）
- 四 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

③土地改良法第 94 条の 4 の 2

第九十四条の四の二 農林水産大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。

- 2 農林水産大臣は、第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設で国営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これらの事業を行なう者に対し、その土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができる。この場合には、農林水産大臣は、あらかじめ、これらの事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有持分、その対価の額及び支払方法、その土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならない。
- 3 前項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付金として交付することができる。
- 4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

④土地改良法第 94 条の 6

第九十四条の六 農林水産大臣は、土地改良財産（第九十四条第二号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

- 2 国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）についての前項の規定による管理の委託は、その国営土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対し、その管理方法に関する基本的事項として定められたところに準拠して管理が行なわれることとなるようにするものとする。

⑤土地改良法第 94 条の 10

（都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設の管理の委託）

第九十四条の十 都道府県は、都道府県営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

- 2 前項の場合には、第九十四条の六第二項の規定を準用する。

⑥土地改良法第 96 条の 4

（準用規定）

第九十六条の四 第九十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第一項、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第九十条第四項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その第三条に規定する資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第四十九条第一項中「前条の規定にかかわらず、総会の議決」とあるのは「当該市町村の議会の議決」と、「都道府県知事の認可を受けて」とあるのは「都道府県知事に協議し、その同意を得て」と、同条第二項中「認可」とあるのは「同意」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは「第二十八条」と、第五十二条の三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道

府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第九十六条の四において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

⑦土地改良法施行令第58条

（管理受託者の義務）

第五十八条 管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

- 2 管理受託者は、受託に係る土地改良財産について、水害、火災、盗難、損壊その他当該土地改良財産の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに当該土地改良財産の保全のため必要な措置を講じなければならない。

⑧土地改良法施行令第59条

（他目的への使用等）

第五十九条 管理受託者は、農林水産大臣の承認を受けて、受託に係る土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させることができる。

- 2 管理受託者は、前項の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
 - 一 使用又は収益の対象となる土地改良財産の範囲
 - 二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所
 - 三 使用又は収益の用途又は目的及び方法
 - 四 使用又は収益の期間
 - 五 使用又は収益による管理受託者の予定収入
 - 六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件

⑨土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第5

第5 他目的使用等

(他目的使用等の承認又は許可の基準)

5-0-1 土地改良財産の他目的使用等についての令第59条及び取扱規則第11条の規定による承認又は法第94条の4の2第1項及び取扱規則第12条の規定による許可（以下単に「承認又は許可」という。）は、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げないものであって、かつ、当該財産を総合的に利用することが関係農家の利益に合致する場合に限り行うものとする。

(他目的使用等の承認又は許可の申請)

5-0-2 部局長は、土地改良財産の他目的使用等につき、承認又は許可の申請をしようとする者がある場合には、取扱規則第11条又は第12条に定める書類のほか、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げず、かつ、関係農家の利益と合致する旨の説明書を提出させるものとする。

5-0-3 土地改良財産の他目的使用等の申請書は、別紙様式第3号によるものとする。

(他目的使用等の使用料)

5-0-4 土地改良財産（公共用財産であるものに限る。以下この項において同じ。）の他目的使用等の場合の使用料の年額の算定方法については、次によるものとする。

(1) 使用料算定の基準

ア 農業用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合

(ア) 使用料は施設使用負担額に維持管理費負担額を加えて得た額とする。

(イ) (ア)の施設使用負担額は、次の算式により得た額とする。

a 当該施設が耐用年数を経過していない場合（建設費負担相当額）

$$G \times \frac{(1 - 10/100)}{T_a} \times F$$

G……他目的使用に係る施設（以下「他目的使用施設」という。）の建設に要した経費に他目的使用の契約又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額（以下「再調達原価」という。）

T_a……他目的使用施設の耐用年数（以下「耐用年数」という。）

10/100…他目的使用施設の耐用年数満了後における残存価格率（以下「残存率」という。）

F……分離費用身替妥当支出法又は使用度法によって他目的使用者が負担すべきものとして振り分けられた率（以下「使用負担率」という。）

b 当該施設が耐用年数を経過している場合

$$G \times 10/100 \times 7/100 \times F$$

G……再調達原価

10/100…残存率

7/100…使用料率

F……使用負担率

(ウ) (ア)の維持管理費負担額は、次により得た額とする。

他目的使用施設の維持管理に要する経費に使用負担率を乗じて得た額又は当該維持管理に要する経費のうち他目的使用による掛り増し分等を勘案して相当と認められる額

イ 農業用排水施設に廃水を排出させる場合

(ア) 使用料は施設使用負担額に維持管理費負担額を加えて得た額とする。

(イ) (ア)の施設使用負担額は、次の算式により得た額とする。

a 当該施設が耐用年数を経過していない場合

$$G \times \left[1 - \left(\frac{1 - (10/100)}{T_a} \times T_b \right) \right] \times 7/100 \times 3/10 \times F$$

G……再調達原価

T_a……耐用年数

10/100……残存率

T_b……他目的使用施設の経過耐用年数

7/100……使用料率

3/10……調整率

F……使用負担率

b 当該施設が耐用年数を経過している場合

$$G \times 10/100 \times 7/100 \times 3/10 \times F$$

G……再調達原価

10/100……残存率

7/100……使用料率

3/10……調整率

F……使用負担率

(ウ) (ア)の維持管理費負担額は、次により得た額とする。

他目的使用施設の維持管理に要する経費に使用負担率を乗じて得た額又は当該維持管理に要する経費のうち他目的使用による掛り増し分等を勘案して相当と認められる額

ウ 土地改良施設に電柱、水道管、ガス管等の工作物を設置させる場合

(ア) 電柱等を設置する場合

使用料は、第一種電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第1条に定める額とし、電気事業者（電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）が設置する場合にあっては当該者が内規により定めた額とする。

(イ) 水道管、ガス管等を埋設する場合

使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times M_a \times 2/100$$

K……再取得価格

再取得価格とは、次に掲げる土地の種別に対応して算出した単位面積当たりの額とする。

① 土地改良施設用地として買収した土地については、取得価格に他目的使用契約時又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額

② 有償で所管換え又は所属替えを受けた土地については、その時点の対価に他目的使用契約時又は許可時を1.000とした時価換算率を乗じて得た額

③ 無償で所管換え若しくは所属替えを受けた土地又は寄附に係る土地については、他目的使用契約時又は許可時の近傍類似地の評価額

M_a……地下埋設工作物の最大占有部分から垂直線が地表を画する部分の面積

2/100……使用料率

(ウ) 特別高圧架空電線（使用電圧7,000ボルトを越えるもの）の線下敷とする場合
使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times H \times N \times 3/100 \times 3/10$$

K……再取得価格

H……特別高圧架空電線の幅員に両外側各3mを加えた幅

N……特別高圧架空電線の線下敷に使用する長さ

3/100…使用料率（地方の実情により2/100から4/100の範囲内においてその率を変更することができる。）

3/10…調整率（地方の実情及び土地の利用が妨げられる程度等により1/10から5/10の範囲内においてその率を変更することができる。）

(エ) その他の工作物

使用料は、次の算式により得た額とする。

$$K \times Mb \times 3/100$$

K……再取得価格

Mb……他目的使用に係る土地の面積

3/100…使用料率（地方の実情により2/100から4/100の範囲内においてその率を変更することができる。）

エ 部局長は、アからウに掲げる以外の場合又はアからウ（ウの（ア）の場合を除く。）により算定することが著しく不相当と認める場合は農村振興局長の承認を受けて別に使用料を定めることができるものとする。

(2) 使用料算定の注意事項

(1)の場合（ウの（ア）の場合を除く。）における土地改良財産の時価換算等の評価については次によるものとする。

ア 土地改良財産の時価換算は、別に農村振興局長の定める基準による。

イ 土地改良財産の耐用年数は、別に農村振興局長の定める基準による。

(3) 国有財産法上の無償貸付等に該当する場合の特例

他目的使用等の目的が、国有財産法第18条第4項又は同法第19条において準用する同法第22条第1項に規定する無償使用に該当する場合には、当該他目的使用等に係る使用料は、無償とすることができるものとする。

(他目的使用料の徴収)

5-0-5 他目的使用料は、5-0-6に係るものを除き、管理の委託をした土地改良財産にあつては管理受託者が、管理の委託をしていない土地改良財産にあつては国が徴収するものとする。

ただし、他目的使用料の額が少額で徴収事務に係る経費に満たないと認められる場合にあっては、当該他目的使用料を徴収しないことができるものとする。

5-0-6 他目的使用料のうち農業用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供する場合の建設費負担相当額については、当該土地改良財産を造成した国営土地改良事業に係る建設費負担割合に応じて按分し、国及び国以外の負担者がそれぞれの負担割合に応じて徴収するものとする。

ただし、他目的使用料の額が少額で徴収事務に係る経費に満たないと認められる場合にあっては、当該他目的使用料を徴収しないことができるものとする。

5-0-7 管理の委託をした土地改良財産に係る他目的使用料のうち建設費負担相当額については、他目的使用契約書において、国又は国以外の負担者に当該負担者が指定する方法により、他目的使用者が支払うべき旨を定めるものとする。

この場合において、他目的使用契約書に国以外の者（管理受託者を除く。）に関する事項を定めるに当たっては、当該者の了承を得ておくものとする。

5-0-8 管理の委託をしていない土地改良財産に係る他目的使用料のうち建設費負担相当額については、許可に際して、国又は国以外の負担者に当該負担者が指定する方法により、他目的使用者が支払うべき旨の条件を付すものとする。

この場合には、別途国以外の負担者がそれぞれ他目的使用者との間において、建設費負担相当額の徴収につき契約を締結するものとする。

(農業用排水施設への家庭雑排水等の排出の取扱い)

5-0-9 土地改良財産である農業用排水施設への家庭雑排水その他の廃水の排出については、その排出する者の一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である場合（当該農業用排水施設の原形に変更を及ぼす場合を除く。）には、当該農業用排水施設の用途又は目的を妨げるものではないため、他目的使用等には該当しないものとする。

(委託済財産の他目的使用等の承認)

5-土11-1 管理の委託をした土地改良財産につき他目的使用等の承認をしようとする場合において当該他目的使用等が当該財産への改築、追加工事等を伴うものであるときは、部局長は、取扱規則第11条第1項に基づく申請に併せて取扱規則第14条に基づく改築、追加工事等の承認を申請させるものとする。この場合においては、取扱規則第11条第1項に掲げるもののほか、当該工事に係る取扱規則第14条各号に掲げる事項を記入した申請書を提出させるものとする。

(委託済財産の他目的使用等の期間の特例)

5-土11-2 他目的使用等の期間が5年を超える場合において令第59条第1項の承認をすることができる場合として取扱規則第11条第3項の「農村振興局長が別に定める場合」とは、次に掲げるような高度の公共性を有するものである場合とし、その期間は承認又は許可の日から起算して10年を超えない期間（ただし、(1)に掲げる場合において、使用料が当該期間内に改定された場合には、当該改定までの期間）とする。

なお、当該承認に係る期間については、特段の事情のない限り、5年(次に掲げる場合にあっては、10年)とするものとする。

(1) 第一種電気通信事業者、電気事業者等に送電施設の設置のため使用させる場合

(2) ガス事業者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第9項に規定するガス事業者をいう。）に、ガス事業の用に供する導管及びその附属設備を設置するため使用させる場合

(3) 水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）に、水道事業の用に供する導管及びその附属設備を設置するため使用させる場合

(4) 地方公共団体に、下水道の排水施設及びその附属設備を設置するため使用させる場合

(5) 道路管理者に、道路法の規定に基づく道路及びその附属設備を設置するため使用させる場合（ただし、道路法第20条第1項に規定する兼用工作物となる場合を除く。）

(6) 鉄道事業者（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者をいう。）等に、鉄道施設を設置するため使用させる場合

(7) 個人住宅に進入するために設置する橋梁等軽微な工作物設置のために使用させる場合で、地域の実情等を考慮し部局長が適当と認めるとき

(未委託財産の他目的使用等の許可)

5-土12-1 管理の委託をしていない土地改良財産につき他目的使用等の許可をしようとする場合において、当該他目的使用等が当該財産への改築、追加工事等を伴うものであるときは、部局長は、取扱規則第12条第1項に基づく申請に併せて取扱規則第14条の2に基づく改築、追加工事等の承認を申請させるものとする。この場合においては、取扱規則第12条第1項各号に掲げるもののほか、当該工事に係る取扱規則第14条の2各号に掲げる事項を記入した申請書を提出させるものとする。

(未委託財産の他目的使用等の期間の特例)

5-土12-2 他目的使用等の期間が1年を超える場合にあってはその許可をすることができる場合として取扱規則第12条第3項の「農村振興局長が別に定める場合」とは、次に掲げる他目的使用等の場合とする。

(1) 国が直轄管理している土地改良財産に係る他目的使用等

(2) 国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する以前における5-土11-3で規定する高度の公共性を有する他目的使用等

5-土12-3 5-土12-2の(1)の他目的使用等の期間は、取扱規則第11条第3項に定める取扱いに準じて定めるものとする。

5-土12-4 5-土12-2の(2)の他目的使用等の期間は、取扱規則第11条第3項に定める取扱いに準じて定めるものとする。

ただし、この場合にあっては、当該土地改良財産に係る国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了する予定の日を超えない期間として定めるものとする。

⑩土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第8

第8 共有持分の付与

(共有持分付与の基準)

8-0-1 基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産に係る法第94条の4の2第2項の共有持分の付与は、次の要件に適合する場合に限り行うことができるものとする。

(1) 発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要があること。

(2) 当該土地改良施設の本来の用途又は目的を妨げないこと。

(3) 当該土地改良施設の耐用年数が到来するまで使用することが見込まれること。

(4) 次のいずれかに該当することにより共有持分の付与が当該土地改良施設の有効利用に資すると認められること。

ア 農用地面積の減少等社会的、経済的变化により基幹的な土地改良施設の機能に余裕が生じていること。

イ 農業水利施設の整備等農業用水の利用の合理化を行うことにより基幹的な土地改良施設の機能に余裕が生じていること。

ウ 農業水利施設について改築、追加工事等を行ったことにより基幹的な土地改良施設の機能が高められていること。

エ その他当該土地改良施設の有効利用に資するものと認められること。

(共有持分付与に伴う調整等)

8-0-2 部局長は、共有持分の付与に当たっては、必要に応じて関係地域における農業用水の必要水量、面積の減少等に伴う余剰水量等について調査を行い、農業用水の利用に支障を来さないよう当該施設の管理方法等について管理受託者その他の関係者と調整を図るものとする。

8-0-3 部局長は、共有持分の付与に当たっては、あらかじめ、管理受託者その他の関係者に対して、維持管理事業計画の変更等当該共有持分付与に伴い必要な手続をとるよう指導するものとする。

なお、共有持分の付与に伴う当該土地改良財産の管理委託協定の変更は、第3の手続に準じ、共有持分の付与の手続と同時に行うものとする。

8-0-4 部局長は、共有持分の付与に当たっては、あらかじめ、国有財産法第14条第8号の土地又は建物の売払い等を行う場合に準じて財務大臣と協議するものとする。

8-0-5 部局長は、共有持分の付与に当たっては、当該共有持分付与が河川法第23条、第24条、第26条等の規定による手続を要するものであるときは、あらかじめ、その内容を河川管理者に連絡し、その処理につき調整を図るものとする。

(共有持分付与の対価)

8-0-6 共有持分付与の対価の算定方法については、次によるものとする。

(1) 対価算定の基準

ア 共有持分付与の対価は、次の算式により得た額とする。

$$G \times \left(1 - \left[\frac{1 - (10/100)}{T_a} \times T_b \right] \right) \times F$$

G……共有持分付与に係る施設の建設に要した経費に共有持分付与の契約時を1,000とした時価換算率を乗じて得た額

T_a……共有持分付与施設の耐用年数

10/100……共有持分付与施設の耐用年数満了後における残存価格率

T_b……共有持分付与施設の経過耐用年数

F……分離費用身替妥当支出法又は使用度法によって共有持分の付与を受けることとなる者が負担すべきものとして振り分けられた率

イ 部局長は、アにより算定することが著しく不相当と認める場合は農村振興局長の承認を受けて別に対価を定めることができるものとする。

(2) 対価算定の注意事項

(1)の場合における土地改良財産の時価換算等の取扱いについては、5-0-4の(2)を準用するものとする。

(共有対価交付金の交付)

8-0-7 法第94条の4の2第3項の規定による交付金の交付については、「土地改良財産共有対価交付金交付要綱」(昭和48年3月19日付け48構改B第931号農林事務次官依命通達)により行うものとする。

(共有持分付与の申請)

8-土22の3-1 取扱規則第22条の3第1項の申請書は、別紙様式第15号によるものとする。

なお、当該申請に係る土地改良財産が管理委託されているものであるときは、当該申請書に管理受託者の意見書を添付するものとする。

(共有持分付与の協定)

8-土22の3-2 取扱規則第22条の3第2項の協定書は、別紙様式第16号によるものとする。

(共有持分付与に係る施設の共同管理協定)

8-土22の3-3 部局長は、土地改良財産である土地改良施設の共有持分を付与するに当たって、共有持分の付与を受けることとなる者との間で、当該施設の共同管理の方法等につき別紙様式第17号により協定を締結するものとする。

なお、共有持分の付与に係る施設が管理の委託をしたものである場合には、当該協定締結の当事者として当該施設の管理受託者を加えるものとする。

⑪土地改良財産取扱規則第 11 条

(他目的への使用等)

第 11 条 部局長は、土地改良法第 94 条の 6 第 1 項の規定によりその管理を委託した土地改良財産について、管理受託者がこれを他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとするときは、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の申請書に關係図面及び他人に使用又は収益をさせる場合にあつては当該使用又は収益に係る契約書の案を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

2 部局長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その使用又は収益の目的が土地改良財産（ダムその他のえん堤及び揚水施設並びに水路に限る。）を発電事業又は水道事業の用に供することであるものにつき土地改良法施行令第 59 条第 1 項の承認をしようとするときは、当該申請書に前項の關係図面、契約書の案及び次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

(1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項

(2) 当該土地改良財産の管理を委託した年月日

(3) 当該使用又は収益についての当該部局長の意見

(4) その他参考となるべき事項

3 第 1 項の他の目的への使用又は収益につき行なう土地改良法施行令第 59 条第 1 項の承認は、農村振興局長が別に定める場合を除き、その使用又は収益の期間が 5 年をこえない場合に限り、することができる。

4 前 3 項の規定は、第 1 項の管理受託者が同項の申請書の記載事項のうち土地改良法施行令第 59 条第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を変更しようとする場合に準用する。

ただし、当該管理受託者が同項第 4 号に掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、第 2 項の農村振興局長の承認を受けることを要しない。

⑫土地改良財産取扱規則第 12 条

第 12 条 部局長は、土地改良法第 94 条の 4 の 2 第 1 項の規定によりその管理する土地改良財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用させ、又は収益させる場合には、あらかじめ、その使用又は収益をしようとする者から次に掲げる事項を記載した許可申請書を当該部局長に提出させるものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所

(2) 使用又は収益をしようとする土地改良財産の範囲

(3) 使用又は収益の用途又は目的及び方法

(4) 使用又は収益の期間

(5) その他必要な事項

2 部局長は、前項の許可申請書の提出があつた場合において、その使用又は収益の目的が土地改良財産（ダムその他のえん堤及び揚水施設並びに水路に限る。）を発電事業又は水道事業の用に供することであるものにつき許可をしようとするときは、当該申請書に次に掲げる事項を記載した書面及び關係図面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。

(1) 当該土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項

(2) 当該使用又は収益の対価の額、納入方法及び納入期限

(3) 当該使用又は収益についての当該部局長の意見

(4) その他参考となるべき事項

- 3 第1項の使用又は収益の期間は、農村振興局長が別に定める場合を除き、1年をこえることができない。
- 4 前3項の規定は、第1項の使用又は収益の許可を受けた者が同項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする場合に準用する。
ただし、当該使用又は収益の許可を受けた者が同項第4号に掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、第2項の農村振興局長の承認を受けることを要しない。

⑬取扱規則第22条の3

(共有持分の付与)

第22条の3 部局長は、その管理し、又は土地改良法第94条の6第1項の規定によりその管理を委託した土地改良法施行令第55条の2に規定する基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産である土地又は工作物その他の物件について、同法第94条の4の2第2項の規定により共有持分を付与しようとする場合には、あらかじめ、その付与の相手方となるべき者から次に掲げる事項を記載した共有持分付与申請書に関係図面を添え、これを当該部局長に提出させるものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 共有持分の付与に係る土地改良財産の明細
 - (3) 共有持分の付与に係る土地改良財産の使用計画及び当該土地改良財産の使用に関連する事業計画の概要
 - (4) その他必要な事項
- 2 部局長は、前項の共有持分付与申請書の提出があつた場合において、当該申請者に共有持分を付与しようとするときは、次に掲げる事項を記載した協定書によつてするものとする。
- (1) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産の明細及び当該申請書者に付与すべき共有持分
 - (2) 当該共有持分の付与の対価の額及び支払方法
 - (3) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産の使用方法、管理方法及び管理に要する費用の分担
 - (4) 当該共有持分の付与の条件及び時期
 - (5) その他必要な事項
- 3 部局長（農村振興局長を除く。）は、前項の協定を締結しようとするときは、あらかじめ、同項の協定書の案に第1項の申請書及び関係図面並びに次に掲げる事項を記載した書面を添え、これを農村振興局長に提出してその承認を受けなければならない。
- (1) 当該共有持分の付与に係る土地改良財産に係る土地改良財産台帳の記載事項
 - (2) 当該共有持分の付与を行おうとする理由
 - (3) 当該共有持分の付与についての当該部局長の意見
 - (4) 当該共有持分の付与についての都道府県、土地改良区等関係者の意見
 - (5) その他参考となるべき事項

2) 河川法関係

①河川法第 23 条

(流水の占用の許可)

第 23 条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

②河川法第 24 条

(土地の占用の許可)

第 24 条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

③河川法第 26 条第 1 項

(工作物の新築等の許可)

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

④河川法第 27 条第 1 項

(土地の掘削等の許可)

第 27 条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切上その他土地の形状を変更する行為(前条第 1 項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

⑤河川法施行規則第 11 条

(水利使用の許可の申請)

第十一条 水利使用に関する法第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項又は第二十七条第一項の許可の申請は、別記様式第八の(甲)及び(乙の 1)による申請書の正本一部及び別表第一に掲げる部数の写しを提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した図書

イ 水利使用に係る事業の計画の概要

ロ 使用水量の算出の根拠

ハ 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

ニ 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

(イ) 治水

(ロ) 関係河川使用者（法第二十八条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除く。）の河川の使用

(ハ) 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

(ニ) 漁業

(ホ) 史跡、名勝及び天然記念物

ホ 法第四十四条第一項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

二 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る次の表に掲げる図書（法第二十六条第一項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

三 法第三十八条 ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面

四 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあつては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

五 水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

六 第三十九条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した書面

七 その他参考となるべき事項を記載した図書

⑥河川法第 38 条

（水利使用の申請があつた場合の通知）

第 38 条 河川管理者は、水利使用に関し第 23 条又は第 26 条第 1 項の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第 23 条から第 29 条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関する権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りではない。

⑦河川法施行令第 21 条

（河川に関し権利を有する者）

第 21 条 法第 38 条の政令で定める河川に関し権利を有する者は、漁業権者及び入漁権者とする。

⑧河川法第 53 条

(渇水時における水利使用の調整)

- 第 53 条** 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となり、又は困難となるおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者（以下この款において「水利使用者」という。）は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うように努めなければならない。この場合において、河川管理者は、当該協議が円滑に行われるようにするため、水利使用の調整に関して必要な情報の提供に努めなければならない。
- 2** 前項の協議を行うに当たっては、水利使用者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。
- 3** 河川管理者は、第 1 項の協議が成立しない場合において、水利使用者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行わなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行うことができる。

3) 土地改良法以外の財産関係の法令

①地方自治法第 237 条

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるとき又は同条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。

②地方自治法第 238 条

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

七 出資による権利

八 財産の信託の受益権

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。（省略）

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

③地方自治法第 238 条の 4

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的

- に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。
- 二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

④国有財産法第 18 条第 1 項、第 3 項

(処分等の制限)

第十八条 行政財産は、貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又は私権を設定することができない。

- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この条において「特定施設」という。）を国以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

⑤国有財産法第 19 条

(準用規定)

第十九条 第二十一条から第二十五条まで（前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十一条第一項第二号を除く。）の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の貸付け又は同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

⑥国有財産法第 22 条第 1 項

(無償貸付)

第二十二条 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。
- 二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。
- 三 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。
- 四 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき。
- 五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第五号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。
- 六 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第二条第三項の国民の保護のための措置又は同法第一百七十二条第一項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。

4) 環境に関する法令・基準

①農業用水質基準（農林水産技術会議昭和46年10月4日）

項 目		農業用水基準 (農林省公害研究会昭和45年) (農林水産技術会議昭和46年10月4日)
pH(水素イオン濃度)		6.0～7.5
COD(化学的酸素要求量)		6mg/L 以下
BOD(生物化学的酸素要求量)		—
SS(浮遊物質)		100mg/L 以下
DO(溶存酸素)		5mg/L 以下
T-N(全窒素濃度)		1mg/L 以下
NH ₄ -N(アンモニア性窒素)		—
EC(電気伝導度)		0.3mS/cm 以下
Cl ⁻ (塩素イオン)		—
ER(蒸発残留物)		—
重金属	As(ヒ素)	0.05mg/L 以下
	Zn(亜鉛)	0.5mg/L 以下
	Cu(銅)	0.02mg/L 以下

②環境基本法第 16 条

第 16 条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

③水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁）

水質汚濁に係る環境基準について

昭和 46 年 12 月 28 日
環境庁告示第 59 号

改正 昭 49 環告 63・昭 50 環告 3・昭 57 環告 41・環告 140・昭 60 環告 29・昭 61 環告 1・平 3 環告 78・平 5 環告 16・環告 65・平 7 環告 17・平 10 環告 15・平 11 環告 14・平 12 環告 22・平 15 環告 123

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じて、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等

(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/l 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l 以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l 以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/l 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.2又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/l 以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/l 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/ 100ml 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/ 100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定 装置によりこ れと同程度の 計測結果の 得られる方法	規格21に定め る方法	付表8に掲げ る方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測 結果の得られ る方法	最確数による 定量法	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。							
4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01mg/l・……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB酵素管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各資料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	該当水域
		全 垂 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	第1の2の (2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
測定方法	規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)		
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)			

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	1 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50 MPN/ 100ml 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	5 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	15 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表8に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下	
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	ごみ等の浮遊が認められないこと。	0.1 mg/l 以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、日間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1級 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3級の水産生物用
 水産2級 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 : コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	該当水域
		全 亜 鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	第1の2の (2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	

④水産用水基準（水産資源保護協会）

自然水域には、それぞれの環境の特性に応じて、多くの有用水産動植物が生息しており、それらが漁獲の対象となっている一方、そこでは増養殖も広く営まれている。これらの水域の水は、水産業にとっては生産の基盤となる重要な環境要素であり、その具備すべき条件は、水産動植物の正常な生息および繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うことができ、かつ、その漁獲物の経済価値が低下しないことが必要である。そのような条件を備えたものとしては、まず、正常な自然水域の水質があげられる。

河川、湖沼あるいは海洋の成立過程や歴史的に果たしてきた役割などを考えると、自然水域に汚染負荷をまったく許さないということで、水域の条件を検討するのは实际的ではない。

しかし、もし、水域に存在する物質が自然条件の限度を越え、あるいは自然界に存在しない物質が蓄積されていくような場合には、水域の正常な生物生産が阻害され、その結果として水産業に被害が発生する心配がある。したがって、自然水域の水質をそこなわねためには、むしろ、自然条件を十分検討して、水生生物保護のための環境の水質基準をつくることが必要であり、これを水産用水基準と名づける。

この基準は、現段階における研究成果から得られた諸情報を基礎として策定したもので、将来得られる各種の水域調査や生物試験の結果を定期的に補足し、改定を行っていく必要がある。

（水産用水基準（2005年版）平成18年3月 社団法人 日本水産資源保護協会 I．趣旨を引用）

・生活環境項目

水 域	河 川		湖 沼		海 域	
BOD	自然繁殖の条件	生育の条件	—		—	
	3mg/L 以下 (2mg/L 以下)	5mg/L 以下 (3mg/L 以下)				
COD※	—		自然繁殖の条件	生育の条件	一般海域	ノリ養殖場 閉鎖性内湾の 沿湾域
			4mg/L 以下 (2mg/L 以下)	5mg/L 以下 (3mg/L 以下)	1mg/L 以下	2mg/L 以下
全リン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下(コイ・フナ) 0.05mg/L 以下(ワカサギ) 0.01mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における 水産1級 0.03mg/L 以下 水産2級 0.05mg/L 以下 水産3級 0.09mg/L 以下	
・無機態リン					ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.007 ～ 0.014mg/L	
全窒素	1 mg/L 以下		1.0mg/L 以下(コイ・フナ) 0.6mg/L 以下(ワカサギ) 0.2mg/L 以下(サケ科・アユ)		環境基準における 水産1級 0.3mg/L 以下 水産2級 0.6mg/L 以下 水産3級 1.0mg/L 以下	
・無機態窒素					ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.07 ～ 0.1mg/L	
DO	6mg/L 以上 (7mg/L 以上)				6mg/L 以上 内湾漁場の夏季底層 4.3mg/L (3mg/L)	
pH	6.7～7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと				7.8～8.4 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと	
SS	25mg/L 以下(人為的に加えられる懸濁物質は 5mg/L 以下)。	サケ・マス・アユ	温水性魚類	人為的に加えられる懸濁物質は2 mg/L 以下。		
	忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	1.4mg/L 以下 (透明度4.5m以上)	3.0mg/L 以下 (透明度1.0m以上)	海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。		
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。					
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。					
大腸菌群数	1000MPN/100mL (生食用のカキ飼育 70MPN/100mL) 以下であること。					
油分	水中には油分が含まれないこと。水面には油膜が認められないこと。					
有害物質	農薬、重金属、シアン、化学物質などが、有害な程度に含まれないこと。					
底質	有機物などによる汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。				COD _{OH} 20mg/g 乾泥以下 硫黄物 0.2mg/g 乾泥以下 n-ヘキサン抽出物 0.1%以下	
	微細な懸濁物が岩面、礫または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 溶出試験(環告14号)により得られた検液の有害物質が水産用水基準の基準値の10倍を下回ること。					

※ 湖沼においては酸性法、海域においてはアルカリ性法

()内はサケ、マス、アユを対象とする場合

(平成18年3月 (社)日本水産資源保護協会)

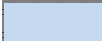
⑤水質階級と指標生物の生息範囲（環境省）

カゲロウ、サワガニ等河川に生息する水生生物は、水質汚濁等の影響を受けるところから、そこに生息する水生生物を用いてその水域の水質を判定することができる。このような水質調査は、一般の人にも分かりやすいものである上、高価な器具や化学分析のような特別の技術を要しないことから、誰でも参加できるという利点がある。また、調査を通じて身近な自然に接し、水質の状況を知ることにより環境問題への関心を高めるよい機会となる。

このため、環境庁では、水生生物による水質判定のマニュアルである「水生生物による水質の調査法・川の生き物から水質を調べよう」を作成し、全国の都道府県を通じて市民の参加を呼びかけ、昭和 59 年度から全国の河川において「水生生物調査」を実施している。本調査においては、河川に生息する水生生物のうち、{1}全国各地に広く分布し、{2}分類が容易で、{3}水質に係る指標性が高い、16 種を指標生物としている。

（参考）水質階級と指標生物の生息範囲

番号	水質階級 指標生物	I きれいな水	II 少し 汚れた水	III きたない水	IV 大変 きたない水	
1	ウズムシ類					きれいな水の 指標生物
2	サワガニ					
3	ブユ類					
4	カワゲラ類					
5	ナガレトビケラ・ ヤマトビケラ類					
6	ヒラタカゲロウ類					
7	ヘビトンボ類		-----			
8	5以外の トビケラ類					少し汚れた水の 指標生物
9	6、11以外の カゲロウ類					
10	ヒラタドROMシ類	-----				
11	サホコカゲロウ		-----			きたない水の 指標生物
12	ヒル類		-----			
13	ミズムシ		-----			
14	サカマキガイ					大変きたない 水の指標生物
15	セスジユスリカ			-----		
16	イトミミズ類			-----		

 は、2つの段階の指標になる生物。

5) その他

①国家賠償法第2条第1項

第2条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

②民法第717条

(土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 前2項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

7-4. 参考文献

- ①土地改良施設管理 Q&A（施設管理関係質疑応答集）（平成 10 年 2 月 全国土地改良事業団体連合会）
- ②国土交通省河川砂防技術基準 同解説（計画編）（平成 17 年 11 月 日本河川協会）
- ③農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針（平成 19 年 2 月 （社）農業土木学会）
- ④環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（平成 16 年 12 月 （社）農業土木学会）
- ⑤正常流量の手引き（案）（平成 19 年 9 月 国土交通省河川局）
- ⑥農業農村整備事業における景観配慮の手引き（平成 19 年 6 月 （社）農業土木学会）
- ⑦「水緑空間の設計」（農業土木学会誌 昭和 53 年 9 月 勝野武彦）
- ⑧水辺の計画と設計 昭和 50 年 吉村元男 芝原幸夫 鹿島出版会